

第1回 F L E C フォーラム

~社会的養護の健全な発展のために~

報告書

全国家庭養護推進ネットワーク 2019 年 3 月





はじめに

平成 28 年の児童福祉法改正において、我が国の社会的養護においても、里親委託をはじめとする「家庭養護」が原則とされ、さらに子どもたちのパーマネンシー保障という観点から特別養子縁組を推進する方向も明確に打ち出されました。

今後、改正後の児童福祉法や先般の「新しい社会的養育ビジョン」(平成 29 年 8 月 2 日)、厚生労働省による「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を踏まえ、各都道府県においてこれまでの計画の見直しが進められますが、家庭養護を現場で実際に推進するためには、里親、ファミリーホーム、施設、児童相談所、民間養子縁組あっせん機関、フォスタリング機関、学会、行政、メディアなどの様々な関係者相互のネットワークを構築・強化するとともに、それぞれの現場で関係者が共通認識の下、密接に協力して具体的な対策に取り組むことが必要となります。また、今後は障害児施策や子育て支援施策、母子保健施策、学校教育等の関連分野との連携と協働も、ますます重要性を増してきます。

こうした現状を踏まえ、関係者相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、具体的に講ずるべき実効性のある施策について、志ある方々が、それぞれの主体間の垣根や主義主張の相違を超え、横断的に交流、討議するプラットフォームを設けようと、今般「全国家庭養護推進ネットワーク」を立ち上げ、第一回「FLEC フォーラム」を開催することとしました。

FLEC とは、Family Life for Every Child の頭文字をとり、すべての子どもに家庭での生活を、という気持ちをこめて名付けました。このネットワークとフォーラムが、わが国のすべての子どもたちの未来を切り拓く一助となることを切に願っております。

平成31年3月29日 全国家庭養護推進ネットワーク

目次

	開催趣旨・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1		
	全国家庭養護	推	進	ネ	ツ	 	ワ	_	ク																
	共同代表・設	<u>.</u>	発	起	人	•	幹	事	•	事	務	局	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2		
	開催概要・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4		
	プログラム・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5		
1	日目																								
	代表挨拶・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6		
	趣旨説明・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8		
	来賓挨拶・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0	
シンポジウム「これからの社会的養護を展望する																									
	– ビジョン、	=	十画	策	定	要	領	か な	公司	麦、	7	<u>-</u> L	ノて	都	道	府	県	= †i	画	の <u>!</u>	見ī	直	U	こ向けて	<u>-</u>]
		ſ	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	• :	1 2	
2	2日目																								
分科会・シンポジウム「今後の家庭養護の推進に向けて」																									
		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	5	
	閉会挨拶・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	3	
	資料(抜粋)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	4	
	アンケート・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0 4	
	その他会場風	黒	<u>.</u>	•	•		•		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	1	0.8	

開催趣旨

FLEC フォーラムとは

すべての子どもたちに家庭での生活を(Family Life for Every Child: FLEC)という思いをこめて、家庭養護とその関連分野にさまざまな立場で携わる関係者が集い、相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、実効性のある施策について意見を交わすことを目的に、FLEC フォーラムを開催します。家庭養護の推進に興味・関心のある方はどなたでもご参加ください。

主なトピック

- ・これらからの社会的養護を展望するービジョン、計画策定要領の公表、そして都 道府県計画の見直しに向けて
- ・里親を増やすための方策と家庭養護を推進するためのフォスタリング機関、 児童相談所のあり方
- ・家庭養護の推進に向けた施設のあり方
- ・社会的養護と障害児施策、子育て支援、母子保健等の他施策との連携
- ・要保護児童を対象とした特別養子縁組の展望
- ・多様な子どものニーズに対応する家庭養護の質の向上
- ・今後の家庭養護の推進に向けて

全国家庭養護推進ネットワークとは

家庭養護とその関連分野の関係者相互のネットワークの構築・強化を図るととも に、実効性のある施策について、志ある方々が、それぞれの主体間の垣根や主義主張 の相違を超え、横断的に交流、討議するプラットフォームとして設立いたします。

共同代表・設立発起人・幹事・事務局

<全国家庭養護推進ネットワーク>

共同代表

潮谷 義子(社会福祉法人慈愛園理事長、前熊本県知事)

柏女 霊峰(淑徳大学総合福祉学部教授)

相澤 仁(大分大学福祉健康科学部教授)

設立発起人

相澤 仁(大分大学福祉健康科学部教授)

猪飼 周平(一橋大学大学院社会学研究科教授)

市川 亨(共同通信編集局生活報道部次長)

大谷 泰夫(日本保育協会理事長、元厚生労働審議官)

奥山眞紀子(国立成育医療研究センターこころの診療部統括部長)

大日向雅美 (恵泉女学園大学学長)

影山 秀人 (影山法律事務所弁護士)

柏女 霊峰(淑徳大学総合福祉学部教授)

上鹿渡和宏(長野大学社会福祉学部教授)

唐澤 剛 (元厚生労働省家庭福祉課長、元内閣官房地方創生総括官)

木下 勝之(日本産婦人科医会会長)

榊原 智子(読売新聞東京本社 調査研究本部 主任研究員)

笹川 陽平(公益財団法人日本財団会長)

潮谷、義子(社会福祉法人慈愛園理事長、前熊本県知事)

澁谷 昌史 (関東学院大学社会学部教授)

土井 香苗 (ヒューマン・ライツ・ウォッチ日本代表)

永松 悟(大分県杵築市長)

西澤 哲(山梨県立大学人間福祉学部教授)

西島 善久(公益社団法人日本社会福祉士会会長)

西田 陽光(一般社団法人次世代社会研究機構代表理事)

野澤 和弘 (毎日新聞論説委員)

林 浩康(日本女子大学人間社会学部教授)

板東久美子(日本司法支援センター理事長)

福井トシ子(公益社団法人日本看護協会会長)

藤井 康弘 (元厚生労働省障害保健福祉部長)

宮島 清(日本社会事業大学専門職大学院教授)

宮田 俊男(大阪大学産学共創本部特任教授、医療法人社団 DEN 理事長)

村木 厚子 (元厚生労働事務次官)

村瀬嘉代子(一般財団法人日本心理研修センター理事長)

山縣 文治 (関西大学人間健康学部教授)

山本 詩子(公益社団法人日本助産師会会長)

横倉 義武(公益社団法人日本医師会会長)

横堀 昌子(青山学院女子短期大学子ども学科教授)

米山明(心身障害児総合医療療育センター外来療育部長)

共同代表・設立発起人・幹事・事務局

幹事

相澤 仁 (大分大学福祉健康科学部教授)

新井 淳子 (一般社団法人こどもみらい横浜会長)

柏女 霊峰 (淑徳大学総合福祉学部教授)

上鹿渡和宏 (長野大学社会福祉学部教授)

北川 聡子 (社会福祉法人麦の子会総合施設長)

木ノ内博道 (NPO 法人千葉県里親家庭支援センター理事長)

潮谷 義子 (社会福祉法人慈愛園理事長、前熊本県知事)

都留 和光 (二葉乳児院施設長)

花田 悦子 (児童養護施設「報恩母の家」施設長)

藤井 康弘 (東京養育家庭の会理事、元厚生労働省障害保健福祉部長)

宮田 俊男 (大阪大学産学共創本部特任教授、医療法人社団 DEN 理事長)

山本 節子 (ファミリーホーム「ホームばあばぱぱ」)

ロング朋子 (一般社団法人ベアホープ代表理事)

渡邊 守 (NPO 法人キーアセット代表)

事務局

一般社団法人共生社会推進プラットフォーム 理事長 藤井 康弘 事務局一同

開催概要

〇日 程:

2019年2月2日(土)

13:00~17:40 FLEC フォーラム 1 日目

18:00~20:00 レセプション

2019年2月3日(日)

9:00~14:10 FLEC フォーラム 2 日目

〇場 所:ベルサール神保町

(東京都千代田区西神田 3-2-1 住友不動産千代田ファーストビル南館)

〇主 催:全国家庭養護推進ネットワーク

〇助 成:日本財団

〇対 象:家庭養護の推進に興味・関心のある方はどなたでも

○参加人数:約240人(プレス、招待客等を含む)



プログラム

2月2日(土) FLEC フォーラム 1日目

12:20~ 受付

13:00~13:10 代表挨拶

13:10~13:25 全国家庭養護推進ネットワーク設立及びフォーラム開催の趣旨説明

13:25~13:40 来賓挨拶

13:40~17:40 シンポジウム「これからの社会的養護を展望する-ビジョン、計画策定要領の公表、 そして都道府県計画の見直しに向けて-」

17:40~ 休憩

18:00~20:00 レセプション

2月3日(日) FLEC フォーラム 2日目

8:30~ 開場・受付

9:00~11:30 分科会

分科会 1 「里親を増やすための方策と家庭養護を推進するためのフォスタリング機関、 児童相談所のあり方」

分科会2「家庭養護の推進に向けた施設のあり方」

分科会3「社会的養護と障害児施策、子育て支援、母子保健等の他施策との連携」

分科会4「要保護児童を対象とした特別養子縁組の展望」

分科会 5 「多様な子どものニーズに対応する家庭養護の質の向上」

11:30~ 休憩

12:30~14:00 シンポジウム「今後の家庭養護の推進に向けて」

〇各分科会からの報告

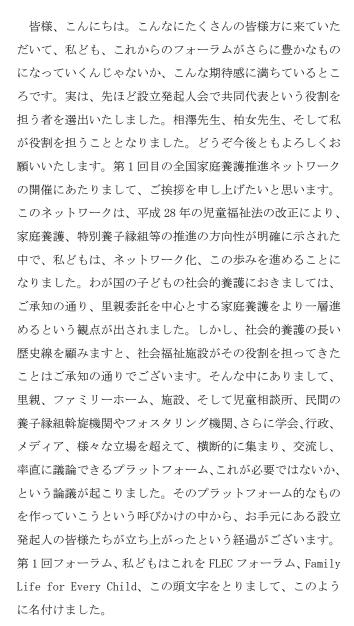
○今後のネットワークに期待するもの

14:00~ 閉会の挨拶

潮谷 義子

(共同代表/社会福祉法人慈愛園理事長、前熊

本県知事)



先ほど少し触れましたけれども、わが国の社会的養護、これはその多くを施設に頼るかたちで発展してきました。何らかの理由で産まれた家庭から離れて、そして施設で暮らすことを余儀なくされる。その子どもたちに対して私たちは、家



庭が大事である、このことをしっかり共有しつつ、社会的養護の役割を担ってまいりました。従いまして、親子関係の修復、さらには、家族に援助をしていくことなしには、子どもたちを復帰させていくことが難しい。社会的養護を担っているそれぞれの機関は、そのような思いの中で、科学的に、あるいは心理的に、あるいは様々な事象やケースを通して学びを重ねてきた、という歴史があることは、改めて申し上げるまでもないことだと思います。しかし、私たちは家庭的養護を否定するものではありません。社会的養護に関わる者全てが、子どもたちに家庭的養護を、と願いながら歩みを進めてきています。

私自身も乳児院の中に27年間働いてまいりました。そして、 ボランティア活動の中で、障害児のボランティア、さらには 精神障害の方々のボランティア、あるいは行政の中におきま して、ユニバーサルデザインを柱にしながら、人権と平等、 自己実現をどのように行政はバックアップをしていかなけれ ばならないのか。そういう課題の中で取り組んでまいりまし た。今回の児童養護に関わりまして、児童福祉法は子どもの 権利条約を受けるかたちの中で施行されました。子どもの権 利条約の中で、私たちがもう一度、子どもたちが社会的養護 の中の首座としてその位置を占めているのか、あるいは、子 どもたちが未来に向かって自分自身の家族というものを持っ たときの、様々なかたちでのスキル。こういったものが足り はしないか。そういったことを率直に見つめながら、様々な 領域の皆様方と横に連携をして、そして子どもの権利条約の 中に盛り込まれている権利の主体、これを実現してまいりた い。このような願いを持っています。

また一方、私たち自身が子どもの権利条約に基づく権利の 代弁者としての役割をしっかりと果たしていくことが今後の 養護を推進していく中での大きな柱になっていくのではない

か。そのためには、単体としてこの問題に取り組んでいくの ではなく、少しずつ横に連携をしていく。そして検証してい く、協働をしていく。こういうようなかたちで、具体的に見 えてくるよい方向をスパイラルアップして、それを一つの方 向性として出していきたい、このような願いを持っています。 とりわけ、愛着の問題に関しまして、乳児院、養護施設、様々 に検証を続けてきております。今後とも家庭養育に勝るとも 劣らないかたちの中で、私たちは社会的養護の中からこの道 筋をどのように作り上げていくのか。そういった課題を共有 していかなければならないと思っております。とりわけ、わ が国では里親が専門職ではないということを考えますと、児 童相談所、施設、里親支援機関による里親家庭への支援がな ければ家庭養護は成り立ちません。私たち自身がそのエビデ ンスを今後ともしっかり表に出しながら、社会的養護、そし て家庭復帰、これに向けての働きを果たしていきたいと思い ます。

このプラットフォームの目的は、繰り返しますが、子どもの最善の利益の実現、ここにあるということを今日皆様方と共有してまいりたいと考えております。それぞれが子どもの命、健康、暮らし、これを豊かに保証していく役割を担い、質の高い内容を今後とも模索をしていきたいと思っています。今、私たちがこの第一歩を進めることができましたこと、この背景の中に、このフォーラムに対して日本財団、そして事務局の共生社会推進プラットフォームの皆様方のお力添えがありましたことに感謝をし、ここからのスタートを皆さんと一緒にしっかりと歩み出し、今年1年の一過性ではなく、継続的にこの問題に取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。設立にあたり、設立委員を代表いたしまして、私のほうから簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

柏女 霊峰

(共同代表/淑徳大学総合福祉学部教授)



皆様こんにちは。ただいま潮谷共同代表のほうから話がありましたけれども、私からは、このフォーラム、あるいはネットワークの趣旨についてお話させていただきたいと思います。申し遅れましたが、私は児童相談所、それから厚生省を経て、四半世紀、淑徳大学で子ども家庭福祉の教鞭をとって、保育士、社会福祉士等の養成に携わっております。子ども家庭福祉学の研究を続けている者でございます。今日私からは大きく3点についてお話をさせていただきます。一つは、全国家庭養護推進ネットワークが戦後70年以上を経て、ここに設立されたものを、少し歴史を俯瞰しながら考えてみたい、そしてその意義について考えてみたいと思います。二つ目は、全国家庭養護推進ネットワークの創設であります。で、三つ目が、このFLECフォーラムの内容というかたちでお話を進めさせていただきたいと思います。

今年で平成期が終わります。そして次の時代にバトンを渡していくかたちになります。平成期の社会的養護は今ほど潮谷共同代表のほうから話がありましたように、施設を中心として展開してきました。社会的養護に占める里親委託率は、昭和33年頃までは20パーセント以上をキープしておりました。しかしながらその後減少に転じ、平成12年に7パーセントと、史上最低の割合となります。そして、最近は再び上昇し、直近値では19.7パーセントと、戦後の時代に近づいてきたということになります。ここまではいわば歴史が辿ってきた道ということになります。

里親委託が最低になった時期というのが一体どんな時期だったのか。平成12年ということですけれども、つまり平成の初期から中期にあたります。この時期は、子育ての孤立化などの問題が進行した時代でした。平成2年には、1.57ショッ

クも起こっております。当時の厚生省の懇談会、私も事務局に名を連ねておりましたが、その懇談会は、この少子化というのは深刻で静かなる危機だということを言っていました。 国は平成6年に初めての子育て支援の国家計画であるエンゼルプランを立ち上げました。同時に、子どもの権利条約を締結し、子どもの権利養護、子ども虐待防止にも本格的に取り組み始めております。つまり、平成の初期が、国が直接的に子育てに支援と介入を開始した時期ということになります。

子どもの権利条約を締結しましたけれども、家庭養護割合 は低く、国連から施設偏重の改善について、何度も勧告があ り続けました。その平成12年以降、国は家庭養護推進に取り 組み始めます。厚生労働省のホームページによれば、それは 四つの段階に渡っています。いわば、助走期間、そして、ホ ップステップジャンプ。この4段階になっています。第1段 階は平成14年の里親制度改正です。里親を4類型とし、最低 基準を定め、そして里親支援事業を今回のフォスタリング機 関に発展していく里親支援事業を開始し、いわば家庭養護推 進が始まった時期となります。この時期が助走期間というこ とです。この時期に、里親委託割合を16パーセントにするん だ、という国家目標も設定されています。それはもう超えて いるわけですけれども。そして第2段階は、平成20年の改正 児童福祉法で、里親制度を振興したり、ファミリーホームが 制度化された時期ということになります。里親手当も倍額に なりました。それまでは毎年1,000円ずつアップしていた手 当が、一挙に倍額になりました。第3の動きが、社会保障と 税の一体改革の一環として実施された、平成23年の社会的養 護の課題と将来像ということになります。ここでは社会的養 護全体の改革が行われると同時に、里親委託優先の原則とい

うものが規定されました。そして平成27年度から改革が都道府県も巻き込んで始まっています。そして最後のジャンプです。第4の波が、先ほど潮谷代表のほうからもお話がありましたが、平成28年の改正児童福祉法による、里親養護優先の原則の法定化ということになります。そしてそのあと、今日もシンポジストとしてご参加いただきます、奥山座長を中心とする検討会が立ち上げた新しい社会的養育ビジョンということになります。このビジョンに基づいて、政府はこの社会的養育推進計画の策定要領を全国に示し、そして今、全ての地方自治体で計画の策定が進んでいる。いわば新しい社会的養護の飛躍の旅立ちということになります。ちょうどおりしも、特別養子縁組の改革も進んでいっています。また、養子縁組斡旋機関に対する支援と、それを行う法律も施行されているということで、新しい時代にこれから進んで行こうということになります。

全国家庭養護推進ネットワークは、そういう時期に創設さ れました。施設養護か、家庭養護か、といったような二項対 立的な問題ではなく、全ての参加者が集まって、そして志あ る者が集まって、政策提言を行っていこう。そして協働を行 っていこう。そのためのプラットフォームを作っていこうと いうことで、先ほど共同代表の潮谷のほうからあったことを 進めてきたわけです。このプラットフォーム、フォーラムを 立ち上げるにあたって、推進母体が必要でありました。その 推進母体として、一般社団法人共生社会推進プラットフォー ム、こうした団体をまず立ち上げました。これは家庭養護推 進だけを図るのではなく、谷間に落ちている弱い方々、その 声を上げにくい方々に様々な領域で支援をしていく。そうい う共生社会を作っていくためのプラットフォームを推進して いく、そういうことで、団体を作りました。今日のこれから のシンポジウムの司会、コーディネーターを務めます藤井が 理事長をして、私、それから共同代表の相澤が理事として関 わりを持たせていただいています。このプラットフォームを 母体として、このネットワークが作られています。

そして、34名の各界代表者の方、有識者の方に設立発起 人に名を連ねていただき、10数名の幹事とともにこの企画を 進めてまいりました。先ほど開催された総会で、規約や幹事をご承認いただき、今後わが国の全ての子どもたちの未来を切り開く。そうした一助となることを願って活動を開始していきたいというふうに思います。そのための初回が今日のフォーラムということになります。フォーラムだけにとどまらず、一同様々な立場の方が集まって意見交換をするのみならず、将来的には政策提言を行っていきたい。具体的な家庭養護の分野における建設的な政策提言を行っていきたい。そんなことを願いにして、今日がその一歩というかたちになります。

このフォーラム、先ほど潮谷共同代表のほうから FLEC フォーラムの紹介がありました。名前の由来がありました。Family Life for Every Child の頭文字をとって FLEC という愛称として、FLEC フォーラムと呼んでいこう、ということです。準備は全て幹事の手弁当で進めてきました。また優秀な事務局が支えてくれました。構成は、2 日間にわたり、初日は、これからシンポジウムが行われるかたちになります。4 時間をとっておりますので、今後の家庭養護、社会的養護のあり方について、論点を絞って、しっかり議論をしていきたいと思います。今日ご参加いただきました方は、最終的には200名を超えました。本当に大勢の、多くのジャンルの方がお集まりいただきましたことに、心より感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

子どもは、大人が次の世代に送る生きたメッセージという ふうに呼ばれます。子育では時代と時代をつなぎ、そして次 世代をはぐくむ営み、というふうにも言われます。子はかすがいというふうに言いますけれども、子育では人と人をつなぎ、そして時代と時代を結ぶかすがいでもあります。平成期に最低を迎えた家庭養護委託率。それを次の時代に大幅に上げていくために、私たちが協働し、そして議論し、提言していくことを心から願いたいと思います。以上をもちまして、私からの趣旨説明とさせていただきます。2日間が有意義な会になりますよう、皆様方のご協力をお願いしたします。ありがとうございました。

来賓挨拶

濱谷 浩樹

(厚生労働省子ども家庭局長)



皆さんこんにちは。ご紹介いただきました、子ども家庭局長の濵谷と申します。まず、第1回のフォーラム、本当に盛大に開催されますことを心からお喜び申し上げます。またこのフォーラム、全国家庭養護推進ネットワークの方々、あるいは関係者の方々のご尽力で開催できるものと思います。心からそのご尽力に対しまして敬意を表させていただきます。

制度改正の話、28年の児童福祉法改正、それから社会的養育ビジョン、都道府県社会的養育推進計画の策定要領と、これまでの動きにつきましては柏女先生からご紹介がございましたので省きますけれども、そのほか、昨年の目黒の事案を受けました緊急総合対策、それからこの年末には新たな児童相談所と市町村の体制の強化のプランの策定なども行ってきております。また、昨年、審議会でご議論いただきまして、今国会には児童相談所の体制強化、それから職員の質向上に向けた法改正も検討しているところでございます。そういう意味では、制度的な枠組み、歴史的経緯を経まして、着々と充実、強化、あるいはあらたな方向に向けて進んできているというふうに思います。

ただ、今回も残念な事件がありましたけれども、体制強化をしていく中で、やはり重要なのは、子どもの関係に携わる方々一人一人の意識の持ち方かなと思います。そういう意味では、こういった関係者の方々が子どもを第一に、という意識を共有する場ができますことは、大変意義深いものというふうに思います。私も、全国家庭養護推進ネットワークの趣

旨、パンフレットを拝見いたしますと、志ある方々がそれぞれの自治体間の垣根や、主義主張の相違を越え、横断的に交流、討議するプラットフォームとして設立、というふうに書かれております。私もこの半年間、今のポジションで仕事をしてまいりましたけれども、子ども第一というところ、子ども最善の利益というところでは、皆さん共通いたしますが、それぞれ主義主張というところがございます。多様な意見がございます。そういった多様な意見を、公式の場だけではなくて、このような率直に意見交換する場が必要なのではないかというふうに、個人的にも思っていましたところ、こういったフォーラムが今日できるということは、本当に時宜を得たものではないかと思います。

また、制度的枠組みは整ってまいりましたけれども、残念ながら事件が最近でも起きている状況を踏まえますと、やはりこういった子どもの関係に携わる方々の意識の共有とネットワークをしっかり張るということが重要ではないかと思っております。そういう意味では、このフォーラム、あるいは推進ネットワークの今後の活動に大いに期待をさせていただきたいと思います。今回第1回のフォーラムが盛大に開催され、また成功裏に終わりますことを祈念いたしますとともに、ご参加の皆様方のますますのご健勝を祈念いたしまして、簡単ではございますけれども、お祝いの言葉とさせていただきます。本日はおめでとうございました。

来賓挨拶

吉倉 和宏

(公益財団法人日本財団常務理事)



皆さんこんにちは。ご紹介いただきました日本財団の吉倉 と申します。本日はこの記念すべき第1回のFLECフォーラム、 これほどまでに多くの方が集まって、盛大に、そして盛況に 開催されますことを心よりお喜び申し上げたいと思います。 この第1回、例のないものを開催するということは大変なご 努力、ご苦労があったのではないかと思います。日本財団で は家庭養護を進めるために、これまで長いこと様々な活動、 取り組みを進めてまいりました。先ほど柏女共同代表からご 説明をいただきましたけれども、ちょうどホップステップジ ャンプということで、ちょうど今、ホップステップジャンプ のあとのスタートラインを多くの方が切り始めたところだと 理解しております。まだ例のない、体験したことのないよう なことが数々ある中で、私たちとしては、まずフォスタリン グ機関の支援、18年度は7機関のご支援をさせていただいて おります。来年度はもうちょっとだけ増やしていこうかなと 思っております。こういった子どもたちや里親家庭をつなぎ、 そして支えていく、そういった活動というのは、ますますこ れからノウハウを貯めて、そしてその支援の輪を深め、広げ ていければと考えております。

一方、里親について興味のある方というのは、われわれの調査だと推計100万人ほどいらっしゃるということが分かりました。国内に100万人の方が、興味があったり、受け入れてもいいということは、大変心強いことだと思いますし、こういった方々にどうやってこの輪の中に入ってきてもらうか、というのは一つの大きなポイントだと思っております。そこで日本財団では、4月4日を養子の日と定めまして、様々なイベントを開催し、多くの方にリーチしたいと活動しており

ます。また合わせまして、このフォスタリングマークをつけて里親制度についても広めております。これをつけておりますと、よくいろんなところで、それ何ですか?と聞かれるんですね。こちらから宣伝しなくても向こうから、何だそれ?ということで説明をさせてもらう機会が増えるということで、このバッジは効果があるなと思っております。そういった支援の輪を広げながら、なおかつ共感の輪も広めていければなと考えているところでございます。

この輪を広げて、多くの賛同したり協力をしてくださる方 が増えることはとてもいいことですし、大切なことではあり ます。一方で、どこかのポイントで、これで本当にやり方い いのかな?あるいは、このまま進んでいいんだろうか、もう 少しやり方があるんじゃないか、もう少し情報交換したほう がいいんではないか?という声は、いつも真摯に受け止めて、 変えていくプラットフォームが必要だと思っています。それ がこの FLEC フォーラムの位置づけだと思っております。立場、 役割を超えて、多くの方々が議論して、意見を出し合って、 多くの方々の幸せに、そして子どもたちの笑顔につなげてい くことがとても大切な場だと思っております。ぜひこの2日 間、多くの皆さんのご意見、またご質問含めて、闊達な意見 効果がなされることを切に願っておりますし、これが続いて いくことで、日本型の家庭養護のあり方がしっかり定まって いくというふうになれれば、と期待しております。最後にな りますが、ここにいらっしゃる方々のご健勝とご多幸、それ によって子どもたちの笑顔につながっていくということを祈 念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。本日は おめでとうございます。ありがとうございました。

「これからの社会的養護を展望する

- ビジョン、計画策定要領の公表、そして都道府県計画の見直しに向けて一」

<前半>

- 課題提起
- 各シンポジストによる発表

<後半>

- 討論
 - 論点1. 家庭養護推進に向けた児童相談所とフォスタリング機関のあり方
 - 論点2. 家庭養護推進に向けた施設のあり方
 - 論点3. 里親の確保・育成策
 - 論点4. 必要な人材の確保・育成方策

課題提起:

相澤 仁(共同代表/大分大学福祉健康科学部教授)

シンポジスト:

奥山眞紀子(国立成育医療研究センターこころの診療部統括部長)

津崎 哲郎(全国里親会副会長、NPO 法人児童虐待防止協会理事長)

藤林 武史(福岡市こども総合相談センター所長)

武藤 素明(社会福祉法人二葉保育園二葉学園・二葉むさしが丘学園・トリノス統括施設 長)

森下 宣明(社会福祉法人和歌山つくし会 和歌山乳児院施設長)

渡邊 守(NPO 法人「キーアセット」代表)

助言者:

柏女 霊峰(共同代表/淑徳大学総合福祉学部教授)

藤原 朋子(内閣官房内閣審議官(子ども家庭局併任))

コーディネーター:

藤井 康弘(東京養育家庭の会理事、元厚生労働省障害保健福祉部長)

コーディネーター

藤井 康弘

(東京養育家庭の会理事、元厚生労働省障害保健福祉部長)



それではシンポジウムを始めさせていただきます。私、今ご紹介がございました藤井と申します。全国家庭養護推進ネットワークの設立発起人の1人であり、幹事の1人も仰せつかっております。個人的には、2、3年前まで私も厚生労働省で働いておりまして、10年ほど前に社会的養護を担当する家庭福祉課でも仕事をさせていただきました。その一方で、10年あまりわが家は里親をしておりまして、10年あまりですから決してベテランでもありませんし、正直不調も経験していますので、別に優秀な里親というわけでもないのですが、そ

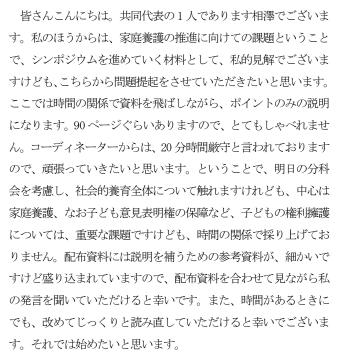
れでも長期、短期合わせますと 10 人あまりの子どもたちと生活をともにしてきましたし、今も中 3 の女の子と、小学校 2 年生の男の子を受託しています。コーディネートにあたりましては、一応行政経験者ですので、行政経験者としてのバランス感覚と、現場の里親としての現場感覚をうまくミックスしながら臨みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは最初に、全国家庭養護推進ネットワーク共同代表の1人である相澤から、本シンポジウムに向けての課題提起を、幅広い観点からお願いしたいと思います。

課題提起

相澤 仁

(共同代表/大分大学福祉健康科学部教授)

※資料は「配布資料」(後掲)参照



最初の家庭養護の制度的変遷については、柏女代表が説明していただきましたので省略しまして、社会的養護の理念的変遷のところから説明させていただきます。平成28年改正で、子どもの権利保障、権利擁護が理念として明確化されました。平成6年に子どもの権利条約が批准されたことなどを背景に、平成9年の児童福祉法の大幅な改正が行われ、保護から自立支援への基本的理念が展開されたわけでございます。要保護児童を受動的な立場に置くのではなく、独立した人格主体として認め、自ら成長、判断していく存在として児童の意向を尊重しながら、その自立を社会的に支援していく、というような考え方が打ち出されて、保護から自立支援と、基本的に転換されたということです。具体的に言うと、教護院を、例えば児童自立支援施設に名称変更するというような改正が行われたわけです。その後の平成16年改正につながった平成15年の社会的養護のあり方に関する検討委員会、それから、



平成20年改正につながった、平成19年の構想検討会においても、そして、平成23年の社会的養護の課題と将来像においても、子どもの最善の利益のために、という考え方と、社会全体で子どもをはぐくむという考え方を理念とし、社会的養護の基本的な理念と原理を打ち出しました。ということで、28年、あらたな子どもの家庭福祉のあり方に関する専門委員会では、子どもの権利擁護を、児童福祉の理念として位置づけ、子ども福祉に関わる法制度全体の基本的な性格、目的を明確にする必要と提言して、平成28年改正につながっております。平成6年に児童の権利条約が批准され、平成9年の改正から今日まで、子どもの権利保障、権利擁護を基本理念の中心に据えながら、社会的養護制度の推進が図られてきたわけでございますが、こうした関係者による、これまでの積み重ねの結果、つないできた結果として、総則の改正につながったのではないかと私は考えているところでございます。

次に、家庭養育優先に基づく制度、施策の充実でございます。家庭養育の優先の原則ですけども、第一に、地域での家庭支援の充実、強化。それでも家庭で育てられない場合は、家庭同様の養育環境。それが困難な場合には、できるだけ良好な家庭環境、という原則になっています。地域での家庭支援推進の課題でございますけども、これは一つに、地域での子ども家庭支援の充実。それから、在宅措置、通所措置の活用拡充。そして養育のライフサイクルを見据えた支援体制づくりということになるわけでございますけども、社会的養育施策の全体像を、都道府県が実施主体である社会的養護と、市区町村が実施主体である子育て支援との関係を見てみると、連携から協働へと推進されております。課題と将来像では、市町村の児童家庭相談や子育て支援事業と一連につながるものであり、密接に連携して推進すること、と提言されております。

社会的養育ビジョンにおいては、集中的な在宅支援が必要な家 庭への支援は、在宅措置として社会的養護の一部として位置づけ、

実際の支援は市区町村が集中的に行うなど、在宅での社会的養護 としての支援を構築し、と提言されておりまして、これが課題と 将来像のときの全体像でございますけども、ビジョンのほうは、 これは奥山座長が提出した資料でございますけども、この図を見 ていただくとわかるように、連携から協働へと推進されている、 ということです。私自身はビジョンで指摘している、虐待や貧困 の世代間連鎖を断ち切るような養育のライフサイクル、リプロダ クションサイクルを見据えた社会的養育システムの拡充がとても 重要であると考えております。そのためにも、子どもの各発達段 階における、要支援段階ごとの具体的な支援事業を整えて、重層 的な養育支援システムの確立を図ることが重要だということでご ざいます。この図を、養育のライフサイクルにおける各発達段階 を横軸に、また、支援レベルの目安の図ですけども、予防一般支 援から、要支援5のレベルまでを縦軸にして、事業などを材料に して作成されたのがこの表です。それを簡潔にまとめたのがこの 表です。この表を見るとわかるように、特に事業などの施策が薄 いのは、発達段階では、胎児期・妊娠期と親になる準備期であり、 支援レベルでは、要支援4レベルであることがわかります。この 部分の機能強化がやはり重要課題だというふうに私は考えており ます。

次に、子どもの家庭相談体制充実、強化のための課題として、ここに示した、子ども家庭支援拠点などの相談支援機関の設置、促進、および相談機関における人材の確保、育成などが挙げられています。これは当然重要なことなのですが、またその地方の実情に応じて、児童相談所においても多様な体制によって相談援助が展開されておりますので、重要なことは、相談援助の質の確保、向上であり、その質を評価し、向上を図るための第三者評価制度を義務付けし、導入することになるのも重要な課題ではないかと考えております。もちろん、先ほど局長が挨拶したように、マンパワーをきちんと上げていく、専門性を上げていく、というようなことも当然必要になろうかと思います。

次に、養育支援体制ですが、図で示したような、レベルごとに、 発達段階に応じた事業などを整備することが必要ということで、 こういうふうにそれぞれのレベルで、それぞれの発達段階に応じ て施策を充実させる。要は、社会的養育施策については、この図 で示しているように、市区町村と都道府県の共同の下、養育のラ イフサイクルを見据え、どの年齢や時期においてもその子どもや 家族の多様なニーズにも対応できる、緩やかなグラデーションを 持った、重層的な養育システムの構築が重要であり、課題ですと いうことでございます。目指すべき社会的養護の方向性としては、 この図で示しているように、家庭養育の割合を増加させ、親子分 離、代替養育の割合を減少させることです。今後、子どものニー ズに対応すると一時的には代替養育が増加するかもしれませんけ れど、代替養育を減らして家庭養育を増やすためには、親になる 準備期、妊娠期からの支援施策の充実。あとは親子を対象にした 治療的保育など、家庭養育補完施策の充実などが必要です。例え ば、特定妊婦の具体的な対策としては、若草プロジェクトのよう に、SNS なども活用した、24 時間 365 日妊娠葛藤相談事業とか、 妊娠検査費用負担などの支援体制、妊娠期から出産後の母子を継 続的に支援する社会養護体制の整備などが課題だということです。 在宅支援としては、この図で示しているように、緩やかな連続性 を持った、スモールステップによる子どもの家庭支援システムを 構築することが重要だというふうに考えております。そのために は、前述した要支援レベルの補完的な支援を充実することが課題 です。具体的には、例えば親子で利用できる心理治療的デイケア 事業とか、あるいは、毎週数日間施設で預かるといった、養育を 補完する事業などの実施が課題です。こうした事業への家庭養護 の有効活用についても検討すべきだと私は思います。

次に、家庭養護推進の課題です。まず、代替養育全体の課題で ございまして、地域によっては受け皿が不足していると思われま すけれども、この問題をどのように解決していくのか。里親など の家庭養護を増やすことも一つの方法ですけども、施設であれば、 法令上正当な理由がない限り委託を拒めませんが、里親委託につ いては辞退が可能であり、委託の辞退の問題などを踏まえて、ど のように里親を増やし、里親制度を改革していくのか、検討が必 要ではないでしょうか。次に里親養護推進の課題です。ここに示 しているような課題があるわけでございますけども、最初の課題 としては里親のリクルートです。どのような具体的な対応をすれ ば里親のリクルートは可能かと。子どものニーズへの対応や適切 なマッチングなどを考慮すると、委託児童の1人に対して、少な くとも2人以上の里親登録が必要ではないか。小学校単位で2人 ずつ里親登録を考慮すると、全国に4万人の里親登録者の確保が 必要ですし、里親の高齢化ですね、60歳以上約30パーセントへ の対応、また共働きの里親家庭などは約50パーセントであり、共 働きをリクルートするための子育て支援策の対応、例えば育児休 暇なども検討する必要があるのではないか。親族里親を有効活用 するためにはどのようにしたらいいか。このような点を考慮しな がら里親リクルートしていくことが必要です。

続いて、家庭養護の支援体制でございます。ここで示されている内容を踏まえて、地域の実情によって総合的な支援体制をどのように構築していくことが効果的なのでしょうか。家庭養護の推進のためには、フォスタリング機関の設置、促進および充実、強

化が極めて重要な課題です。ビジョンでは平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了させ、専門性の高いソーシャルワーク組織として成熟していく必要性について提言しています。子どもが不利益を被らないように、十分に機能する機関に強化していくためには、どのような対策や工夫が必要なのか、またどの程度の期間が必要なのか。ぜひともご意見を聞かせていただきたい。また、フォスタリング機能の拡充など、24時間365日対応してくれる児童家庭支援センターの機能強化、設置促進も重要な支援体制の核です。このセンターの事業費は、いわゆる虐待DV統合補助金であり、その財源を確保することが困難な自治体が少なくありません。設置促進するためには、機能を拡充し、児童発達支援センターのように、負担金によって対応、運営できるように改革できないか、ということでございます。

次の課題は、里親等の養成研修のあり方です。この図のように、 行政機関が行う研修システムと、里親間が行う研修システムと連 携し、講義、演習だけではなく、里親同士による実践的な実施を 採り入れた総合的な研修システムを構築すべきではないか、とい うことです。そして次の課題は、里親とのマッチング、委託のあ り方です。十分なマッチングが行われない中での委託、情報提供 は自立支援計画が示されてない中での委託。不十分な移行支援な ど、里親の養育準備が整っていない中での委託は、養育不調など を引き起こす原因にもなりますので、里親の養育準備が十分に整 ってからの委託のあり方について検討が必要でしょう。次の課題 は、家庭養護における家庭環境調整についてです。法改正により、 里親も関係機関と連携して親子関係再構築支援を行うものとされ ました。今まで実親との調整はほとんどしてない里親が、家庭復 帰ケースの委託の増加の中で、しかも委託期間をできるだけ短期 間にする中で、家庭環境調整をどのように関係機関と連携して実 施していけばよいのでしょうか

続いての課題が、新設すべき里親類型です。ビジョンで提言されている、ショートステイ里親、一時保護里親、親子、母子を対象にしている養育支援を行う親子里親。医療的ケアの必要な子どもや、行動障害のある子どもなどを対象にした、高度専門性を有した、正当な理由がない限り委託を拒むことができないような、プロの里親を創設することが必要ではないでしょうか。次の課題は、パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進です。子どもの最善の利益のための養子縁組にするための、実親による養育が困難であるという要保護性、養親の適格性、養親の適合性の判断するための基準、あるいは養親の成立要件はどうあるべきなのでしょうか。養子縁組促進のための里親制度と同様な広報、普及活動や、都道府県域を超えて、広域で調整を図ることのできる

仕組みを作ることも課題です。また、特別養子縁組を推進するためには、里親と同様の支援体制を整え、縁組前後の支援を行うことが必要であり、養子縁組支援体制の構築も課題です。

最後に、家庭的養護推進についての課題についてです。この課 題は、小規模化、地域分散化、高機能化、多機能化などです。こ れらの促進については、この図を見るとわかるように、平成 15 年に全国児童養護施設協議会から発表された、児童養護施設近未 来像パート2で既に提言されていますし、地域分散型の養護、ま たは基幹施設を中心にしながら、多機能化、高機能化。同年に公 表されました、社会的養護のあり方に関する専門委員会報告書に おいても、既に小規模化、地域分散化、高機能化、多機能化の方 向性は打ち出されております。社会的養護の課題と将来像におい ては、この図で示されているように、家庭養護やグループホーム などの各3分の1という数値目標が設定されました。ビジョンで は、より子どもの最善の利益を考慮して、単に家庭養護を3分の 1 という目標ではなくて、国連の代替養育ガイドラインなどを踏 まえ、就学前児童の家庭養護委託推進のために、年齢を区切って、 例えば3歳児未満はおおむね5年以内に75パーセントという数値 目標を立てております。

また新たに養子縁組の数値目標が設定されました。数値目標の 達成を目指し、小規模化、地域分散化などを促進するためには、 都道府県および法人の財源の確保が必要ですが、国が財源を確保 しても、都道府県や法人が財源を確保することが難しいと考えら れますが、どのような対策を講じればよいのでしょうか。また、 専門性のある職員の確保や養成についてはどのように取り組んで いくべきなのでしょうか。一時保護委託の受け入れ態勢の整備、 養子縁組支援、里親支援の強化および市町村と連携した在宅支援 機能の強化などが検討されていますが、施設はどのような多機能 化や機能転換を図るべきなのでしょうか。小規模化においては、 里親、ファミリーホームを有効活用した推進を図ることも検討さ れるべきではないでしょうか。私は、小舎夫婦制で長くやってお りますけど、そういう家庭養護の養育形態を導入した小規模化を 図ることによって、家庭的養護も家庭養護に近づいた養育支援を 展開することが可能になるのではないでしょうか。次に、措置費 の支弁のあり方についてですが、ビジョンでは、子どものニーズ に応じた個別的なケアを提供できるように、ケアニーズに応じた 措置費、委託費の加算制度をできるだけ創設すると提言していま す。そのためには、科学的根拠に基づいたアセスメントツールの 開発や、児童相談所のアセスメント機能の充実強化といった課題 があるため、現状を考慮すると、やはり中長期的な検討が必要で はないでしょうか。

最後に、自立支援の課題ですが、子どもの時期に福祉の関わりがあった子どもの多くは、自立や親になることへの問題を抱えることもあり、その支援はライフサイクル、リプロダクションサイクルの一環としてつながりのある、措置解除前後から親になる準備期を経て、結婚、妊娠して子どもを出産する周産期まで継続的に実施する必要があると考えています。この課題については、社会的養育の検討会においても十分に議論ができておりませんので、検討の場を設けて、今後も議論すべきではないかなと思います。

まとめですが、平成9年の童保護法改正以降、社会的養護の推 進のための制度改正は、同じ方向を向いて、その時点での現状を 踏まえ、対応可能な優先的課題の解決を図りながら、一歩ずつで ありますが着実に進んできたと評することはできないでしょうか。 社会的教育ビジョンで示された基本的な考え方や方向性について は、多くの関係者の方々が肯定的な評価をしています。その一方 で、この新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた行程で提言さ れた数値目標については、シフトチェンジにより、これまでの進 み方と違ったスピード化が図られた目標設定になっていくため、 多くの関係者より、その実現の困難性や、里親養育の不調増加の リスクなどに関する意見が表明されております。最も重要なこと は、一人一人の子どもの健やかな成長、発達にとっての最善の利 益を優先して考慮した家庭養護体制などを整備し、子どものニー ズにマッチした養育支援を提供することに他なりません。その努 力の結果として、数値目標の達成につながるという考え方が大切 であり、こういう考え方に基づいてわれわれ関係者は一丸となっ て、どのように次の家庭養護のステップアップを図っていくこと が重要なのでしょうか。

次に、今回のシンポジウムでは、次の四つの論点を中心にして 家庭養護の推進に向けた具体的なあり方や方法などについて提案 していただければと考えております。論点 1、包括的な里親支援体制の構築や育成など、積極的に家庭養護を推進するための児童相談所やフォスタリング機関のあり方について。論点 2、養育形態多機能化、措置費のあり方など、里親委託を推進するための施設のあり方と家庭的養護の推進方策について。論点 3、目標達成の実現を図るためには最重要課題である里親リクルートや里親の養成、育成など、どのような方法で実施し効果を上げていけばいいのか。またどのような新しい里親類型を作ったらいいのか。論点 4、里親もとより里親ソーシャルワークなど、家庭養護に関係する専門職の人材確保と養成を各関係機関がどのような計画や方法などで実施すればよいか、です。雑駁でございますが、以上で私の課題提起とさせていただきます。割愛した内容については、議論の中で必要があれば説明したいと思います。皆様、どうぞよろしくお願い致します。ご清聴ありがとうございました。

コーディネーター: それでは、相澤先生の課題提起も踏まえて、6 人のシンポジストに順次プレゼンをお願いしたいと思います。本 日のシンポジウムは後の討論の時間を長く取りたいので、プレゼ ンはお一人12分とさせていただいております。それぞれに今後 のこの国の社会的養護のあり方、特に家庭養育の推進について、 展望をお聞かせいただければと思います。

なお、プレゼンの後は、各シンポジストからいただいた論点 の中で、まずは対立的になっている論点についていくつか取り上 げて議論したいと思います。そこで休憩を入れて、後半は先程相 澤先生が最後に挙げた論点に絞り家庭養護推進に向けた具体的な 政策、施策にまで深まっていくような討論にトライしてみたいと 思っています。

シンポジスト 奥山 眞紀子

(国立成育医療研究センターこころの診療部統括部長)



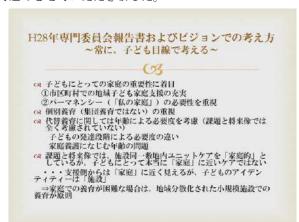
私に与えられたテーマは「子どもにとっての家庭の必要性」ということです。子どもの心の診療専門医としての小児科医として、また、社会的養育ビジョンを作成した新たな社会的養育に関する検討会の座長として、お話しさせて頂きます。



社会的養育とは、スライドのように、ポピュレーションアプローチとしての子ども家庭支援から代替養育まで、全ての子どもの養育に関して社会が担う側面を指しています。社会的養護とは代替養育と在宅措置(福祉司指導措置)、つまり行政処分として養育に社会が深く責任をもって係わる状況を指します。

平成 28 年 3 月の専門委員会報告書に基づいて児童福祉法が改正され、その法改正の社会実装を提示したのが社会的養育ビジョンです。その内容をスライドに示しています。「常に子ども目線で考える」ことが大原則でした。新しい社会的養育に関する検討会の初回に、自分の所属を代表した意見を言わず、子どもの立場で考えようと申し合わせました。私も医療の立場ですし、児童相談所の所長もいましたし、施設の施設長も数人おりました。でもその業界を代表した意見は言

わない、ということを大前提にして、子どもの目線で、個人 として考えることをきちんと話をしていこうという検討会 で進めさせていただきました。



市区町村での子ども家庭支援を充実するというのが一番 大切なところです。その上でもう一つ大切なのは、パーマネ ンシーの保証を考えて子どもの家庭養育優先原則というこ とを貫くということがありました。そのためには個別養育が 重要になります。残念ながら施設中心の代替養育の中で、集 団養育という考え方がかなり根強く残っているのですが、そ うではなく、個別の養育が必要なのだと再確認をいたしまし た。もう一つは、年齢による子どものニーズをきちんと考慮 することでした。子どもだったら全部「子ども」で十把一絡 げではいけません。そして家庭に近い養育、つまり施設養育 も地域分散化された小規模の施設でなければいけない。これ は当然の帰結ということになるだろうということで話を進 めてまいりました。

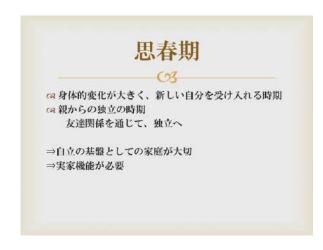
次に、子どもの発達と家庭の必要性について考えてみましょう。まず、乳児期です。昔、イスラエルでキブツという集団生活がありました。その研究の中で、乳児期に夜間家族と

過ごしたかどうかが、その後の不安定さに影響していたという報告があります。昼間は集団であったとしても、夜間は家族と家庭で過ごしたかどうかが重要だということなのです。

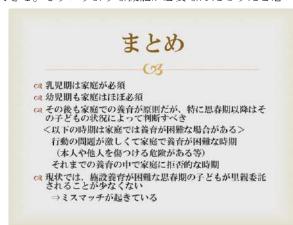
また、乳児期は自己の基盤が形成される時期、つまり、「私」というものを作っていく時期です。人間は1歳ぐらいまで歩けないで、胎内にいるようなものです、そのような子どもを守り育む胎内のような環境としての家庭が必要です。その基盤の下で、アタッチメント形成がなされることが必要です。守られて安心感や信頼感を持っていくことが必要となります。私の日々の臨床で見ていても、例えば2歳ぐらいまでを家庭の中で良い親子関係の中で過ごしたけれど、そのあと親御さんが交通事故で亡くなった方は、大変な思いをされてトラウマを持っていても、人に対する信頼感は持ててますし、治療で一緒に乗り越えていくことが比較的やりやすいのです。ところが生後から2~3歳ぐらいまでの養育環境が非常に悪い場合は、治療も本当に苦労します。

幼児期~学童期 ② 自律、社会化が必要な時期 ② 安全で守られる「安全基地」である親からの自律 (行ったり来たり) つまり、「安全基地」が必須な時期 ② 安全基地を自分に取り込んで、徐々に外の社会にいる時間が増加していく ② 学びが大きい時期 子どもは家庭内で多くのことを学んでいる ⇒「安全基地である巣として」「『生活』を学ぶ場として」家庭養育は欠かせない

幼児期や学童期は、自律、社会化が必要な時期です。その ためには安全基地としての家庭が必要なのです。社会に出て いって不安を抱いたら、戻ってきて受け入れられる家庭、休 んでていいよ、と言ってもらえる家庭、そういうところが必 要で、自分の中に信じる家庭のイメージがあることが社会化 の基礎になります。また、特に学童期は学びの多い時期です から、家庭の中でいろんなことを学びます。関係性も学ぶし、 家庭運営も学びます。社会的な常識も家庭養育の中じゃない と学べないことがあると思います。



思春期では体が大きく変化して新しい自分を受け入れる 時期です。そのとき一番重要なのは親からの独立です。その 時に、独立していく相手がいないとまずいのです。やはりそ こで少し対立する相手が必要ですし、基盤としての家庭、そ して最後は実家機能が必要となります。実家に戻ってほっと できる。そういうような機能が必要なんだろうだと思います。



まとめると、乳児期はまず家庭が必須、幼児期は、ほぼ必 須だと考えます。その後も、当然家庭での養育は原則なんで すけど、思春期以降は、ある時期家庭での養育が難しいこと も確かにあります。これがビジョンでも言っていた、行動の 問題が激しくて家庭では自分や他人を傷つける危険性があ るときとか、あるいは、それまでの養育の中で家庭に非常に 否定的になっているお子さん。そういうお子さんには家庭養 育がなかなか難しい時期がある。ただ、1人の子どもが、こ

の子はそういう子だと決めたらずっとそういう子じゃない んです。よくなればまた変わっていく、というふうに考える べきなのです。現状では、年長児で施設養育が困難だからと いって里親さんに預けられることも結構あるのです。それっ て反対でしょ?と思います。本当は里親さんが家庭を必要と している小さい子を養育することを優先させるべきなので

代替養育を受ける子どものニーズ 過去とは異なるニーズ

- ca 社会全体の子ども家庭の文化は急速に変化している 子ども部屋、 プライベートの入浴、スマホ、etc
- ca きょうだいの減少
- 家族形態が様々(ひとり親や維関係の増加、その他)
- 外国で育った親の増加(価値観の多様化) 学校でもクラスの人数の減少
- □ 代替養育を受ける子どもたちの体験は非常に多様 cf. 戦後の浮浪児の体験は似ていたかもしれないが・・・
- ⇒現代の(代替)養育は個別ケアが必須!!

次に個別ケアの必要性を詳しく考えてみましょう。代替養 育を受ける子どものニーズは、児童福祉法ができた浮浪児対 策の頃から圧倒的に変わってきています。現在は、一般の家 庭では子ども部屋を持っていることが多いですし、入浴は、 風呂屋はほとんど行ってない、プライベートバスです。そし て、スマホを一人一人が持っています。兄弟は減少し、家庭 の形態は様々です。一人親家庭、継関係が増加しています。 また、外国人の家庭も非常に増えています。ですから文化も いろいろです。そういう多様な中で、個々の子どもに対応し なければなりません。更に、代替養育を受ける子どもたちは、 浮浪児さんの時代はみんな同じような体験をしていたかも しれませんが、今の虐待を受けたり、親から捨てられた体験 をした子ども達は、一人一人の体験が非常に異なります。社 会全体としても個別ケアが求められ、代替養育では更に個別 ケアが必要になっているといえるのです。

それが施設養育では当たり前ではないのです。

誤った神話(言説)

□ 過去の集団養育重視の亡霊言説

芋洗い理論」

「お米は一粒一粒洗うわけにはいかない」

⇒子どもはお米や里芋のように均一でない。

(2) 「一人で生きていかなければならないから年少児から自分でできるように育てる」

⇒世話してもらう体験が必要

⇒「一匹狼」で生きて行かなければならない状況を作り 出さないことが大切(パーマネンシーの確保)

某国立の施設で施設内虐待があって、その施設内虐待の再 建委員会に入っていた私の後輩に、状況を聞いたら、「先生、 施設内虐待で子どもの数が減ったら養育できないって言わ れたんです」とのこと。何故だか全くわかりませんでした。 子どもの数減ったら、一人の大人が養育する子どもの数が減 るので、養育しやすくなるだろう、と当然思いますよね。「ど うして?」と聞いたら、「先生、『芋洗い理論』って知って いますか?」と言われたので、「は?」って聞いたら、芋は いっぱい一緒に洗うことで皮がむける、というのが養育の方 法だ、ということなんです。その時私は、「トマトとクルミ と芋と一緒に洗ったらどうなるの?トマト潰れるでしょ?」 と反応した覚えがあります。その話を私たちの先輩の小林美 智子先生と話していたら、「私も施設の方から『先生はお米 を一粒一粒洗えって言うんですか?』と言われたことがあ る」とのことでした。代替養育の状況に詳しい方にお話を聞 いたら、「それ、施設では普通にみんな言っている理論だよ」 と言われました。個別養育が当然と思っていた私は、代替養 育の世界では実は当然ではないことを痛感しました。

つい最近、評判の良い施設の地域小規模の職員さんが来て、 子どもを食事の時間に食卓に着かせるにはどうしたらいい でしょうか?って聞かれました。普通お家で子どもがうまく 食卓に着かなくなったら、その保護者は、「うちの子は最近 食卓に着かなくなったのですが、どうしてなのでしょう?」 と聞いてきます。どんなことがあって食事のときに来られな いんだろうと考えますよね。そうじゃないんです。食卓に着 かせるということが目的となってしまっているのです。色々 な体験をしてきた子どもの、その行動の理由を考えるのでは なく、食卓に着かせなければならないことが優先しているの です。施設養育はそういう文化なんだろうなと思いました。 また、ある施設の方は、代替養育の子どもは、いずれ1人で

生きていかなきゃならないから、小さい頃から自分でなんでもできるように育てるとおっしゃいます。私はそうではないと思います。世話してもらう体験がとても大切ですし、一人狼で生きていかなきゃならない状況は作り出さないことが大切なのです。パーマネンシーを考えて、私の家というのが必ずあるという子どもの人権を守っていかなければならないと思います。

ケアの原点は個別ケア

- 03
- 個別ケアは家庭でこそ成り立つ
- ca ただし、施設でも個別ケアが原点
- ○3 代替養育は途中からの養育であり、それまでの子どもの生きてきた歴史を<u>共</u>歳的に理解することが大切 ⇒子どもの語りは重要だが、乳幼児の記憶は限界がある ⇒子どもの過去の情報を得ることは重要
- 子どもを理解するために、必要に応じて心理検査、医学的な所見を入手することも必要(児相の情報で足りなければ、医療機関の受診も考慮)
- ○3 権設は更にケアニーズの高い子どもの養育を担うのであるから、個別ケアができる人員配置が必要。
 - ⇒専門職の配置
 - ⇒地域分散化された小規模施設は1対1以上が必要

ただ、代替養育は途中からの養育ですから、どういう過去があり、どういう体験をしてきたのかを知る必要があります。私も虐待を受けてきた子どもたちと接していると、サバイブしてきたんだな、と本当に思います。そこを共感的にいかに理解していくことが一番重要だろうと思います。そのような個別ケアができるためには、先ほど来出ている、ケアニーズの高いお子さんの養育を担う施設では、専門職の配置も必要ですし、地域分散化された小規模施設は1対1以上が大原則だろうと思います。

安定した永続的家庭

- □子どもにとっては、安定した永続的家庭が必要
- 代替養育はあくまでも、「代替」
 - ⇒できるだけ短期間であることが原則
- ○3 集中的に家庭復帰計画を立てて、支援を開始し、家 庭復帰が可能かどうかのアセスメントを行う
- その結果によって、家庭復帰が困難と考えられる時には、パーマネンシー保障としての特別養子縁組を考える必要がある(現在は6歳までだが、少なくとも15歳までは延びる予定)

子どもには、パーマネンシー、つまり安定した永続家庭が必要です。幸い、もうすぐ特別養子縁組が15歳まで延長されるということが決まっておりますし、できるだけ、私の家

というのをみんなが持っているんだということを考えてい くことが必要になってくるだろうと思います。

新しい家庭になじむ難しさ 途中から育てる難しさ

- 代替養育も養子縁組も途中から育てる難しさがある
- ○おり添った支援は欠かせない
- ⇒代替養育である里親養育はフォスタリング機関を中心とするチーム養育が原則
- ⇒特別養子縁組も縁組前から長期にわたる支援が必要
- (3) 新しい家庭に適応しなければならない子どもにとって も大変な重圧、ストレス
 - ⇒子どもへの心理ケアも欠かせない

家庭養育や永続的過程が必要なことをお話してきましたが、代替養育や養子縁組は途中からの養育です。それはそう簡単なことではありません。チーム養育や里親や養親さんへの支援とともに、里子や養子へのケアも重要です。

子どもの権利

03

- ca 家庭があることは子どもの権利
- ca ハンディのある子は特別なケアを受けることも権利
- ca 今年は

国連で子どもの権利条約が採択されて30周年 日本で子どもの権利条約が批准されて25周年

- 😝 四半世紀がたつのに、子どもの権利法がない日本の問題
- 今年こそ、「子どもの権利法」制定に向けて動き出そう!!

最後に、私が強調したいことは、子どもの権利についてです。虐待を受けたとか、ハンディのある子どもは特別なケアを受ける権利がある、ということを十分考えなければなりません。今年は国連が子どもの権利条約を採択して30周年。そして、日本が子どもの権利条約を批准して25周年です。四半世紀経つのに子どもの権利法がこの国にはないんです。ぜひこの機会に、なんとか、基本法を作る方向に動いてほしいなと思っています。 ご清聴ありがとうございました。

シンポジスト

藤林 武史

(福岡市こども総合相談センター所長)

皆さんこんにちは。ただいまご紹介に預かりました、福岡市こども総合相談センターの藤林と申します。12分という短い時間では到底お話ができない、60分かかるんですけど、60分はダメですよね。12分でなんとかお話を進めていきたいと思います。

私は 2003 年にこの福岡市児童相談所(こども総合相談センター)所長になって 16 年です。所長になった当初、平成 15 年 (2003 年) 今更考えると、人も少ない、専門性も少ないところでよくやってきたなと思うわけなんですけど、当時はあまりピンと来なくて、これが当たり前と思っていたんですが、そういう状況の中でやってきました。社会的養護も、子どものケアニーズに適合しない。施設の配置基準にしても、家庭養育推進にしても、全然まだまだというところから進めてきたなというふうに思いますが、年々、社会的な期待が高まる一方で、児童相談所も区役所も施設職員さんも里親さんも一生懸命やってきたけれども、なかなか十分ニーズに応えることができなかった。そのギャップの中で様々な問題が発生してきたなと思います。

ただ、この中で、児童相談所、市町村の人材の問題もありますが、社会的養護の問題はいまだに続いています。奥山先生が言われるように、乳幼児に里親委託先は少ないといった問題とか、ケアニーズの高い学齢期思春期の子どものためにケアを十分提供できる施設が非常に少ない、といった問題であるとか、または適切な里親や施設も見つからないために、自ずと子どもは長く閉鎖的空間である一時保護所で過ごさざるを得ないといった問題であるとか、家庭復帰の可能性がないけれども、かといって特別養子縁組の機会も提供できないという子どもさんがたくさんいらっしゃるという状況であるとか、結果的に長期間代替養育に措置されている子どもさんがたくさんいらっしゃる。特に施設で長期間入所してい



る子どもさんがたくさんいるという問題は、私は所長になった当時からずっと同じかなと思います。

その中で、特に乳幼児さんのことが、私も一応精神科医な ので気になるわけなんです。0歳から2歳の乳幼児さんは、 通常乳児院に保護され、2歳ぐらいで家庭復帰が難しい場合 には児童養護施設に措置変更になっていきます。2歳以上の 幼児さんは一時保護を経て措置されます。その措置期間なん ですけども、5年に1回の厚労省調査で、これは推計でしか 出しようがないのですが、半年以上入所している子どもさん が非常に多い。1年以上入所している子どもさんも非常に多 くて、乳児院、児童養護施設に入所している子どもの7割、 8割は半年から1年以上という。短期間であればいいんです けど、半年、1年という長期間集団養育の場で過ごさざるを 得ない乳幼児の子どもたちの問題がとても気になります。あ と、これは別の厚労省の調査からグラフ化したものなんです けど、各年齢にあたって、乳児院、養護施設、里親家庭にい るわけなんですけども、児童養護施設に入所している子ども さんの大体6割は0歳から6歳の間に施設に措置されたあと、 長く施設にいらっしゃる子どもさんである、という現状もあ ります。3年前に福岡市の入所期間を調べてみたんですけど、 3年以上入所している子どもさんは57パーセントです。その 中で、3年以上入所するとなかなか家庭復帰も里親委託も難 しいといった結果が得ることができました。特に心痛むのは、 乳児院から連続して入所している子どもさんが 76人、27パ ーセントに達している。要するに、一度も家庭体験すること なく成人する子どもさんがたくさんいるという。これは福岡 市だけの問題ではなくて全国共通じゃないかなと思います。

このような課題をずっと児相長として、いつも気になりながら、でも少しずつ改革を進めてきました。その中でも、里親委託の推進についてお話をしたいと思います。はじまりは

平成17年度からなんですけど、16年度、どこも施設がいっ ぱいというところから始まりました。里親委託率 6.9 パーセ ントという状況下です。なかなか委託可能な養育里親さんは いない。そこでわれわれはNPOとともにこの新しい絆事業と いう、普及啓発を NPO とともに進めていくということをしま した。もう一つ、10年ぐらいかかりましたけども、職員の意 識改革もだんだん進んでいったというところもあるかなと 思います。委託児童数が増えてきますと、里親係も増員して いかなきゃいけないので、今1人から7人に増やしていきま した。最後、民間フォスタリング機関に委託をする、という ようなことを行う中で、里親委託児童数は179人、委託率43 パーセントまで進んできました。この一つ一つを紹介したい と思いますけれども、これは平成 17 年から始めた NPO との 協働による普及、啓発の図です。10年間、出前講座したり、 年に2回のフォーラムを行ったりしながら、今日ここにも、 このフォーラムに講師として参加いただいた方がいらっし ゃるんですけども、やっぱり市民に、多くの方に知ってもら うってとても重要です。社会的養護に、こういう子どもさん が今たくさんいるんだ、里親を待っている子どもがこれだけ いるんだ、ということを市民に知ってもらうという。そこが 一つの大きな成果だったなと思います。

われわれは市民向けにフォーラムを年2回やってきたんで すけど、そこに参加している児童相談所職員も、里親さんも、 区役所の職員も、フォスターケアっていうのはこういう意味 があるんだな、とか、国際的に見た場合、日本の社会的養護 はこういった特徴があるんだな、ということをみんなが学ん でいきました。そのプロセスの中で、SOS 子どもの村福岡が 生まれ、より国際的な視野を多く導入することができていっ たなと思います。こういった学びの場と実践の場をともに行 う中で、児童相談所職員の意識が変わってきました。当初は 子どもの行き先探し、施設がいっぱいだから、里親を見つけ ようというところから始まっていったんですけど、実際に里 親委託した子どもさんの成長発達を見たら、やっぱり家庭を 必要とする子どもに里親委託を行おう、というふうに変わっ てきます。しかし、里親さんであれば誰でもいいという問題 ではなくて、その中身が重要なんだと。フォスターケアの質 を高めていこう、という意識も加わってきます。または、家 庭復帰の難しい子どもさんにはなんとか特別養子縁組の機 会を提供しようという意識も加わります。最近は、施設に長 く入所している子どものことは忘れちゃダメだよねと。そう いった子どもにも家庭に帰れる道を進めていこう、家庭移行 を進めていこうという意識改革が現在進行中で、全ての子どもに家族を保証するようなことを進めていこう、というふうに変わってきました。先ほども言いました、里親委託児童数を増やしていくと同時に、里親係、里親さんをしっかり支える児童相談所職員を増やさなければ、絶対うまくいかないのは火を見るよりも明らかだ、ということを身をもって感じてきました。

もう一つ、今までわれわれは、いい里親さんがいて、里親 係の職員を増やせば、それで実現すると思っていたんですけ ど、そうではなくて、フォスタリングサービスというリクル ートからその後のマッチングとか研修、また委託後の支援、 解除後の支援まで含めた全体の質をどう高めていくのか。こ こがとても重要だなと。こういったフォスタリングサービス を行う専門性と経験をもった十分なマンパワーをどう確保 していくのか、ということが重要だなと学んできました。そ のためには、児童相談所の中にフォスタリングサービス部門 を充実していくという方法もありますけど、児童相談所以外 に民間機関でフォスタリングサービス機関が充実していく という方向もあるのかなと思いました。3年前にイギリスの オックスフォードに行きまして、オックスフォードの児童相 談所の方々と懇談する中で、自治体直営のフォスタリングサ ービスと民間のフォスタリングサービスと二本立てでやっ ているんだ、ということを学びました。じゃあ福岡市も二本 立てでやっていこうということで、7人の里親係とフォスタ リングサービス、包括的なサービスを提供していただけるキ ーアセットさんに委託をしました。乳幼児さんに丁寧な里親 さんの支援ができるフォスターケアを提供していきたいと いうことで、28年4月から進めてきました。われわれ行政が やるフォスタリングサービスとは全然違うんですね。これは あとで渡邊さんが話すと思うのであまり話しませんけども、 リクルートの仕方にしても、里親さんの養成にしても、その 後の支援にしても、非常にきめ細やかで質が高いなと思って います。そのおかげをもちまして、年間の里親登録数は昨年 度34件。今年度40件を超えるんですけども、養育里親さん の登録が非常に増えました。こういったところに、民間機関 の成果が表れているなと思います。

こうして、乳幼児を専任で短期間預かっていただける里親さんを確保していく中で、乳幼児、または就学前の里親委託率は50パーセントを超えます。ただ分母が小さいので、非常に急勾配で変わっていきます。これは里親委託が進んだというだけではなくて、もう一つのわれわれの改革の一つであ

る、家庭移行支援係の意味も非常に多くありました。今日は 家庭移行支援のお話は十分にできないんですけど、長期入所 の子どもさん、どのようにした家庭復帰を、それは里親だけ でなくて実親さんも親族も含めて進めていくのかというこ とで、3年以上施設入所の子どもさんに集中的なケースワー クを行うような係を設置しました。この集中的なケースワー クと、あと乳児院のファミリーソーシャルワーカー、これは 本当に協働ですね。相澤さんが言ったように、児童相談所と 乳児院の職員さん、それから保護者の方、その支援者、みん な集まって、なんとか家庭復帰を目指していこうと。家庭復 帰が難しい場合には養子縁組、里親委託を目指していこうと いうことで、これは本当に努力したんですけど、やっとの思 いで平成29年度、家庭移行率が100パーセントになった。 児童養護施設の措置変更を0にするという目標をみんな掲げ ていたんですけども、100パーセントになれたな、と思いま す。関係者の方、わかると思うんですけどなかなかこれ大変 なことで、今年度は達成できないかもしれませんけども、わ

れわれは何も数値目標のためにやっているわけではなくて、 子ども、特に乳幼児に家庭を保障したいという思いを努力する中でこういった結果に至ったと思います。

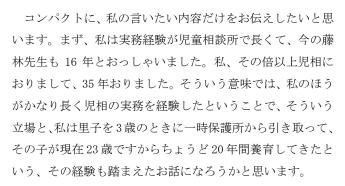
これが最後のスライドですけども、家庭養育優先原則。児 童福祉法に掲げられたこの原則を実現するためには、一つだけで解決するものではないというふうに思っています。市民 社会全体の理解であるとか、職員の意識改革、フォスタリング業務の専門性の強化、また施設職員さんとの協働、連携も非常に重要ですし、家に帰ったあとの在宅支援、里親さんも養親さんも実親さんも親族も含めた在宅支援の強化も重要かなと思います。最後の、特別養子制度については、今から法改正が進んでいくと思っておりますけど、今日はもう時間がないので、こういったことも、今後もっと大きな課題になっていくのかなということで、私の話は終わりたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

シンポジスト

津崎 哲郎

(全国里親会副会長/NPO 法人児童虐待防止協会理事長)

※資料は「配布資料」(後掲)参照



今回、ビジョンが出されたと。そのビジョンについてどう 思うかということですが、今お二人の先生が、いわゆる個別 ケアですね。拠り所となる家庭そのものを子どもに与える。 これは非常に大切なことであると思っていまして、理念とし ての家庭重視についてはその通りだと思っています。ただ、 私が児相の実務で、大阪市の児相にいたのですが、この大阪 市の児相、割と里親を重視していまして、例えば、養子縁組 なんかもかなり前から熱心に取り組んでいました。そういう 立場でいろいろ見ていくときに、あるいは私も大阪市の里親 をなんとか推進しないといけないということで、大阪市の里 親推進プロジェクトのチームとして、10年近くそういう活動 をしてきた経緯もあります。ただ、なかなか一挙には増えな い。特に大阪市の場合は母数が大きいですから、それを75% とか、そういうかたちに限られた年数で持っていくとなると、 なかなか難しいと感じていまして、この目標数値については もう少し柔軟性を持たせてほしい。目標そのものはいいと。 ただ、いろいろな地域の実情とか、それぞれの自治体の実情 がありますので、一斉にこれに向けて動け、というような方 式をとられるとかなりしんどい、というのが率直な経験から 踏まえた考え方です。

欧米も基本的に里親が日本よりうんと高いですが、ご存知 のように向こうも里親に比重を移すと何が起こっているか というと、不調ケースがいっぱい増えて、欧米で何が一番問



題なのかというと、里親間を転々とするドリフト現象が起こ っている。で、日本もあまりそれを性急にすると、同じよう なことが起こるのではないかというのが危惧されるという ことです。で、私が自分で里子を養育して感じましたのは、 施設の子も同じですけど、実親からの分離体験をみんな経験 しています。これは子どもにとってみると、自分は嫌われ捨 てられたという強い思いを持っています。私の子も3歳のと き引き取りましたが、引き取った当初何を言っていたかとい うと、私は母親から嫌われた、捨てられた、ってそればかり 言っていました。だからその個人個人の見捨てられ感を安定 した養育環境の中で補償する。ここが一番里親としてしなけ ればいけないことということになるわけですが、実際委託し たら失敗しました、ということになると、また見捨てられ感 を追体験する。増やすために少々スピードをもってしていっ て、結果論として失敗するケースがいっぱい出てきて、こう いう再被害に遭うということ。これは最大限防がないといけ ない。そこの対策もしっかり進めつつ、里親を増やすという ことが私たちに求められるんではないかと思っています。

それから、家庭重視の考えに立つと、元の家庭に帰すか、それが難しいときは養子も含めた里親という、これも考え方としては大いに賛成できますが、これも実際どうなのかというと、日本は元の家族を改善する機能が非常に弱いです。今年重大な事件が千葉で起きました。昨年も、保護された事件、帰して殺されました。これ、なぜああいうかたちになるかというと、家庭に帰すということがかなり優先していて、その家庭を改善していないからです。改善してない家庭に帰して、子どもが再被害を受ける。で、日本は家庭に帰すための政策が十分じゃない。児相は、家庭をうまく改善できない、はっきり言いまして。そこへ戻すという理念だけが先行すると、子どもが再被害に遭うということになるので、それも、そういう危惧のある子については簡単に理念に基づいて帰すと

いうことだけが先行してはいけない、というふうに思っています。

で、ビジョンは、アメリカの里親制度をかなり取り込んでいますけども、向こうが、家庭に帰すか、あるいは養子等というのが成り立っているのは、裁判所の役割が非常に大きい。基本的には家庭の改善も裁判所が司法命令で出しますから、改善しない家族には帰すというかたちには安易にはならないし、あるいは努力しない親は親権喪失になりますから、次のステップに進みやすい。ところが日本はなかなか親権喪失が難しいですから、養育が家庭でできないから、養子縁組等できるかというと、ここもハードルが相当高いということは知っておいて、そこの部分をどういう制度としてうまく作っていくのかというのが求められるということになります。

それから里親の確保、育成に関わって、ということですが、 これから相当大幅に里親を開拓していかなければいけない。 自分の経験を踏まえると、いろいろ PR したり宣伝をして、 受け身に里親さんが申し込んでくれるのを待つ、という方式 ではなかなか増えないという実体験を持っています。そうい う意味では、いろんな増やし方の創意工夫が要るように思い ます。一つは、子どもと接点を先に先行させる取り組み。そ うすると、その子どもに対して愛着がわいたり、その子を施 設に戻したくないという思いが出てきます。実は大阪市で一 時保護所が満杯になりまして、苦肉の策として天理教さんに 協力を頼んで、50 教会さんぐらいが手を上げていただいて、 天理協会さんに一時保護委託をして乗り越えたという体験 がありますが、そのとき実は何が起こったかというと、50 教会さんの半数以上がその子どもの行く末が心配だと。私が 里親になってその子を養育します、ということで、半数以上 が養育里親に登録していただいた。だから、何がそういう養 育里親になるかというと、先に接点があって、その子放って おけないと。そういう気持ちにならないと、PR だけして、里 親に私がなりましょうか?というのはかなりハードルが高 い。そういう意味では、週末里親とか、何らかのかたちで施 設の子と接点を持つ施設ボランティア、あるいは1日里親と か、そういうかたちで子どもとの関わりを先行させていく。 そういう取り組みがないと、理念がわかった、はい里親にな りましょう、というかたちにはなかなかならない、というこ とが一つあります。

それから、ターゲットを絞った開拓ですね。一般に説明するだけでは難しい。例えば私は民生児童委員さんの研修をよく頼まれますけど、PRしても里親になろうかって、そういう

ふうに結びつきません。先ほどの天理教さんなんかは、各県 で見ますと、かなり活動されていますから、そういう団体を ターゲットにするとか、それからファミリーサポート事業。 これは他人の子どもを預かるという経験を既にされていま すので、そういう人はなりやすいですから、そういうところ にターゲットを絞って開拓を行うとか、あるいは里親の交流 者。これは相澤さん、よく言われますね。里親が1人里親を 増やしたら倍になるじゃないか、ってね。そういうふうに、 交流者を巻き込む。里親の具体的な状況を知っている人をも う少し巻き込むとか、あるいは、高いお金出して不妊治療受 けている人いっぱいいますよね。で、大体40歳ぐらいで、 難しいとなって言って、養子に、というかたちに切り替わる ことが多いようですが、この不妊治療の人は養育したいとい う意欲は強いわけですから、こういうところに自分の子ども を育てるだけが子育てではないですよ、ということを、場合 によっては不妊治療を行っている医療機関と連携して、もう 少し里親の PR できないものかと。あるいは、福岡市もいろ いろやられているように、市町村、民間団体、地域巻き込ん だかたちで開拓をする。ただ、開拓はいろんな方法が必要な んですけど、開拓のみに関心が行くのではなくて、数が増え ると必然的に不調ケースが出てきます。で、先ほど言いまし たように、不調ケースは個々の子どもにとっては極めてショ ック体験です。だからそこを出さないための慎重な仕組みと、 そしてその知見を里親関係者、自治体関係者が共有する。そ ういうことも求められるのではないかと思っているところ

それから、フォスタリング機関に関わって、ということですけども、今各自治体が模索しています。もう既に立ち上がっているところを見ますと、都道府県全体を一つの包括的フォスタリング機関が賄うっていうのはどうも難しいみたいで、大体みんな分割をしています。で、どんなところがなっているかと見ると、乳児院とか児童養護施設とか、児童家庭支援センター、里親会、民間フォスタリング機関、いろいろですね。これらが候補として挙がっていたり、既に委託を受けているところもあります。ただ、ここで心配なのは、地域分割のフォスタリング機関ができあがる、そしてそれが包括的に支援するわけですね。そうすると、そのフォスタリング機関を越えた里親の関係がどうなるのか、ということと、フォスタリング機関がすべてやりますので、そこの里親に関する専門知識、支援ノウハウを高めていく作業も要ります。

で、少なくとも私は自分の体験を踏まえて、里子の成長

プロセス、これはみんな共通のプロセスがあります。簡単に言うと、受託した直後はみせかけのよい子。これは一月ぐらいで崩れます。それから退行と試し行動、これは数か月から半年ぐらい続きますね。それから、生い立ちの整理作業。なぜ自分がここに来たんだろう、元の家どうなったんだろう。そういうことをしっかり説明し、次に安定期に入り、そして思春期の揺れが起こります。それを乗り越えて、新たな里親関係の再確立みたいなかたちになって自立に向かっていく。そういうプロセスをしっかり知った上で、このプロセスではどういう問題が起きるのか。それに対してどういう支援が必要なのか、ということを全ての里親の支援に関わる人はしっかりと知っていないといけない、というふうに思っています。それから、養子里親に関して言えば、これは都道府県単位の活動では難しいです。で、大阪では昔からやっていましたけど、実際にもらわれていくのは東北地方の県とか、そうい

うかたちになっていました。だから、これをもっと国が推進 するということであれば、広域の調整機能ですね。そこをし っかりと組み立てないと都道府県で自己完結は難しいとい うこと。で、今民間の養子斡旋団体がネットを使ってやって いますね。

これ、全国のネットを使っていますが、ここのほうがスピード、利便性などにおいても公的機関より相当素早くしますね。ただ、調査が不十分とかお金が掛かるとか、いろんな課題もある。だから今後は、民間斡旋団体と公的機関との役割分担とか連携、ここももう少し整理していって、その良さを生かしたかたちで養子がさらに進んでいくというかたちが要るのではないかと思っております。以上、時間が超過してしまいましたが、問題提起とさせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

シンポジスト 渡邊 守

(NPO法人「キーアセット」代表)

※資料は「配布資料」(後掲)参照

皆さんこんにちは、キーアセットの渡邊でございます。どうぞ 12 分間お付き合いいただけたらと思います。私のほうは、フォスタリング機関の拡充の重要性という部分についてお話をさせていただきたいと思います。

まずフォスタリングのガイドラインをお読みになった方、ここにもたくさんいらっしゃると思いますけど、そこで成果が示されているわけです。で、それは裏を返せば、現状として委託を可能にする働き手が必要、そして、協働できる環境の作り手も必要であって、そして、子どもにとって安定した里親家庭を整える働き手、不調を防ぐということですね、そういった働き手が必要であろうということで、ガイドラインが整えられてきたのだと私は理解しておりますが、その背景ですね。つまりそういった働き手が必要とされる背景としましては、養育里親家庭の不足、これは言うまでもありません。じゃあその子どものニーズに選択肢として機能していくために十分な里親家庭、つまり委託できる里親を確保していくのに現状のままでは難しいという課題があるわけです。

それから、養育の安全性の質の課題、ここに書いてますけど、二つ目です。リクルート、アセスメントトレーニング、そしてマッチングがそれぞれ分断されている。分断されているとあえて私はネガティブな表現をしていますが、委託を検討する際に、その家庭の強み、弱みが十分理解されにくい。家庭というのは非常に脆弱なものですから、そうすると地域社会の中で、それこそ数週間でその家庭の強みというのは変化していくわけですね。そういったその家庭の変化というものを地域社会の中で誰がどうやって把握していくのか、アセスメントした状況と、今子どもの育ての担い手として考えたとき、その家庭の状況が、アセスメントしたときと同じように確保できるのか、そういった課題も出てくるわけです。そういった中で、措置権者として児童相談所は非常に慎重にな



らざるを得ないと思います。質の課題というものに対しては、 ガイドラインが必要とされる背景の一つであろうと考えて います。協働の難しさ、養育技術の不透明さ、そして個人家 庭という閉ざされた環境で、何をその家庭の強みとして信頼 していいのか、というのが、信頼に足る家庭もたくさんある んですけど、必ずしも選択肢で機能するには十分ではないわ けです。

誤解のないように先に申し上げたいと思いますが、これっ て里親側の責任ではほとんどないわけです。私もいろんなと ころで専門職向けのトレーニングをさせていただきますが、 里親の資質というものを、支援者側からどういったものを求 めるのか、いろいろグループワークで出してもらうんです。 それが全て整っている方がいたら不調って起きませんか? と聞いたら、皆さん絶対にうんとは言わない。つまり安定し た質の高い子どもにとって必要な家庭養育というのは、養育 者、つまり里親さんの資質だけでカバーできるものじゃない わけですね。そうすると、安全性と質の課題というものは、 それに相応しい里親さんを発見して完了するかというと、も ちろんそんなものではないわけですね。で、先ほど私よりも 前の、津崎先生もそうですし、それから藤林さんも先ほどお っしゃったかもわかりませんが、不調というものも当然そう いった難しさ、つまり子どもの育ちの場所として安定してい るとは言いがたい状況があるわけです。それでもちろん子ど もが一番傷つくわけですけども、次に傷つくのは当然里親な わけですね。

それが次のポイントになってきますけども、それが何を導くのかといったら、養育里親制度に対する地域社会のイメージの低下になっていきます。児童福祉先進諸国と言われている国々のいくつかが経験しているような委託不調の連続。そういったものが、まず里親家庭の質というかたちをきちんと

整えていかないと、そういったことが当然起きてくる。だからこそ、フォスタリング機関というものを強化していこうという、そういった方向性だと私は理解しています。で、里親家庭というのは先ほども申し上げたように、地域社会に根差した、本当に一般の家庭ですね。脆弱なそういった家庭力だけで子どもの養育の全てを担うというのは難しいわけで、施設というのは、もちろん私は施設の全てを理解しているわけではありませんが、組織的に子どものニーズに応えていくという強みを持っていらっしゃる。そういったものが、地域社会の中で子ども向けにカスタマイズしていくとういことが、言ってみればフォスタリング機関の大切な役割になっていくだろうと思うわけです。

そういったものを整えていかないと、里親制度というものは、子どもにとって実はいいものではないんじゃないか、というイメージの低下が心配されるわけですね。それは結果的に、子どもが家庭で育つ機会、つまりチャンスを減らしていくことにつながりかねないと私は思っています。それは、例えばイギリスとかオーストラリアとかが高額な事業費をそこに注いで、なんとかイメージアップ、つまり里親制度の質を高めていく、そういった結果イメージを高めていくということにものすごいエネルギーを注いでいる現状を見ると、これから促進していく日本としましては、まずその辺の質を整えていく、つまり不調にならないような状況を、もちろん100パーセントの保証じゃないにしても、子どもにとってそういったものを整えていく必要はあるわけです。そうじゃないと、次の世代に里親になりたいという方々が結果的に地域社会に出てこなくなる。そういったことが考えられるわけですね。

促進のポイント、そういったところから課題を改善していくためのフォスタリング機関だと。それがオールマイティじゃないにしても、一つの方向性として重要だと私何回も申し上げていますが、そのポイントとなってくるのが、このオックスフォードのリーズセンターの報告書によるんですけど、口コミが最も効果的なリクルートだと。先ほど津崎先生の話でもありましたけど、もう一人里親連れてきたら倍になるじゃないか、1+1=2。その通りですよね。だけども、里親さんが、私も5年ほど里親やらせていただいて、私の両親も里親だったんですけど、里親が、結構大変だけど、本当にいい生き方だ、やりがいがあるからあなたもおやり、と。つまり、口コミで自分の知人友人に対しておすすめできるような、そういった里親側にとって、生き方としてそれが意義があると、生き方として選んでよかったと思えるような状況にしてい

くことが将来的には最も効果的なリクルート方法だ、ということが言えるかと思うんですね。だからと言って増やさなくていいという話じゃなくて、そういった状況を作るための協働できる関係を作っていくための里親さんが数として必要になってくるだろうと。

実践としましては、ここに書かせていただいていますけど も、ポイントとしましては、この二つ目の部分、ソーシャル ワーカーと里親のエンゲージメント、双方の成長に貢献する 関係が、これは絶対的に必要だろうと私たちは考えています。 これは、里親とフォスタリング機関だけじゃなくて、言い方 を変えると、児童相談所にとっても、フォスタリング機関と いうのが双方に成長に貢献できるような関係を築いていく ことが非常に重要だろうと思っています。支援をする側と支 援を受ける側という、非常に前時代的な里親支援というか、 ソーシャルワークというのは、はっきり言うと協働をこれか ら築いていく上では、もしかしたら子どもの育ちの選択肢を 広げていく上ではちょっと難しいのかな、と個人的には思っ ていますし、実体験でも、私たちの活動からもそんなふうに 思っています。で、強みもこのように書かせていただいてい ますけれども、柔軟な実践ができるというところですかね。 あとは、里親とエンゲージメントがきちんと築かれたときに 協働するという体制をとりますので、そうすると、里親と考 えたり、ケアワークとソーシャルワークのその両輪がうまく 機能していく、という、そういったことができていくわけで すね。それが言ってみれば、里親の方々にとって、生き方と して、里親やってよかったと、そういう経験を積み重ねてい ただく。サイクルとしては5年、あるいは10年というかた ちでその生き方を完了していただく。 もちろん 15年、20年 やっていてもちろん構わないんですけども、地域社会に、私 里親やっていたよ、よかったよ、あなたもやってみたら?と いう方をいかに増やしていくのかという部分が重要かなと 思っています。

里親を 20 年、25 年やっていただくとイメージすると、じゃあ里親リクルート、どんどん増えていったらどうするの?という話はあるんですけど、一定期間で気持ちよく地域社会の中で生き方として完了していただくということが重要かなと考えています。課題として、公的事業でやるわけですから、そこはきちんと評価していただく。そういった評価機関は必要だろうなと私は思っています。それから、いい報告書だけ出して、評価対象になるような成果はないまま事業をやっていますというのは、フォスタリングの事業としてはあま

り建設的じゃないのかな、と個人的には思っています。それから、サービスの質とサービスのボリュームのバランスが崩れないような事業費の組み換えというのが課題として今度必要だろうと。つまり、一定の事業費の中でどんどんサービスを増やしていくとなると、自ずと一定量超えた時点で、どんなに経験豊富な人材を揃えたとしても、サービスは自ずと薄くなっていきます。で、薄くなっていったとき、誰が不利益を被るか?間違いなく子どもなんですよね。そうするとどこかで、そういった切り替えは必要なのかなと私は思っています。

じゃあキーアセットってどうなのか。こんな感じで、未発表の評価ではあるんですけど、調査していただいたら、キーアセットの里親、実子がいる割合って 88.8 パーセントなんですよ。今はもうちょっと多いかもしれません。で、調査全体では約5割の方々実子がいらっしゃって、5割の方々は実子がいらっしゃらない。つまり、養子縁組を考えた方々が養育という選択肢を選ばれることはもちろん素晴らしいことだと思いますし、選択肢としてありだと思いますが、実は、先ほど日本財団の常務さんからお話ありましたけども、実際のところ、潜在的に里親という生き方を選びたいと思われる

方って、私たちのような小さな法人でもこういった結果を出すことができるということは、リクルートのポテンシャルってこれからいっぱいあるということはご理解いただけるかなと思っています。

課題としては、なり手がいないとは言いませんが、不足し ている。これからの子どものニーズを考えたとき、家庭養護 を促進していこう。だけどもなかなかなり手がいない。理由 として、サービスの質と事業費のバランスに不安がある。つ まり、いいサービスをしようと思ったときに、そのボリュー ムが増えていったら事業費がもしかしたらそれに合わなく なってきてしまう可能性があるとするならば、それに積極的 に関わっていこうという事業者がこれからどれだけ出てく るのか、というのは、そこに不安を感じる方いらっしゃって も、無理はないのかなと思っていますが、その前に、私ども 含めて、まずは私どものようなフォスタリング期間が、民間 であればきちんと成果を出していくこと。最後は、その次の 課題なのかなと。まずは成果を出さなければ、今事業費のこ とをごちゃごちゃ言ってもしょうがないのかなと思っては います。駆け足で説明させていただきました。以上でござい ます。ありがとうございました。

(社会福祉法人和歌山つくし会/和歌山乳児院施設長)

※資料は「配布資料」(後掲)参照

まず、自己紹介をさせていただきます。和歌山乳児院で施設長をしています。平成22年からは里親支援センター「なでしこ」をしています。それから、家内が専門里親として現在11歳になる女の子を9年間養育しています。施設と、里親と、里親支援機関をやっているということで、今日は、ここにいるわけです。

まず、乳児院からの意見を述べたいと思います。ビジョンの中でいろいろと、乳児院にとっては大変なことが書かれていますが、国連の子どもの権利委員会から乳幼児はできるだけ家庭で、ということを勧告されていますので、乳児院としてもビジョンをただ受け入れるだけでは、これからの乳児院を考えていく上で大変なことになるということで、乳児院側からいろんなことを提案しようということになりました。

その中で、乳児院のことを、まず、委員の皆様に知ってもらうことが大切だということになりました。今、乳児院に入所してくる子どものほとんどが一時保護です。というのも、子どもの命と安全が第一だということで、まず一時保護をして、そのあとアセスメントをして家庭に帰したりする状況です。一時保護された子どもの6割から7割は元の家庭に帰っています。それからあとの3割を少し超えるぐらいが措置につながっているという状況です。

それから、措置になった子どものほぼ半数は家庭引き取りになっています。虐待の理由で入ってくる子どもが多く、非常にグレーな家庭環境ということで、児童相談所も家庭引き取りを決断するのが難しい状況です。県内でも先日、虐待の理由で入所した子どもを、家族関係を調整して、外泊も繰り返して、地域も支援していくということで元の家庭に帰したのですが、再び、虐待を受けて帰ってきたというケースがあ

りました。以前にも1名、家庭へ帰って亡くなったというケースがあったので、より慎重になっているという状況です。 家庭へ帰すために、子ども、家庭、それから親子関係のアセスメントに多くの時間を費やしています。児童相談所だけじゃなくて、乳児院に面会に来たときに、親子関係をしっかりと把握しています。その辺をきちんとやっていかないと家

庭に帰していけないと思います。

和歌山乳児院では、昨年度は 20 ケースの退所があったのですが、家庭へ帰ったのはそのうちの 2 ケースだけで、里親さんに 4 ケース、あとは児童養護施設に全て措置変更になっています。これは福岡市とは全く違う状況で、平成の初めごろは、乳児院からの家庭復帰率 100 パーセントという施設もあったのですが、虐待が増えてきたので、帰せないという状況になってきています。

それから親御さんの状況ですが、精神疾患や知的障害のあるお母さんが増えていて、お母さんは育てたいが、いろんな理由があって家庭で育てられない。昼間は大丈夫だけど、夜間、薬を飲まなければ寝られないという状況があって、誰も支援する人がいないと、夜間の子どもの状況を把握できないということがあって、家庭に帰せないという状況です。

地域での、いろんな支援が増えてきているので、それらを いろいろ利用しようとはしているけど家庭へ帰せないとい う状況になっています。

それから、医療型の乳児院ですが、どんな子どもでも、24 時間 365 日、いつでも受けるという状況です。

病気や重い障害を持った子ども等、他に受け皿がなくて来ることがあります。だから、そのような子どもたちも受け入れることを考えると、小規模では少し難しいと思います。生

活の規模は小規模でもいいと思いますが、施設全体を小規模にして、地域分散化するというのは乳児院では難しいと思っています。

それから、乳児院は入所施設としての基盤があってこそ、 乳幼児の養育と親支援のノウハウを積み上げられており、里 親や地域の子育て支援に生かすことができると思います。そ こできちんとした養育技術を職員が身につけて、それを親御 さんの支援や地域支援に活かしていただくということが大 事だと思っています。それから里親か、乳児院かと、社会的 養護の方途を比較するのではなく、子どもの最善の利益を保 障するための選択肢を確保することが重要だと思います。今 は、社会的養護を必要とする子どもがどんどん増えてくるの ではないかと思っています。きちんと子どもたちの状況、家 庭の状況を把握するようになったら、今の状況よりか、もっ と増えてくるのではないかと思います。諸外国に比べると目 本の社会的養護の必要な子どもたちの数は非常に少ない状 況です。厚生労働省が出している資料からも、世界の他の国 と比べると非常に少ない状況にあります。その中で社会的養 護の必要な子どもたちが増えてくるのなら、選択肢を今の段 階で里親か施設かというような状況にするのではなくて、ど ちらも使いながら社会的養護の必要な子どもたちの受け皿 を確保していくということも大事かなと思っています。

最後になりますが、乳児院の今後のあり方のイメージというのを全乳協で検討しています。図の左のほうから右のほうに、ということで、乳児院もいろんな地域でいろんな活動をしています。

フォスタリング事業をきちんと受託している、というところはないけれども、今までにも里親支援機関事業ということでの委託を受けてやっているところもありますし。あと、児童家庭支援センターを乳児院に併設して、そこが一緒にフォスタリング事業をやっているというところもあります。それから、養育支援訪問事業という、家事支援とか相談支援ということで、家庭のほうに伺う事業があるけれども、これも市町村からの委託を受けてやっているところもあります。それから、産前産後母子支援事業をやり始めた乳児院もあり、いろんな意味で乳児院も多機能化しようということで、市町村との関係の中でやり始めているという状況です。

それから、一時保護機能、ショートステイと書いています が、ショートステイの利用も非常に多くなっています。予防 的な支援ということで、お母さんが疲れたときにショートス テイで一時的に利用してもらい、疲れをいやして、地域の中で生活していくというかたちがいいと思います。

しかし、一時保護だったら日数計算で、措置費の事務費の 計算の中に入れてもらえるけど、ショートステイ事業という のは別枠になってしまって、いくらたくさんの利用があって も、次の年の暫定定員とか定員の計算の基礎にはならない状 況になっています。ここをもう少し改善してもらうのと、ショートステイの利用料をもっと安くすると、もっと気軽にし んどいときに使えると思います。

乳児院は全国で140施設あるけれど、1県に1カ所しかないという乳児院もあるので、そういうところが地域の中でどう利用してもらえるか、ほかの児童養護施設とも協働して、ショートステイとかを、もっと利用してもらえるようになって、お母さんたちのしんどさを少しでもカバーできるようになればいいと思っています。

それから、一時保護が増えてきたということと、専門的養育機能を生かしていくために、もう少し専門職を乳児院に入れていただきたいと思っています。和歌山乳児院の場合は、隣に重症心身障害施設があるので、そちらのほうの小児科の先生とか、訓練士さんにいろんな指導を受けて、トラウマ治療なんかも行っています。他にも、そのようなことを行っている乳児院もあります。医療型の乳児院の場合は、特に熱心に行っています。

地域で乳児院を生かす方法というのは、まだまだ、たくさんあると思いますので、そういうことに、もっと、これからも力を入れてやっていきたいと思います。全国に、たくさんの乳児院があるので、どの乳児院も一緒に全てのことをできるかというと、なかなか難しいと思いますが、できるところからやっていきたいと思っています。

シンポジスト

武藤 素明

(社会福祉法人二葉保育園二葉学園・二葉むさしが丘学園

・トリノス統括施設長)

※資料は「配布資料」(後掲)参照



こんにちは。二葉学園の統括施設長をやっています武藤と 言います。よろしくお願いします。今日は短時間ということ なので、十分喋れるかどうか心配ですが、いくつかに絞って 話をしたいと思います。

新しい社会的養育ビジョンに対しての意見ということ であれば、先ほど津崎さんの話した内容と同じような内容に なりますが、今回いろんな方向性が出て、基本的な方向性に ついては、私としても、児童養護施設としても、こういう方 向性というのはやっぱり必要なんじゃないかと思っていま す。ただし、いくつか懸念されることがあるということを現 場で痛感しているところです。目標数値が大分高すぎるんで はないかと。目標だから高くてもいいんじゃないか、という ような議論もあるんですけども、数年前に都道府県推進計画 を作っていたときに、ちょうど3分の1ということで、5年 前にその計画を立てていったとき、各都道府県の議論として は、十分各地域の実情に応じて立てなきゃいけないにも関わ らず、厚生労働省から出たということで、それをそのまま数 値目標にして出して、十分な現場との討議、関係者の討議を 経ずに各都道府県推進計画を作っていったというところも 結構あったものですから、そういう点では現場の実情だとか、 各地域の実情に応じて目標数値を出していかないといけな いんではないかな、ということが私としても非常に感じると ころです。

もう1点は、施設の滞在期間を原則として、乳幼児は数ヶ月、 それから学童1年以内ということで、最長3年以内というこ とであったんですけど、現実的には今ケアニーズの非常に高 い子どもたちが増えてきています。虐待の重いケースも増え てきています。そういう意味では、こんな1年間ぐらいでは その心の癒しは十分できないと。むしろ今、児童養護施設の 在所期間は今長期になってきているんですね。したがって、 実情に応じて、ということであって、十分な心の癒しだとか、 それから小規模化したりだとかしながら治療的なケアをす るということであれば、やはりもう少し時間が必要だろうと 思います。そういう意味からすると、現実的には、この滞在 機関の短期化は難しいんではないかなという意見でありま す。いずれにしろ、現場の意見を十分尊重しながら、それか ら実態もしっかり把握しながら丁寧かつ子どもの最善の利 益を優先化するような計画を立てていくということが必要 なんじゃないかなと思っています。

それから、児童養護施設の今の現状からすると、非常にケ アニーズの子どもたちが増えてきているという実態の中で、 入所期間も長くなってきていますし、それから高年齢児、年 長の子どもたちも今非常に増えてきています。そういう意味 からすると、そういう子どもたちのケアに十分対応できるよ うな制度づくりが求められると思います。それから生活単位 も、小規模化のことですが、これは一番冒頭に相澤さんのほ うから、全養協として近未来像を出して、相当以前から大舎 制の施設を小規模化していこうというような動きを私たち 自らがやってきたんですけども、全体的には、直近のデータ からすると、今大舎制のみの施設というのは、全体の4分の 1を切っています。私が10年ほど前に全養協の役員になった ときには、まだ60パーセント近くが大舎制ということだっ たんですけども、この 10 年間、非常に努力もしながら、生 活単位を小規模化したり、小舎制でより家庭的な形態での養 育ということが、今現実的には進んでいるという実態があり ます。

ただし、この方向性については、相当時間をかけながら丁 寧なプロセスも経ながらやらないと、私のところなんかは大

舎制をユニット制にして、それからユニット制を今地域分散 化された生活形態に変えていますが、それに対しては相当職 員のトレーニングもしなきゃいけないし、それからハード的 な面も整えなきゃいけないということになります。そうする と、一気に変えるというのはなかなか現実的には難しいとい うことなので、それも先ほどの話と少し連動するんですけど、 丁寧なやり方をしないと、そこで職員が疲れ果てて、何人も 辞めてしまっているというような実態だとか、そういうこと があれば、子どもの最善の利益を保証するような児童養護施 設にならないということになります。ですので、新しい社会 的養育ビジョンで、さらに一層小規模化かつ地域分散化を進 めるという方針で行くのであれば、より職員の配置の問題だ とか、職員の育成の問題だとか、そういうことの具体的な提 案をしながら、同時並行しながらやらないと、方向性だけが 先行したり、ハード的な面の部分が先行して実態が伴わない となると、これは最善の子どもたちの利益を保証する施設に はならないと思います。そういう意味からすると、この小規 模化、それから分散化、それから多機能化、高機能化。これ を進めるにあたっても、それだけの職員のトレーニングをし たり研修をしたり、そういう部分も含めてやっていかなきゃ いけないんじゃないかなと思っています。

詳しく説明しますと、小規模化、地域化を目指してとい うことで、今小規模グループケアの生活単位が8人から6人。 で、来年度からはできればそれを6人に、ということで、さ らにケアニーズの高い子どもたちは、4人ぐらいのところで やるべきなんじゃないか、ということがビジョンが出されて います。私はこの方向性は、子どもたちの状態を見て必要だ なと思っています。ただし、4ホームだけを例外的に認めて はどうかという方向性が出ているんですけども、これに関し ては、例えば、東京なんかを考えてみると、今でさえ受け皿 が足りない、それから全ての今のケアニーズの高い子どもた ちを一気に地域分散化でグループホームで見れるかとなる と、これもやはり時間がかかると思うんですね。そうすると、 本園のユニットケアをいくつにするかということについて も、全国一律でなく、地域の実情に応じて進めていかないと、 いろんなリスクを伴ってくるという懸念があるところであ ります。

それから、地域分散化については、私のところも実は今度 第8分園を出すんですけども、ほとんどの子どもたちは今地 域で生活していますけども、なかなか地域でやれない子ども たちも出てきます。大きく地域に迷惑かけてしまうとか、そ ういう子どもたちもいます。私はどちらかというと、ちょっ と大変だといったん本園に戻って生活の立て直しをしながら、安定したら、また地域に戻ってもいいよ、というような話を子どもたちにはしますけども、そういう意味からすると、地域分散化をするということであれば、本園機能の充実ということを抜きにやってしまうと、全部が全部、今の児童養護施設を地域分散化できるかということになると、今の子どもたちの状態だとかを見ると、やはり無理が生じるんではないかなと思っています。

それから多機能化、高機能化の問題ですが、私が考える 地域支援、それからアフターケアも含む一時保護、里親支援、 家庭支援、医療治療支援、それから継続支援というところに 分類をさせていただきました。地域支援は、あとで紹介しま すけども、児童家庭支援センターを今各施設でやるようには なってきているんですけども、予算的な部分からすると、こ の児童家庭支援センターの予算がまだ十分ではない、という ことになります。フォスタリング機関のところには今回相当 の予算が計上されているみたいですけども、合わせて、児童 家庭支援センターをもって、地域の拠点になっていくという ことであれば、そこに対する経費をしっかり上乗せをすると いうことが絶対的に必要だと思います。来年度予算で、この 前説明を受けた中では、多少の予算増は見込んでいるみたい ですけども、あれではまだまだ難しいんじゃないかなと考え ています。それから、施設の中では家庭支援を重視し充実し ていくことが求められています。児童相談所は入所の時の経 緯もあり、実際的には親とバッティングしてしまって、十分 な親の支援ができてないという部分があります。現実的には 施設の家庭支援専門相談員、ファミリーソーシャルワーカー が、そういう虐待をした親といろんな話をしたりします。私 のところは、親が実際に泊まっていく部屋もあって、金土日 と泊まって、一緒に生活をして、買い物をして、食事をして、 一緒に子どもたちと寝て、虐待をせずに、いい関係を子ども たちと築くためにはどうするのか。虐待のケースも程度の問 題がありますけども、長期間、3年、4年、5年かけて家庭復 帰を目指すというプログラムを組んで、児童相談所と合わせ て施設でその親の支援をすることが重要です。親子の関係づ くりをする、再構築をするというような取り組みみたいなも のは、今までも必要だったと思うんですけども、これからの 施設の役割として担わなければならないと思っています。

あと強調したいのは、医療的なケアですね。私、東京の児 童養護施設なんですけど、東京のほうは専門機能強化型児童 養護施設という制度があり、週に1回ですけども、精神科医 の医師に来ていただき、心理治療だけでは十分でない、性的

虐待を受けたケースだとかも含めて、それから服薬等も必要な子どもたちも今増えています。そういう意味からすると、心理療法だけじゃなくて、もう少し医療的なケアが必要な子どもたちが施設の中には増えてますから、それに対しての対応ができるようなシステムも今後必要なんじゃないかなと思っています。

今回資料として示させていただいたのは、全養協、全国児 童養護施設協議会で、まだ試案という段階なんですけども、 分散化した中で、里親としっかり連携共同しながら、地域の 子どもたちの社会的養護に責任を持っていくという体系の 下で、児童家庭支援センター、それからフォスタリング機関 等々を施設で受けながら、施設の拠点になっていくというよ うな方向性を、施設によっては多分一気には難しいと思うん ですけど、段階を経ながら、こういうような方向性は必要な んじゃないかということで、まだ試案の段階なので、いろい ろ変わるかもしれませんけども、見ていただきたいと思いま す。

終わりに、というところでちょっと書かせていただきましたけども、里親か施設か、という意味ではなくて、本当に地域で里親さんと施設が一体となって協力連携を持ちながら、子どもたちの支援にあたる、ということが必要なんじゃないかなということを思っています。今日は席上に、一緒に私たち全養協の役員をしてきましたけども、鳥取こども学園の藤野先生のペーパーが入っていますので、私もこの日本型社会的養護を推進する考え方については非常に同調しながら、これまでいろんな運動をしてきた部分がありますので、あとでまた説明があるかもしれませんけども、ご参照いただければと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

ディスカッション

- 論点1. 家庭養護推進に向けた児童相談所とフォスタリング機関のあり方
- 論点2. 家庭養護推進に向けた施設のあり方
- 論点3. 里親の確保・育成策

藤井:それでは休憩の前に、ちょっとだけ討論したいと思いますので、シンポジストの方、登壇いただければありがたいとおもいます。それぞれ大変内容の濃いプレゼンテーション、ありがとうございました。私も 12 分としてしまったのを後悔しているところもあって、本当にじっくり聞きたかったかと思うんですけども、一方で、皆さんには申し訳ございません、事務的な不手際があって時間が長引いてしまっているところはあります。本当は 45 分から休憩に入りたかったんですが、冒頭申し上げましたように、休憩前に、6 人のシンポジストのお話をお伺いして、対立的になっているかなというところについては議論して、休憩に入りたいと思います。

で、私、6人のお話を、対立的なところってどういうところあるのかなと思いながら聞いていたんですけど、実はあまりないなと思っています。ただ1点だけ、ここは改めて意見交換をしておかなきゃいけないかなと思うのは、津崎先生、あるいは武藤さんから問題提起のあった、数値目標に関するところですね。ここだけ、皆さんのご意見を改めてお伺いしておこうかなと思っています。武藤さん、課題と将来像の3分の1のときというのは、あれは要するに、各都道府県がそれぞれの県の中できっちりした積み上げをすることなく、単に国が勧める3分の1をそのまま3分の1というふうに持ってきてしまっていたような、そういう県が結構あったということですかね?

武藤:あのときは、私は全養協の制度政策部長をやっていたんですけども、そのときに全養協で注力をして、十分各都道府県で、現場の人たちも入れて、それから数値的目標だとかも含めて検討した方が良いとの全国的取り組みを展開し、各都道府県においてどんな進歩状況かとアンケートを取ると、大体30パーセントから30数%が十分検討していないというような回答だったんですね。そういう都道府県が厚労省から

発出した局長通知をそのまま取り入れ、即3分の1、3分の1、3分の1、3分の1と目標建てをして、これが本当にどういう根拠でされたのかということが、現場の人たちも十分に根拠的な部分を把握せずに立てたというようなこと。これははっきり言うと、全養協調査ですから、各都道府県にそれを言うと、少し数字が変わるかもしれないんですけど。現場の目線で見たときに、そういう都道府県ごとに主体的に地域の実情に応じた十分な検討をされてなかったので今回もとても心配になります。

藤井: そういったことも踏まえて、数値目標の数字はともかくとしても、それぞれの地域の実情を踏まえた目標を示していくべきじゃないか、と言うのが先ほどの武藤さんのご主張だと思いますし、津崎先生のおっしゃっていたのもそういったことだと理解してよろしいですかね。

津崎:そうですね。私も長く役所にいましたので、役所の体質をよく知っているんです。かたちを整えるのは上手いんですね。中身は抜けるんです。厚労省から示されたそういう目標数値は、かたちをなるべく整えようとするんですね。そうすると、中身の部分がいい加減になる。そういう傾向があって、中身がいい加減になったらどうなるかというと、子どもに被害が行く。そこは慎重に、目標数値が仮に達しなかったとしても、被害が出ることが少なくなるような、そういう慎重さが要るんじゃないか、というのを、行政体質として感じているということですね。それがないと、数値が独り歩きしてしまうという恐ろしさを感じています。

藤井: そうすると、厚生労働省は各県の計画を中途段階できっちり見ていくということなんだと思うんですけど、そのときに、目標の数字がどうなっているかというだけじゃなくて、

しっかり中身がどうなっているかと言うことを見ていただなきゃいけない、と、一方ではそういうことなんだと思うんですけど、もう一方で、そういった地域の実情をどうやって踏まえるかということも含めて、各都道府県が示していく目標値、どうあるべきなのかということにつきまして、それぞれ、ほかの先生方からもご意見いただければありがたいかなと思います。いかがですか。

藤林: 私も役所の人間なんで、数字合わせになってしまうと、 それはよくないと思っています。数字の持っている意味を理解した上で、策定要領をちゃんと読み込んでほしいなというふうに思っているところです。先ほど誰かの説明で、現場の実情に応じて、っていうのがあったと思うんですけど、当然現場の実情とかそれぞれの地域の実情はあると思うんです。けれども、もう一方で、計画を作っていく上で重要なのは子どものニーズです。私のスライドの中にありましたように、乳幼児の子どもさんが施設ケアを、短期間受けるのはいいとしても、長期間受けるということは、それはやっぱり改善していかなきゃならない。それは奥山先生の説明にあったように、子どものニーズに応じて、どのように体制を整えていくのか、というのをベースにしてほしいなと思っています。とりあえず以上です。

森下: 私が思うのは、子どものアセスメントをきちんとして、 里親が必要だと思う場合は 75 パーセントじゃなくて、100 パーセントでいい。施設が必要な子どももいるので、そうい う子どもは施設で養育する。里親が必要な場合は、それこそ 100 パーセントという目標がいいと思います。

奥山:つまり、本来目標は100パーセントなんだと思うんです。ただ、どこかに、このぐらいっていう中途の目標を置かないと、さっき行政が数合わせをする、みたいな話があったんですけど、逆に行政は何もないとやらない、というのもあったりするので、そこの目標を持つということは大切なことではないか、と思うんですね。だから、100パーセントが最終的には目標だとしても、とりあえず5年で75まで近づけましょう、ということを言ったわけですよね。75を目標にしましょうと。で、そこの目標をあまりガタガタに崩すのは、子どもの権利としていかがなものかと。で、推進計画の中をきちんと読み込んでいただければ、地域の実情はこれまであったでしょう。でも子どもの権利を考えたらば、子どもの側

から考えたら必要なことをやりましょう、というふうに書かれているはずなんですね。ですから、そこが最大限頑張りましたと。だけど、この目標に到達しなかったんです。到達するの、ちょっぴり難しいです、というのがあったら、1年、2年延びる、これはもしかしたら致し方ないかもしれないけど、最初からこの数字はなし、っていうのはなしだと思うんです。もう一つ、これは前からお願いをしているんですけど、都道府県推進計画を厚労省が、一応皆さんから聞いてヒアリングをします、って言っているんですけど、そこに本当にわかる人を入れないと、厚労省だけでヒアリングしてもなかなか難しそうだな、という気がするんです。だから、そこに本当にその数字の根拠みたいなのをわかって、これでここはやる気があってうまくいっているな、という人をきちんと入れた検討をしてほしい、というふうに思います。

藤井:ありがとうございます。要は、子どものニーズをしっかり踏まえるということと、それから、地域の実情というのは、今現状がどうなっているか、現状のいろんな社会資源がどんなふうに配置されて、どんなものがどんな量、どんな質で存在するのか、というのがまずありますよね。で、それが5年であれ7年後であれ、どこまで増やしていけるのか、どこまで質を上げていけるのかという、そういう展望みたいなものもありますよね。そういったことというのは、各地域ごとに、どうしても違ってくるので、したがって、各地域ごとにいろいろ実情を踏まえて、というような意見が出てくるんだと思うんですが、今のお話をお伺いしていると、そうやって各県が地域の実情を踏まえるにしても、とにかく全力で、必要な子どもに家庭を保証しようとするような、全力で努力をするということが当然前提になるんだということ。そんなことでよろしいでしょうか?渡邊さん、何かあります?

渡邊:首をキョロキョロしていただけなんですけど。私のような立場で皆さんの意見をまとめるつもりはさらさらないんですけど、皆さん同じことをおっしゃっているようなニュアンスあるのかなと。大事なのは、子どものニーズに応えていくことで、そこには当然応えるための質が必要。で、これは私の独自の意見なのかもわかりませんが、その結果見えてくるのが数字なのかなと。子ども一人一人に応えていくというその先に見えてくるのが数字なのかなと思っています。で、厚生労働省さん、国のほうからも、今回は質という部分に関しては、これまでできてなかった家庭養護の質の向上につい

て、本気でやりますよというメッセージとして、今回そこそ こ思い切った数字が予算として確保されたと、私はメッセー ジとして感じているんですよね。だからそれを各自治体がど う使っていくのか。で、その自治体がやりたいときにそれを 応えられる民間がどれだけあるのか、という、そこに尽きる とは言いませんが、そこが、投げられたボールをどう受け止 めていくのか、という部分になっていくと思いますし、あと は、家庭養護っていう里親制度がこれまで子どものニーズに 応えられる選択肢として、決して十分じゃなかったよね、と いう認識。これはもちろん里親さんのせいじゃないよね、と いう認識が共通されたときに、じゃあ選択肢を増やしていく のか、あるいは、ほかの選択肢がどうこうだから、っていう 話に持ち込むのか、私はこれ結構方向性として大事なポイン トなのかなと思っているんですね。だから、選択肢をきちん と確保していく、つまり、子どものニーズに応えられる家庭 養護を充実させていこうよ、ということは、恐らく皆さん共 通の認識でいらっしゃるのであれば、いい方向に間違いなく 進むのではないかなと感じております。

藤井:ありがとうございます。まさに私がそういうふうにま とめなきゃいけないなと思っていたところなんですけど、渡 邊さんの繰り返しになりますけど、家庭養護ということの重 要性に対する認識から、これまでの日本の社会的養護の歴史 を踏まえても、あるいは施設が今まで多くを担ってきていた だいたその成果を踏まえても、現状よりも里親委託を増やし ていかなければいけない、という政策的な方向性については、 恐らく今日のパネラーの皆さん、異論はないですよね。それ から、そういう政策的な方向性がきっちり合意できていると いうことは、ものすごく大事なことだと私は思うんですね。 具体的にそれをどうしていくか、という議論をしていくとき に、そこの方向性に齟齬があったり、ぶれていたりすると、 なかなか建設的な議論にならないんですけど、そこで一致を しているということは、私は大変大事なことだと思っていま す。ここで休憩を入れて、安心して後半の議論に入れるなと 思っております。それではここで 10 分ほど休憩させていた だきます。16時5分から再開させていただきますので、よろ しくお願いいたします。

(休憩中)

ディスカッション

論点4. 必要な人材の確保・育成方策

司会:それでは皆様、時間になりましたので御着席いただけますでしょうか。それではこれより、シンポジウムの後半を開始いたします。藤井さん、よろしくお願いいたします。

藤井: それでは後半の討論を始めさせていただきたいと思います。後半は、冒頭申し上げましたように、相澤先生が最初に四つの課題を整理をして、提起をしていただきまして、今スクリーンに映っているのは簡略化したものなんですけども、この4点につきまして、順次ご議論いただければありがたいと思っています。

まず第一の課題ですけれども、児童相談所とフォスタリ ング機関のあり方です。措置権者である児童相談所が里親委 託に積極的でなければ、家庭養護は絶対に進まないわけです ね。しかし、私は現実の児童相談所、特に都市部においては、 多少体制整備を進めていっても、虐待家庭の対応に追われて いて、職員の総数を増やしてもそっちのほうにどんどん吸い 込まれていくという現実があるんですね。率直に言って、保 護して、とりあえず命の危険がなくなった子どもたち、施設 にいる子どもたちであれ、里親委託されている子どもたちで あれ、そういったとりあえず命の危険がなくなった子どもた ちに対して、なかなか児童相談所は手が割けないというのが 率直なところなんじゃないかと思います。で、そんな児相に とっては、施設に措置をするほうが、言い方はちょっと恐縮 ですけれども、楽だと。逆に言えば、里親家庭に委託すると いうのは、児相にとってはかなり時間も手間も何倍もかかる ような仕事なんですね。そういう中で児相が積極的に里親委 託を推進しようと思ったら、一つは児相自身の体制を飛躍的 に整備すること、というのが一つあります。それがなかなか 難しければ、NPOとか、あるいは施設等、外部にフォスタリ ング機関の機能を委託する、ということですね。そういった ことを決断することが必要なんだと思うんですね。ですから、 今回の自治体の計画の改定の中で、最重要課題の一つという のは、そこの決断なんだと思うんですね。フォスタリング機

関を、自前で飛躍的に体制整備するのか、それとも民間にしっかり出して、民間と言っても、今日本全国見ても外部でフォスタリング機関ができるような事業者あるいは施設というのは少ないという現実もありますので、時間をかけて、外部のフォスタリング機関を育てていくというのも児相の仕事になってくるんだと思うんですね。

で、今回の計画の改定で、児相が家庭養護推進という覚悟を決めて、そのための新たな体制を、フォスタリング機関の育成も含めて、決断していかなきゃいけないんじゃないかなと思います。藤林さんからもいろいろお話ありましたけれども、意識改革とか、そういうのを含めて、児相あるいは都道府県のそうした決断、どういうふうにしていってもらえればいいのか。あるいはその決断をサポートするために、国を含めた関係者はどういうことをすればいいのか。あるいは児相とか都道府県に対してどんなインセンティブがあればいいのか。そういったことについて、ご意見を戦わせていただければありがたいなと思います。まず皮切りに、奥山先生、藤林さん、それぞれご意見をお願いできればと思います。

奥山:児童相談所のことを言えと言われると、延々になっちゃうので、かいつまんで、なんですけど、とにかく基本的に、児童相談所の意識が変わらなきゃいけないのに、変わるようなかたちになってないんではないか、と思うんですね。昔からの児童相談所の目的なんて、法律には何も書いていない。何のために児童相談所は働いているの?って書いてない。それから、じゃあ業務は何かというと、一番に、家族もしくはその他からの高度な技術を必要とする相談に応じる、って書いてある。つまり、昔は児童相談所なんです。相談に応じるのが児童相談所。それが、もう既に虐待対応をしなきゃならない、子どもの権利を保障するというところに視点が移っているはず。それがいまだに虐待を擁護相談の中の一つ。相談なんです。だから、いつも私も、なんでこれ通告じゃないの?って思う人いると思うんですけど、虐待相談件数です。相談

なんです。そうすると、相談という意識だけでやってきたら、子どもの権利を守るというところが、きちんと児童相談所の職員の中に植え付けられているのか。そこが私は一番の問題ではないのかな、と思うんです。だから、子どもの権利を守るということだったら当然家庭が子どもに与えられる権利もあるよね、ということはわかるはずなんですけど、そこがあまり明確になっていないということが大きな問題なんではないかと。

だから児童相談所の抜本的な改革と言いますか、法律を一から考え直すぐらいの改革をしないと、私は児童相談所が今の機能をきちんとやっていけないんではないか、と思うんです。だから、何がこの子にとって必要なのか。先ほど、子どものニーズに合わせて、ってみんなおっしゃいます。私も言いました。でもその子どものニーズの見立てができていない。それから、その子どもの家庭のニーズが何なのか。なんでこの子どもが虐待に至ってしまうのか、という見立てができていない。チェックリストで、傷が重いか浅いかなんて、そんなことやっていたって、なんで虐待が起きるのか。じゃあ虐待をしない家族にするにはどうしたらいいのか。その間どういうふうに子どもを預かって、どうしたらいいのか。そんなことをきちんと見立てられる児相になっていないということが大きな問題ではないかなと思うんですね。

そういう意味で、まず意識を改革した上で、フォスタリン グ機関ということに関しても、最終責任は私は児童相談所だ と思っています。当然フォスタリング機関に、渡邊さんのよ うなところにお願いをしますといっても、最終的には児相と 密な連携をした上で、最終責任は児童相談所だと思う。そう いう意味で、そこを責任をとりつつ、でも自分だけでできな いところをきちんとお願いしながら、互いに向上し合いなが らやっていきましょう、というところができてこないと、要 するに、自己評価の低い人ほど自分で抱え込むんです。だか ら児童相談所が自己評価が高ければ、いろんな人にお願いし つつ、これ一緒にやりましょうよ、って言っていけると思う んですけど、児童相談所が本当の専門性のある機関になって、 プライドを持ってお願いをできる、というところに高めてい かなければいけないんだと思うんですね。だからまずは児童 相談所の専門性を上げて、自己評価を高めた中で、ほかのと ころにもお願いをしていけるようにしていかなきゃいけな いかなと私は思っています。

藤林: 私はスライドの中で、個々の職員の意識の変革という

のを書いていたんですけど、やっぱり時間かかってきたなっ て思うんですね。乳幼児期に施設に措置して、思春期ぐらい の年齢になっていろんな問題を起こして、その子どもをまた 保護して、次の措置先を探す、なんてことにもたくさん時間 が追われてきているわけなんです。けれども、よくよく考え れば、乳幼児、0歳とか2歳とか4歳の子どもは、「ぼくは、 わたしは、里親に行きたい」。そんなの言わないんですよ。 言ってくれたらわかりやすいんですけど。親御さんも、ぜひ 里親にしてください、っていうふうにみんな言わなくて。や っぱり個々のケースワーカーが子どもの最善の利益を考慮 した場合、この子どもにとって最善の選択肢は何だろうかと いうことをしっかり考えていくという、そういう組織風土を 作っていくのが、私は児相長として何年もかけてやってきた ことかなと思います。けれども、なかなかこれは時間かかる ことですし、手間暇もかかることであり、施設に措置した方 が、一見楽に見えるかもしれません。けれども、長い目で見 た場合には、またいろんな問題が発生することを考えると、 やっぱり年齢の小さい段階で里親さんに委託していくとい うことは重要じゃないかなという。そういう個々の子どもを 担当するケースワーカーの意識改革を進めるとともに、子ど もに携わる乳児院の職員さんも同じように子どものニーズ に応じた措置のあり方を考えていくということが重要と思 います。

そのためには、それぞれの地区担当ケースワーカーの持ちケースを少なくしておかないと、なかなかそんな余裕もないかなと思います。それから、地区担当のケースワーカーと、フォスターケアを維持、または高めていく係。これは分業でないと絶対無理だと思うんですね。フォスタリングサービスを何人かの係員と、また非常勤職員も含めてやっていくんだ、という分業体制をしっかり作っていくことも重要と思います。なかなか人はつかないと思うんですけど、そこは都道府県推進計画で数字を直に見せて、これを達成するためにはこれだけの人が必要なんだ、ということを言っていく。そのために数値目標あるんじゃないかなという気もするんですけども。そういった、児童相談所にフォスタリングサービス部門をちゃんと作っていくということは重要です。

それがどうしてもできない場合、民間フォスタリング機関という発想になってくると思うんですけど、そうだとしても、 児童相談所の中に、フォスターケアについての一定の理解とか、フォスタリング機関と、先ほど育成という言葉があったんですけど、育成じゃなくて、対等の協働していくような、

そういう専門性、経験持った職員がいるということも重要じゃないかなと思っています。今、福岡市の里親係員は7人って言いましたけども、中にはまだまだ経験年数も短い者もいたり、非常に長い者もいたり。この7人の里親係があるから、キーアセットさんとうまく協働できるんじゃないかなと私は思います。それぞれが専門性を持って協働していくという体制を作るのがあるべき姿じゃないかなと思っています。以上です。

藤井:続いて、30年選手の津崎先生。

津崎:児童相談所の推移を見ていただいたら端的にわかるん ですが、問題が出てきてそれに集中的に対処しようと思えば、 やはり専門部署を作るというのが一番手っ取り早い。虐待の 専門チームとか、あるいは里親の専門チーム。それができる と、ほかの部署と兼ね合いで、急ぎのケースばかり、それを 先にしないといけない、というのはなくなります。一番手っ 取り早いのは、例えば厚労省が、このぐらいの人口規模だっ たら何人ぐらい専門の里親の職員を配置しなさい、と。そう すると、ほかは仮に忙しくても、里親の問題に集中してでき る。そこと民間機関がやってもらえるというかたちが、もっ と全国的に広がるというふうに思います。で、奥山先生が、 意識とかそういうことよりも、児相の専門性を上げないとい けないと。私も長年勤めていてそれを感じます。特に、虐待 で死亡事例が起きるたび、各児相、すかたんばかりしてます もんね。なんでこんなすかたんな仕事の仕方するの?って。 すかたんって、非常に言い方悪いけど。

で、なんで専門性が上がらないのかと。一昨年ぐらいからは研修がすごく強化されていて、市町村も児相職員も相当研修受けています。でも、実態は3年から5年ですよ、キープされるのは。それでサイクルを回していく。私は35年おりましたけど、35年おれ、って絶対言ってません。しかし、一人前に仕事できるようになるのは、最低でも5年、10年、経験と知識が要ります。それが、3年、5年で変わっていったら、新人ばかりでいつも仕事している。組織として専門性のある仕事、できるわけがない。そうすると、単に研修をするだけではダメだと。一番のネックは、みんな地方公務員ですよね。地方公務員は異動するんです。行政職の異動サイクルと同じかたちで各自治体は福祉専門職も処理されているので異動が頻繁です。で、そこは自治体に人事権がありますから、厚労省何も言えないですよね。そうじゃなくて、ここの

福祉の分野でもうちょっと息が長く仕事をして、そしてその 中身を保証できるような専門力をキープしないといけない。 それは、新たな資格を作ることじゃなくて、知事会、あるい は市長会と厚労省が検討チーム作って、いわゆる地方自治体 の職員ではあるが、そういう専門性の必要なものをどういう ふうにすれば育て、そしてキープできるのか。そこをもうち ょっと研究しないといけない。研修するだけでは定着しない ですからうまくいかない。積んでは崩し、積んでは崩し、何 十年も前から同じこと言っているんですけど、全く変わらな い。で、私が児相にいるときは、人事と交渉し 10 年間動か さない、というルールを作って、10年間動かさなかったんで すけども、今はそれも崩れているみたいです。少なくともそ ういう体制を市長会、知事会と厚労省が真剣に向き合って、 自治体職員としての専門性の確保、キープの仕方。そこをも うちょっと詰めないと、研修だけでは難しいのかなというの が私の意見でございます。

藤井: 先生、そこは児相の職員の専門性という問題よりも、むしろ私は都道府県庁の人事組織の構想力とか、企画力とか、そういう問題じゃないかと思うんですね。児童相談所全体、例えば専門職をどれぐらい配置するのかとか、どういうふうにして採用してくるのかとか、どんな人事ローテーションの仕組みを作るのか、っていうのは、基本児童相談所というよりも都道府県庁のほうが考えて整理するのではないんですか?

津崎:理屈だけ言われるとそうなんです。だけど、実際その人事を誰が動かしているかというと、自治体のいわゆる人事課とか職員課という、いわゆる行政職から言うとエリートの部署がそういう児童福祉の分野の人事の統括を全部しているんです。そういう人たちの基本的考え方の特徴は、同じところに長くいると使い物にならない、ってみんな言います。有能な人間はどこ行ったって有能だ。だから、変えないといけない。特に一つのところにいると癒着が出てきたり、マンネリ化が出てきたり、そんな仕組みはいけない、というふうにみんな思っていますから、そこを変えていくには、厚労省なりが、そこの部署はそんな人事の仕方ではあかんのだということを知事会、市長会にも訴えて、新たな自治体職員の中の専門性というのを一緒に考える仕組みを作らないと、そこは自治体だから自治体に任せておいたらいい、というふうにしていると、何十年それができてこなかったわけですから、

これからもできないということになると思います。

藤井:そうすると、フォスタリング機関をどうしていくかというところも、先生が今おっしゃったような文脈の中で、都道府県庁がきちんと企画し、考えて整理をしなきゃいけないにしても、そこは厚生労働省からもだいぶ押してもらわなきゃいけない、というような、そんな感じですかね。

津崎:そうです。自治体だけに任せていて、自治体のそういう人が福祉の専門職に特別の、例えば昇格制度を作るとか、人事の異動の別のローテーション作るとか、そんなこと絶対しない。そこは厚労省からの強いプッシュがあれば、みな考えるということですので。

奥山:ずっと何年間か議論している中で思っているんですけど、なんで県立病院みたいにできないのか。要するに、専門機関です。で、病院から病院の異動はあるんです。で、私も昔県立病院にいて、国立病院に移ったんですけど、県立病院にいたときは県の職員で、国立病院に行けば国家公務員だったわけです。だけど、医者という専門職としてのアイデンティティで仕事をしていますし、異動もします、というぐらいの専門性は必要なんじゃないかなと思うんです。

津崎:今言われた通りなんですけど、福祉職はそこまで認定がされていないから、逆に言うと、誰でもできるという、そういう意識のほうが強いから、そういう特別な扱いはない。それで、人事担当者と話していると、種目別のいろんなローテーションとか、昇格の制度をいくつも作るということに対しては基本的に否定的なんですよね。あまり作りたくないと。だから、相当圧力をかけないと、福祉職の別の昇格の制度とか、異動のローテーションの組織というのはできない。

藤林:だんだん児童相談所の職員の専門性の話にシフトしていると思うんですけど、私も精神科医なので、国に行ったり、県に行ったり、市に行ったりしながら、そこでいろんな経験を積んで、キャリアを積んできているわけなんですけども、ソーシャルワーカーがもっとプロフェッショナルなものとして社会で認知され、ずっとその自治体で公務員人生全うする人もいてもいいと思うんですけど、ある段階になって、例えば施設でソーシャルワーカーをするとか、フォスタリング機関で雇用されるとか、その後キャリアを積んで、研究機関

に行くとかっていうふうに、もっと流動的になっていくほうがあるべき姿じゃないかなと思いますね。ただそれが実現するのには、いくつも越えないといけないハードルはたくさんあると思うんですけど、これが今後あるべき姿じゃないかなと思っていますが、皆さんどんなイメージを持っていらっしゃいますか?

津崎:欧米はそういうかたちになっている。資格がはっきりしていて、ずっと同じところにいないと言ってましたから、変わっても資格のある人が、中途採用で来る。でも一番違うのは、日本の地方公務員は一般的には中途採用しません。終身雇用。だから、途中から専門性のある人を雇うという仕組みがとれない。ずっと最初の人材をどう回すか、という人事の仕組みがあるから、途中の専門職を雇うというかたちができないということになる。

藤林:でも、だいぶ社会人福祉職採用を行う都道府県も増えていて、福岡市は7年前から始まって、今30代、40代でいるんな分野から来ています。ひょっとすると、引き抜かれるんじゃないかなという不安もあるんですけど、だんだん平準化していく方向に向かうんじゃないかな、と私としては楽観的に思っています。

藤井: ありがとうございます。ここで共同代表の潮谷先生が、 前熊本県知事としてぜひコメントしたいということで、お願 いします。

藤井: ありがとうございます。ここで共同代表の潮谷先生が、 前熊本県知事としてぜひコメントしたいということですの で、お願いします。

潮谷:津崎先生が言われましたように、なかなか公務員を専門化して、そこのところで、というのは、よほど組織的にしっかりしたものがないと難しいと。それから、長く、ということの良し悪し。私は施設のほうにもおりましたし、今もおりますので、早く担当移ってくれないかしら、そういうふうな職員がいることも事実なんですね。で、できれば、ソーシャルワーカーの資格を持っている人たちが児相の中にできるだけたくさん行けるように、ということは、一つの大事な要素ではないかなと思います。

それともう一つは、認知症がこれだけ出てきましたので、 私が今言っているのは公務員を、例えば日本社会事業大学に

学びにやってください、というようなことを各自治体にお願いしているんです。そして、そういう高齢者対策というのは、決して福祉の枠内だけでのものじゃないと。各セクションの中で認知症の方々というのは、銀行にも行く、商店にも行く、そしてタクシーにも乗る。だから、いろんな部署の中でその役割は必要になってきていると。だからしっかりと学ばせて、そして活用してくださいと。

同じように、児童相談所の中に入れたら、まずきちんとした研修機関に行っていただいて、そしてそこの児童相談所の中で5年なり7年なりいると。こういうようなシステムをやるというのが、厚労省のバックアップと知事会の納得がなければ、人事異動は実は収益、人件費、給与に関わってくるんですね。ですからそういうのを考えると、決して単純ではない要素がありますので、そこは検討委員会か何かを設けていかないと、今の児童相談所のシステムの中で虐待問題が起きると、児童相談者は責めに責められているけど、私はあれは残酷だなと、異動のシステムを知っているだけに思うことがあります。以上です。

藤井: ありがとうございます。柏女先生、助言者として登壇 していただいているんですが、ご自身の児相の経験も踏まえ て、この議題を締めていただければありがたいなと思います。

柏女:非常に興味深く伺っています。児童相談所はもともとは臨床機関だったんですね。でも、臨床と措置機能と、それから一時保護機能を一緒にしたほうがいいだろうということがあって、昭和 20 年代の中頃に、できたときは鑑別機関ということで臨床機関だったんですけど、行政機関になっていったという経緯があって、今は措置とクリニックと、それから一時保護の三位一体をやっている、世界的にも珍しい機関になっていると。この機関が今の時代に合うのかどうかということについては、これは先ほど奥山さんがおっしゃったように、抜本的な改革を検討しなきゃいけないというふうに思っています。

もう一つは、ここで児童相談所がやり玉に挙がっていますけども、これは別に珍しいことではなくて、ずっと児童相談所というのは三位一体でやってきましたので、何か新しい問題が起こると、児童相談所にまず賽が投げられる。そして児童相談所が対応しきれずパンクしてしまう。そしてそこで非難が起こって、別のシステムを設けようということで様々なサービスが整備されてきた。3歳児健診の精密健診もそうで

す。1歳半健診もそうです。そして不登校もそうです。さらに校内暴力もそうです。みんな同じ歴史をたどって、今虐待がその批判を浴びているということになるわけで、その歴史に学ぶならば、次のステップは、別のシステム整備、たとえば、フォスタリング機関を民間に委託していくということが必然ということで、私は出てくると思っています。したがって、児童相談所を臨床機関にするというよりは、児童相談所は行政機関で、行政処分を行うと。そして処分を行う間の様々なサポートを、臨床機能を持ったところが行っていくということのほうが現実的ではないかなと思っています。

もう一つ、児童相談所とフォスタリング機関の整備がまだ 十分にされていないので、ここをしっかりと整備しなければ いけないんじゃないかなと思います。つまり、児童相談所か ら里親に委託するときには援助指針を出します。これは措置 に伴う、つまり、行政処分に伴うことで、必ずそれは児相が やらなきゃいけないこと。だけど、自立支援計画はそれに基 づいて計画を作るので、これは児相がやらなくてもいいとい うふうに私は思います。それは里親や、あるいはそれを支援 するフォスタリング機関が作っていく、こういうところの役 割分担が混乱しているということがあるかと思います。里親 を支援する機関が、今は児童相談所です。でも、それと同じ 子どもの受け皿になっている施設を指導するのは、これは県 の仕事になっているわけです。なぜ里親の支援を児童相談所 がしなければいけないのか。措置をするところがなぜしなけ ればいけないのか。こうしたことも含めて、全体的なシステ ムのあり方をもう一度再考していかないとうまくいかない と思っています。

藤井:ありがとうございます。私自身も一里親として普段児童相談所とお付き合いをしていて、本当に言いたいことは山ほどあるんですけど、今日の議論お聞きしていても、じゃあどうやったら、どんなふうな組織立てにし、どんな仕事のやり方にすれば児童相談所が本来世の中から求められているような機能を果たすことができるのか、という、そういう真摯な議論を国のレベルでも、各都道府県のレベルでもきっちりやらなければいけない。そろそろ本当に本気でやらなきゃいけない、ということかなと思います。

それでは、今度は施設のあり方に議題を移したいと思います。森下さん、武藤さんのプレゼンの中にもあったんですが、 里親養護、家庭養護を推進していく中で、これは私も施設の 役割ってすごく大事だと思っていて、家庭で受けとめること

が難しい子どもたちの生活の場であるというだけではなく、 時代のニーズを受けとめて、言ってしまえば、フォスタリン グ機関としての機能を果たしてほしいなと思いますし、ある いは地域の子育て支援に関わる機能なんかも含め、本当に抜 本的な機能強化を目指していくべきなんじゃないかと思い ます。で、この論点では具体的にどういう機能を強化してい ったらいいのか。フォスタリング機関と言いましても、決し て施設が機能としてきっちりできてきたというわけではあ りませんから、そこのノウハウを施設が得るためにどうすれ ばいいのかということ。それから、施設の皆さんの中で、こ れから時代のニーズに合わせてどんなことをやっていかな きゃいけないのか、というところを考えなきゃいけないとい う理解にまだまだ至っていない施設の方々もいらっしゃる 中で、そういった方々にも、どうやったら前を向いて考えて もらえるのか。特に施設に関する法制度のあり方とか、ある いは経済的なインセンティブとしての措置費の出し方を、ど ういうふうにしたら皆さんに前を向いてもらえるのか。そう いったところについてご議論いただければと思います。まず ここは森下さん、武藤さんから皮切りをお願いできればと思 います。

森下:和歌山乳児の里親支援センターの医師をやっているんですけど、内心的には補助事業なので、毎年県と契約を結んでいるというような状況です。で、最初の頃は一生懸命やっているので、県のほうも少しずつ補助金を上げてくれたんですけど、今年度は、和歌山県に2カ所目の里親支援機関ができたので、業務を分担するということで、補助金を大幅にカットされまして。そのような状況で、不安定な状況なので、職員をきちんと確保して支援していきたいと思っているんですけど、なかなかそこができないというのがあります。やっぱりフォスタリング機関になったときは、補助金というかたちじゃなくて、きちんとした金額が保証されるような制度になっていただきたいなとは思っています。

それと、うちだけじゃなくていろんな乳児院がフォスタリング機関に近いような、里親支援事業をやっているんですけど、乳児院っていうのは、里親さんとの関わりが昔から多くて、里親外とのいろんなつながりもあります。だからそういうような里親支援の養護をしていく上では、協力をしてもらいやすいというのがあって、うちも県の里親会の事務局をやったりしていまして、里親会と一緒に里親さんを支援していこうか、ということで。今まで県に1カ所しか里親会という

のはなかったんですけども、和歌山県も広いので、4 カ所に 里親会を分けまして、その支部ごとにいろんなサロンをやっ たりとか、業務をやったりということで、身近なところでで きるだけ支援をしていくというような環境を作っていこう と。それと、里親さん同士が仲良くなると、レスパイトとか そういうときに活用できるというのがありますし、そういう ようなかたちでの利用も大事かなと思っています。

それと、子どもたちなんですけども、まず予防的にいろんな支援ができたらいいかなと思っています。レスパイトに至るまでに利用してもらうような状況も作っていったらいいと思うんですけど、ショートステイなんかでも、里親で利用できないと思っている人がいるんですけども、地域で生活していく上だったら、ショートステイも利用できるんだということももっと知っていただきたいなとは思っています。とりあえず以上です。

武藤: 今後の施設のあり方、里親のあり方も含めてなんです が、一番冒頭のディスカッションに返ってしまうんですけど も、今の子どもたちのニーズというんですかね、今時代が求 めるニーズと言いましたけども、今の子どもたち、どういう 支援が必要なのかということを改めて各都道府県ごとに掘 り下げて考えていく必要があるんじゃないかなと思います。 その上で、どういう受け皿が必要なのかを考えないと里親か 施設かの議論や小規模化なども形態論に終始しているよう な段階では問題であり、子どもの状態に合わせた受け皿づく りが必要だと思います。施設もワンパターンなやり方じゃな くて、いろんな施設の中に、より家庭的な養護ができるよう なシステムというんですかね。今うちなんかも施設型のファ ミリーホームみたいなものを作って、施設のすぐ近くに夫婦 でやっていこうという取り組みも今始まっています。それか ら、先ほど言ったように、ケアニーズが非常に高い子どもた ちは、ワンパターンじゃなくて、いろんなパターンを持ちな がら、この子の支援はどこでやったらいいのかという受け皿 の多様化が必要な時です。そこはやはり今後の課題になるん じゃないかなと思います。ですからこのように、施設もいろ んなパターンがあっていいし、それから里親もいろんなパタ ーンがいいし、一時保護的な機能を持つ里親さんもいてもい いし、多少ケアニーズが高い子どもたちもやれる里親さんた ちも必要かもしれません。親族里親とかも含めてですけど、 多様な受け皿のある里親を目指す必要があると思います。今 後そういうことも含めて各都道府県で、今の子どもたちを見

たら、こんな受け皿があるといいよね、ということを、私たち現場でもっと作っていかなきゃいけないんじゃないかな と思っています。

それから、フォスタリング機関のことについては、昨日実 は私、東京の児童養護施設の施設長さんたちに集まってもら って、施設でフォスタリング機関をやるんだったらどういう ことができるかということで、具体的な詰めの話をしたんで すね。予算的な部分では、今回相当厚労省も頑張っていただ いて、予算もとっていただいたということなんですけども、 やはり現実的には、そこの機関に関わる職員をどれだけ施設 の中で用意できるかということになると、限られているな、 という施設がまだまだあります。しかし、施設によってはフ アミリーソーシャルワーカーを 5、6 年やって、それから現 場に入って主任もやったぐらいの人たちが結構いるんです ね。そういう人たちに、今私の施設は、里親支援専門相談員 なんかも、30年選手ぐらいの人たちがやっているんですけど、 そういう人たちも実際には施設にまだまだいるんですね。で すから、そういう人材を掘り起こして、大変な課題を抱える 子どもや親に対応してきた人たちもいるので、そういう人た ちが里親のフォスタリング機関なんかにも入ってやるとい いかなと思っています。

いずれにしろ、勤続年数が各施設でも大きくばらつきがあって、今全国的に見ると、勤続年数が大体平均8年ぐらいなんですね。でも、さっき児相の経験の年数も話が出てましたけど、リスクを抱えた子どもたちや、家族と向き合うということであれば、それは相当の経験を持たなきゃいけないということになりますので。大体東京で調べると、6から9年ぐらいが一塊で、平均勤続年数が大体11年から15年ぐらいのところが一塊で、4年から9年ぐらいの施設なんかもまだあるんですね。そうなると、なかなか経験年数が低い施設で多機能化だとか、それからフォスタリング機関をやれと言っても難しいと思います。いずれにしろやるのであれば、場所も必要なんですけども、それに関わる専門職、それをどうやって育てるかというのが非常に大事だね、ということを昨日施設長のみんなで話をしていたところなんです。

それから最後に、措置費の出し方ということで、措置制度 というのは、行政処分で各都道府県から、この子は社会的養 護のニーズがあるからということで措置、というかたちで施 設に措置をされる、ということなんですけども、そのときに、 今各施設ごとにサービスの差が極端にあるというのはどう かなと思っているんですね。したがって基本的には措置制度

っていうのは、子どもたちが自由に選んで、契約制度という かたちで、自由選択をするというような制度になっていませ んから、今の措置制度、この子のニーズがどこが必要で、こ ういうような受け皿が必要、そういうところが今児童福祉司 が選択をしているんだろうと思うんですけど、そういう意味 から、措置制度、措置費制度、ここのところがしつかり制度 的には整理しつつ、その上に、東京はサービス推進費という かたちで、いろんな支援メニューや困難な事例に合わせた補 助金単価を上に二重重ねでセッティングしているんですね。 それが東京都が独自で加算している上乗せ分ということに なるんですけども、そこのところは今国の役割としても措置 費の上乗せ部分として他の都道府県も必要なのかなと思っ ています。したがって、措置制度や措置費制度の根本のとこ ろを当面は崩さずに、その上に乗せつつ進めるという方法が 一番やりやすいんじゃないかなと思います。それから、その 方法であれば現場的にも受け入れやすいんじゃないかなと 思っています。それぞれの出し方に長所短所があると思うの ですけども、私はそう考えています。以上です。

藤井:ありがとうございます。ほかの皆さん、いかがですか。

津崎::施設の役割機能ということで話題が振られたわけですが、大きくすべての機関が、いわゆるその家族を維持、支える、そしてハンディを抱えている家族でも、そこで子育てが最低限できる。その予防支援に少なくとも役割を果たすということが求められてきているんではないかと思います。虐待がどんどん増えていますよね。で、当初、要対協や児相なんかもそうですが、起こってしまってから対応する、というかたちでやっていたのが、平成20年頃から、やはり予防支援、ここが重要だということで、厚生労働省もその考えに基づいて、虐待を起こる前に、訪問型でチェックしましょうとか。生まれてからでは遅いと。生まれる前に、特定妊婦の妊娠の段階から支援に向けていきましょうと。そういうかたちで発展してきたと。

ただ、要対協にアドバイザーで関わっているんですが、その要対協の現場で見ていますと、ハンディを抱えた家族がいっぱいあります。例えば DV だけども逃げないとか、あるいはステップファミリー、連れ子再婚で、この間もいろいろありましたけど、そこで育てにくさを抱えているとか。あるいは、お母さんが母子家庭で、さらに精神不安定。そこで子どもが、ボーダーライン状況の中で、慢性ネグレクトで暮ら

しているとか、あるいは外国人の家庭が底辺ぎりぎりで、とか。私、いつも言っているんですけど、厚労省は時間軸で早く関わるという予防支援策を立ててきた、それはそれで必要です。だけど、地域で見ていると、どちらかというと、生活空間軸、横軸の予防支援策がほとんどない。そこから虐待のケースがいっぱい出てきている。だから、これからはハンディを抱えていたとしても、生活のいろんなハンディをうまくサポートできるような地域の資源、それを整えていかないといけない。

ただ、民間活動を見ていると、子ども食堂とか、フードバンクとか、シェルターとか、いろんなかたちで出てきている。で、ショートステイなんかも非常にニーズが高い。そうすると、そういうハンディを抱えていけど資源を使って子育てが分離せずに、施設に預けずに自分のところでキープできて、なんとかやっていける。そういう役割、地域の横軸の資源として施設が機能する、里親が機能する。民間活動も機能する。そういう地域の中の資源の連携体制で、多少のハンディある母子家庭であっても、ある程度養育できる。父子家庭であっても養育できる。外国人の方であっても養育できる。そういう体制づくりに全てがある程度機能するような地域づくりというのがこれから求められていくんじゃないかなという気がしております。

藤林: 津崎先生の言うこと、全くその通りと思っていまして、 在宅支援のニーズはたくさんあるわけなんですけども、全て が児童相談所が支援というのも不可能ですし、市町村が全部 できるわけでもないので、そこはほかの国のやり方を学んで、 民間機関なり、児童家庭支援センターなりが、どういうふう に在宅支援をよりインテンシブに提示できるのか、というの がこれから重要な課題じゃないかなと思っています。家庭養 育優先原則の1番目は、分離せずに暮らせるということなの で、それはただ見守っているだけじゃなくて、そのニーズに 応じた支援を短期間、集中的に行っていくということじゃな いかなと思うんですね。福岡市内には2カ所の児童家庭支援 センターがありまして、両方とも NPO なんですけども、とて もサービスの質がいいものですから、われわれも区役所も保 護者の方も、いっぱい相談を寄せるんですけど、なんせ補助 金は一定額なものですから、サービスの質が上がって評判が よくなればなるほど忙しくなって、大変になっていくという。 これはやはり頭打ちになっていく感じがするんですけど、や ればやるほど予算が入ってくる。また人も増やせる。優秀な

ソーシャルワーカー雇えるような、そういう仕組みが大事なんじゃないかなと。施設のほうも同じで、例えば乳児院さんが一生懸命再統合に向けていろんなプログラムを提供しました。で、頑張って早期の家庭復帰を進めた。そうやって頑張って家庭復帰を進めれば進めるほど、入所児童数は減っていって、措置費はどんどん減っていて、暫定定員になるって、これは全然見合わない仕事じゃないかなと思うんですけども、在宅支援、家庭復帰をすればするほど、そこに対して義務的経費というか、措置費が投入されていくような仕組みが重要じゃないかなと思っています。

もう1点ついでに、ケアニーズの問題です。武藤さんが言ったように、ケアニーズの高い子どもがいっぱいいるんだということですが、これは非常に漠然とした概念で、ケアニーズと言っても様々なバリエーションがあります。そこには客観的なスケールというか指標があって、全国どこの児童相談所でも、同じようなケアニーズを、グレード3とかグレード5とかっていうものを作りつつ、もし時間が間に合えば、都道府県推進計画の中で、「措置が必要な子どもさん全体の中で、ケアニーズはこんなふうになっている」ということを明らかにして、より高度なケア機関を準備していくということが重要と思っています。

藤井:ありがとうございます。これもキリがないような感じになってきたので、最後に藤原審議官、今いろいろ出てきたお話で、一つ重要なポイントは事業者に対してどんなふうなインセンティブをセットしたらいいのか、ということなんだと思うんですよね。で、それって、厚労省のお家芸みたいなところあるんですよね。診療報酬であれ介護報酬であれ、障害の報酬であれ、そういう政策手法をずっと使ってきた。私も障害福祉を結構長くやっていて、障害福祉では入所施設から地域生活への移行というのがずっと大きな課題なんですけども、入所施設だけやっていたような多くの法人が、地域生活支援の事業を始めて、事業を拡大しているということがあちこちで起きているわけです。一方で、社会福祉法人の視点から見たら、時代と利用者のニーズに合わせて、社会福祉法人が事業全体の構造を変えてきた、ということになるわけですね。

それが社会的養護では、私が見る限りほとんど起こってないと思うんです。障害福祉がどうやってきたかというと、厚労省が報酬の配分とか、また制度改正もあるんですけども、 基本的には報酬の配分でそれを実現してきた、と言うことだ

と思うんですけども、社会的養護ではそういうやり方という のが、措置費であるがゆえに、というのがどこまで理由にな るのか私もよくわからない部分があるんですが、それは、ど うなんですかね、難しいんですかね?

藤原:まず、施設の小規模化とか多機能化という、まずそこ の大きな話になる前に、そういう方向性というのは大事なん だ、という話だったと思うんです。で、われわれもそれを支 援するための財政的な基盤をしっかりやっていくというこ とが国の第一の責務であるということなので、今でも小規模 化だったり多機能化だったりに着目した予算化をしてきて いるところです。だから今回の来年度の予算では、運営とか 小規模なものについては、いきなり 6:6 にはいきませんけ れども、一人、配置を加配するというようなかたちで、6:4 まであげようとか、それから、計画策定の要領でも丁寧にニ ーズを把握した上で、施設についても計画を策定していただ くということですので、こういった意味で多機能化とか、専 門機能化を図っていくときに、その機能に応じた予算の確保 をするということについては、引き続き努力をしていきたい と思っておりますし、実際にそういった実力がまだまだない よ、という施設も全国でたくさんあるというお話がありまし たけれども、だからこそ、今回の計画のときに、施設にも計 画を作っていただいて、自分たちの施設がどういう強みがあ って、どういう機能を強化していけるか、ということを考え ていただく、というふうなことにもなるのかなと思っており ます。

それから、少し長期的な措置費のあり方自体をどうするか、というのは、私の一存でこうしたいとかいうことが言えるような知見があるわけではありませんが、例えば今でも、その配置基準に応じた措置費ということで言えば、類型によって配置基準を上げるとか、専門職を置くときの加算を作るとか、あるいは個人のニーズに応じて、という意味ではまだまだ加算というのは少ないですけど、被虐待児とか、ケアが難しいお子さん、あるいは医療的乳児院とか、そういうところの配慮もあるわけですけども、そこをもっと抜本的に、個人のニーズに合った措置費にしていくとか、地域の機能を必要も含めて評価をしていくという、そういった財政的な支援のあり方というのは私たちも勉強していかなければいけないし、先生方からもたくさんご意見をいただきながら、しっかり勉強していきたいなと思っています。

柏女: すいません、2点、大きくあります。措置費のあり方 なんですけど、これは本当に検討が必要だと思っています。 実は今は、施設の仕事は四つあって、アドミッションケアと インケアとリービングケアとアフターケア。この四つのうち の前の三つを措置費で1セットとして出している。で、アフ ターケアだけ補助金で出している。こういう仕組みなんです けど、これはばらばらにしてもいいんじゃないかと思うんで すね。つまり、アドミッションケアのところ、つまりアセス メントをしたりして子どもを最初に預かるところ、そこをま ずは一つの枠にして、それからインケア、そして充実に向け て、あるいは家庭復帰に向けて支援していくリービングケア、 さらにアフターケア。こういうふうに四つに分けていくと、 子どもたちがずっと長くいても得する施策にはならないん ですね。それはインケアのところだけが増えるわけですから、 その部分が全体の4分の1だったら4分の1だけしか増えな いので、それよりは、アドミッションケアをちゃんとやった ほうがいいとか、リービングケアをちゃんとやったほうがい いとかっていうふうになっていくので、こういうシステムは、 ちょっと乱暴ですけど、議論してみてもいいのかなと思いま した。

2点目ですけれども、家庭養護の割合を上げていくために は、どうしても入所している施設の子どもを里親委託しなき やいけない、ということになるわけですが、そこには抵抗が 起こるわけです。それは、グループ・シンタリティの問題で すね。つまり、集団自体が一つのまとまりのある存在として やっていくという、集団のパーソナリティのシンタリティ。 そしてその個人は、ホメオスタシスはあるわけ。つまり、異 物が入り込むと出そうとする。そして中に取り込むときには、 そこでまた集団の構造が変わるというふうにして、このグル ープシンタリティの問題を研究しなきゃいけないんじゃな いかと思っています。実は、家族のシンタリティというのは 結構研究されていて、家族にステップファミリーが起こった ときどうなるかとか、そういうようなことは研究されている んだけども、施設の中で暮らしている6人や8人の小グルー プ子どもが、1人抜けることによって何が起こるのか。ある いは1人が入ることで何が起こるのか。こういう研究という のはあまり行われていないように思います。私はしっかりと した知見はないんですけども。そうすると、それをやること によって、施設の子どもたちを里親に出していくにはどうし たらいいのか、という知見が生まれてくるのではないかと思 っていて、私がやっているわけではないので、どなたが研究

費をつけて、厚労省のほうで研究して、何かやってくださる といいかなと思っています。以上です。

藤井:ありがとうございます。最初の措置費のほうは、今の 入所機能って一括りにしているところを分解して考えると いうのは、お聞きしててそれもあるのかな、と。それをさら にもうちょっと考えたら、今度はフォスタリング機能もいく つかの機能に分解できると思うし、そうやって分解していっ た一つ一の機能を、機能として措置費をつけていくような、 そういうようなやり方もあるのかもしれないですね。もちろ んこれはきっちり詰めていかなきゃいけないところだとは 思いますけど、そんなご示唆もいただけたと思います。いず れにしましても、私も自分の行政経験からしても、お金の配 分というのは、いかなる世界の事業者であっても、当然これ は敏感に反応するものなので、恐らく間違いなくそうだと思 いますので、そこをどんなふうな仕組みで配分していくかと いうのは本当に大きな課題なんだと思います。

それでは三つ目の、里親の確保、育成策というところに進 みたいと思います。里親委託を進めるとなりますと、当然で すけど、受け皿である里親家庭を増やすことが最も重要な課 題だと思います。私自身も毎年体験発表会に出るんですけど、 いろんな場で PR もしてるんですけど、正直、そのときの反 応を思い浮かべると、そう簡単ではないな、というふうに思 います。確かに職業ではないという意味で、社会貢献という 言葉を使うんであれば、かなりヘビーな社会貢献であるとい うことも言えるんだと思いますし、先ほど私申し上げた障害 福祉の例でいくと、障害児の地域生活支援の受け皿。受け皿 も社会福祉事業の事業者なので、先ほどの報酬経済的なイン センティブで受け皿の事業者の参入を促して、増やして、拡 充していくことができるわけですけども、里親って存在自体 が社会貢献であるがゆえに、これは基本的にそういう施策が 使えないんですよね。そういう中で、まず今の日本の社会で どういう人が里親になっていただけるか、あるいはどういう 方々をターゲットにして里親をおすすめしていけばいいの か。そこにどんなインセンティブをセットしていけばいいの か。そういったことについてご意見いただければと思います。 これにつきましては、まず津崎先生と渡邊さん、お願いしま す。

津崎:一般の人に里親の必要性を言って、待っていて、申請 してもらうというのは、なかなか難しいと思います。かなり ターゲットを絞り込んで、そこに対して積極的にこちらから アプローチをかけて説得するとか、もっと積極的な働きかけ が多分要るんだろうと思います。理念の世界ではやってもい いよ、とか、そういう機会がきたならやってみたいとか、そ ういうのは結構出てくるんですよね。だけど実際は、そう思 っている人が一歩踏み出すことができない。確かに、関心を 持っても家族が協力するとか。特に男なんかは、実際は奥さ んのほうがほとんど引き受けざるを得ないというような。そ ういう意味で、ニーズはあるんだけども、実際に具体化とな ってきたときに、どういうネックがあるのかということを、 一方では丁寧に分析しながら、そこをどうサポートすれば、 その壁が越えられるのか検討が要ります。

一挙に里親まで難しいですけど、例えば週末里親なんか、 これは施設がボランタリーなかたちでやっていますね。これ、 大阪市は平静6年か7年ぐらい、かなり早い段階で制度化し たんですね。そうすると、週末里親はせいぜい 1、2 回です から、やりやすいですね。そうすると子供に馴染みができて、 その子供を養育里親に、っていうケースも出てくるんですね。 だから、関りがあると、その子に対して思い入れができます から、もう少しその子を長期で見てあげたい、というふうに なりますので、そういう仕掛けをいろんなかたちで作るとい うことが、かなり大切ではないかなと思います。で、先ほど も藤林先生がおっしゃっていた、福岡で実践されているいろ んな民間団体とか、そういうところとも、リンクしたかたち で、児相だけ頑張るじゃなくて、例えば大分県でしたかね、 市町村を巻き込むとか。そうするとそれなりに効果が出てい ますから、そういう方法であるとか。で、最近、福祉関係の 先生とか役所の方もだいぶん親をされている方が出てきて います。藤井さんも現役のときにやられたんですよね、長田 さんも実施あやっておられる。だから、公務員が率先してや ったらいいと思うんですね。短期もできるし、いろんなかた ちできるから、共働きだったらできないとかではない。厚労 省の職員で、やってないのは肩身狭いな、みたいな、そうい う雰囲気を作るとか、いろんな手立てでもって、少しでも増 やすという、そういうものが要るんじゃないかなというふう に思います。

渡邊:まず私ども、キーアセットとして年間大体 200 から 300 ぐらい、問い合わせがあります。そのうち登録まで至るのが 大体 2 パーセントから 3 パーセントぐらいです。それを多い と思うか少ないと思うか。これは皆さんの考え方次第だと思

います。で、大事なのは、これとこれをやれば問い合わせが増えるよ、というのは、もちろん私も法人としてあります。分析もしています。だけど、それをやってくださいね、って通達を出したらそれをやることがゴールになると思うんですね。間違いなくやることは、なぜリクルートからフォスタリングということを包括的にやるのか、とか、要は、最終的に協働関係を築くためですよね。で、協働関係を築くためにどう里親を獲得していくのか、ということが、やはり戦略として非常に重要だと思います。で、戦略をどう立てるのか。戦略の立て方まで逐一説明しなければいけないのであれば、それってどうなんだろうと。そこまでしないとやりませんというところが、果たしてフォスタリング機関としての業務がちゃんとできるのか、と私は個人的には思います。

やり方はどうだっていいと思うんです。協働関係が築けるとか。その邪魔になっているのは恐らく、地域での子育てに対するネガティブなイメージなんですね。ここ数年、子育て大変、わが子の子育で大変だキャンペーン、すごいですよね。子育で大変だ、というところで、わが子じゃないのに、っていうのが輪をかけてまた大変です。そういう中で、でも子育てって、もっと言うと里親のリクルートって、かわいそうな傷ついたぼろぼろの子どもをなんとか普通ぐらいにしましょうか、という話じゃないんですね。これから未来のある子どもを、その子らしくはぐくむための地域での子育でをやってくれる人を探していく、という話じゃないですか。

で、全ての大人がみんな子どものことを一生懸命考えてい る社会って、怒られちゃうかもしれないけど、ちょっと気持 ち悪いと思うんですね。やはりいろんな価値感があって良い と思います。でもその中に、子育て楽しい、子育てに希望が ある、子どもが目の前で変化を見せていく、ということに喜 びを感じる人たちが数パーセントいてくれたら、それで里親 余っちゃうんですよ。要は、その数パーセントの人たちをど う探していくのか、というのは、行政だろうと民間だろうと、 フォスタリング機関が自分たちで成果を出すために知恵を 絞ってやっていく。それに尽きると思います。で、そんな人 いないよねって、それは嘘ですからね。だって日本財団さん が調査したんですから。ポテンシャルはあるんです。じゃあ そのポテンシャルをどう探していくか、それにコストをいく ら掛けて、どんな人員を使って、どういう戦略を立ててやっ ていくのかっていうのは、各機関が考えたらいいことだと私 は思っています。繰り返します、これとこれをやりなさい、 わかりました、やりました、でも里親増えませんでした。こ

れは本当に残念な結果だと思いますね。協働関係を築くため にどんな戦略を立ててリクルートしていくのか。それは実践 者が考えるべきことであって、命令されてやることではない し、指定されてやることではないと個人的には思っています。 そのキーワードとして、里親というものが、恐らくここに 里親の方もいらっしゃると思いますけど、労働ではなくて生 き方だということを、リクルートをする上で強く認識する必 要があると思います。生き方として選んでもらうに値するリ クルート活動というのをしないと、要は世の中に自分らしい 生き方とか、社会貢献の生き方っていっぱいあるわけじゃな いですか。いっぱいある生き方の中で、里親っていうものを 選んでいただくためにどんなアプローチが効果的なのか、と いうことが、言ってみればリクルート活動につながっていく ことなのかなと思います。私も先ほど 12 分の中でもお話し ましたが、里親さんにやってよかったと思ってもらえるよう な協働関係こそが、遠回りかもしれませんけど、最終的に一 番近道としての、効果的なリクルートだと思っています。

津崎先生がまずハードルを下げて、と。私もそうは思いますが、ただ私の知る限りのデータだと、週末里親から養育里親になっていくというケースって、あまりたくさんないんですよね。なぜかと私なりに考えると、週末里親という生き方を選ばれる方と、養育里親を選ばれる方の生き方の選び方としてちょっと異なると思うんです。堺市さんが数年前調査したときも、週末里親になっていきたいとう方と養育里親になってみたいという方のグループで、パーセンテージだと若干後者のほうが高かったというのがあるんですよね。だからそれを考えても、養育里親って生き方に興味をいかに抱いていただくのか、というアプローチ。そして、里親大変ですよ、大変だけどやりがいありますよ。その大変な部分を誰が一緒にやってくれるのか、という部分が、興味もらっていただいた先の戦略、次のステップになってくるのかなと思っています。以上です。

藤井: ありがとうございます。それでは、相澤さん、このテーマ、一言お願いしてよろしいですか?

相澤:私は、これで言うと 25 ページに書いてあるんですけ ど、具体例ということで、やっぱりリクルートする上では総 合的にきちんと作戦立ててやっていくということが重要で、 まず個人レベルで言うと、社会的養護関係者の登録というこ とです。自分ができる範囲のことで、私も実は大分県の里親

についこの間申請したんです。今、登録前研修受けているんです。養育している里親の方のレスパイトぐらいならできるのではないかな、そういう気持ちで申請したんですね。自分ができる範囲で何ができるのか、ということで。先ほどいろんな種類があるということでしたけど、私も長いこと小舎夫婦制によるケアワーカーやってましたので、子どもと一緒に寝食共にして、ある意味では専門的な里親のようなものですけど、そういう経験があるので、何か自分の経験が生かせないかな、ということでトライしたんですけど。

それから、1里親1リクルート活動って津崎さん言って いましたけど、口コミが一番効果があると。私もそう思うん ですけど、私も先ほど言ったように小舎夫婦制によるケアワ ーカーをやったとき、その先輩に言われて、小舎夫婦制によ る勤務形態は、昔はほとんど休みなかったので、泊付きの休 みなんかありませんでしたので、休みというと朝5時半から 夜の5時ぐらいまで休んで、あとはもうずっと子どもたちと 一緒にいる生活をするような感じでしたけど。今から考えた ら労基法違反も甚だしいんですけど、それでもまだ小舎夫婦 制は残ってますけどね。そういうのは、労働じゃない生き方 として、自分たちがそういう子どもたちと生活をしていくこ とによって、子どもたちにいろんな変化もありますし、私た ちも子どもたちにいろんな意味で育てていただいているわ けですよね。そういう経験はすごく大切な経験なので、そう いうことは里親さんから里親さんをリクルートする上で話 していただくということが、やっぱり効果大きいよな、とい うふうに私は思うんですね。

そういう個人のレベルと、あと地区、地域レベルというようなことで、チラシなどの配布とか、回覧およびポスティングとか、広報とかイベントの開催とか、地区、地域でできるようなものがあると思います。地区の里親会なんかを活用して、そういうことをやったって私はいいと思うし、そういうレベルと、あとは国レベルですよね。ホームページと書いてあるのは、大阪府大の伊藤嘉余子、明日来ますけれども、彼女の研究によれば、里親のことをホームページに掲載している自治体は里親登録が少し伸びたみたいな、そういう結果が出たというのを彼女から聞いたので書いたんですけど、やっぱり自治体として、広報をしていこうと。そういう意欲が必要だろうと。そして里親が市民権を得るというか、里親が認知されるということが必要。そういう意味では、ずっと継続的に広報を自治体レベル、国レベルはやるべきだと思うんですよね。里親推進月間になると、お祭りにようにやるんでは

なくて、ずっと継続的に里親のことを広報していくというようなことを、私は個人レベルの軸から、地域・地区レベル、都道府県・国レベルまで、総合的に広報、啓発活動をして、積極的にトライをしていくことが里親リクルートにつながるんじゃないかなと思っています。以上です。

奥山:全部結びついている話なのかなと思うんですよね。里 親さんになるときの不安というのがものすごく強くて、その 中でフォスタリング機関の方がきちんとサポートしつつ、児 相と相対していく、みたいな。里親さんになりたいという人 が児相と直にやるのは、ちょっと不安が強いんだろうなと思 うんです。で、里親さんたちの中には、結構児相とぶつかっ ていらっしゃる方もいますし、里親さんに聞いてみると、最 初は2年お願いします、3年お願いします、となったら、周 りの里親会の方から、それって10年だよ、と言われたら、 案の定 10 年だった、というのがしょっちゅうあるわけです よね。そうじゃなくて、児相と里親さんの間をつないでくれ るようなフォスタリング機関も必要なんだろうなと。そうい うことが、この人と一緒にやれば、怖い役人の児相さんとい う、そういう緊張しなくても済むような関係ができてくるほ うが、ちょっと不安だけど、よし、という一歩が踏み出せる んではないかなと。一歩踏み出すというのがなかなかできな いというところが問題なので、そこの不安を取り除くのは必 要なんではないかなと。

藤井: ありがとうございます。ほか、どうですか?

藤林: 先ほど言いましたように、児童相談所の里親部門というか里親制度に従事する人がいて、そことフォスタリング機関の協働というのが大事かなと。そこが仲良くなかったら絶対うまくいかないと思うんですよね。で、そこはいい関係を持っていって、登録された里親さんに児童相談職員が調査に行くとか、面接をするとか、新たに委託するときには児童相談職員も立ち会うとか。委託後支援は民間企業がするにしても、子供が家庭復帰するにあたってもまたそこで立ち会う、といった、双方のきめ細かさというのは絶対必要かなと思います。それから、われわれもいろんな試行錯誤あったわけなんですけども、最初から無理な委託は絶対しない。しかも、最初から長期というのもなかなかハードルが高いわけなので、モチベーションを持って、里親登録まで来た人に、措置権者としては、この子どもをなんとか里親さんにお願いした

いというような思いはあるかもしれないけれども、無理な措置をすることは不調になる可能性があるということを戒め として持っておかなければならないと思っています。

それから、これさっき言おうと思ったんですけど、児童相談所のほうで、せっかく民間機関がリクルートして登録一歩手前まで来たのに、審議会での認定が年に2回とか3回だったら、めちゃくちゃ長くて、モチベーションが維持できないということだったりとか、せっかく登録されたのに委託も全然ない、というのが非常にもったいない話だと思います。そんなところも含めて、児童相談所なり都道府県と里親、民間機関のコラボレーションをしっかり作っていくということが重要なことと思います。

武藤: 私は今東京に住んでいますが、田舎が九州の、ある島 なんですね。それで、子どもたちは全くいないし、お年寄り、 年配しかないということで、このままいくと学校もつぶれる という状況で、里親を村中で引き受けようとか、教育関係で いくと、留学制度を活用して小学生や中学生を、留学制度と か、それから里親制度で子どもに島に来てもらうと、1年間 2年間ですが、村中で子どもたちを育てる、というような実 践もやっています。都市部からすると、住宅事情と言います か、スペースは少しなんとかしたらいいんじゃないか、と非 常に感じています。施設は、グループホームを出すときもそ うなんですけど、里親さんも実子がいて、それからそこにま た1人、2人となると、なかなか今の住宅事情では難しい場 合もあると思います。里親手当をあげるというよりも、どち らかというとそういうようなインセンティブをあげて、実質 必要なところにはきちんと補助をする必要があると思いま す。地域の実情に応じて、随分里親のリクルートの仕方だと か開拓の仕方は違うんじゃないかなと思います。そういう点 では、何度も言いますけども、各都道府県、および各市町村 が本当の意味で、本気になって里親のリクルートやその後の 支援を徹底的にやるということであれば、もっと里親が増え るような気がします。以上です。

藤井: ありがとうございます。藤原審議官、助言者の立場で、 よろしいですか?

藤原:ありがとうございます。今日はたくさんのご提言というかご意見を伺うことができまして、本当に貴重な機会をいただきました。ありがとうございます。何点か、私のほうか

ら説明させていただければと思います。

最初に、計画の策定について非常に不安、両サイドからの ご注文をいただいたのかなと思いました。一つは、計画の目 標というものが独り歩きをするんじゃないか、というのが一 方であり、またそうは言っても、今の実情を踏まえすぎて前 に進まないということでは絶対に困るという意見。両方から のご心配だと思います。計画策定要領ができた直後に着任し ましたので、この計画策定要領を作る苦労を知らないのです が、実際にこの計画策定要領を作るときには、まさに今日皆 さん方からいただいたご指摘を、どういうふうに文章化をし て、都道府県や関係の皆さんに丁寧が説明できる文章を作る か、ということで、この策定要領の策定に到達したというふ うに聞いております。ですので、まずはスタートラインが各 地域によって相当違いますので、その格差を無視して機械的 に作成をするということにはいかないと思いますが、地域の 実情を踏まえつつも、子どもの最善の利益を実現すべき。だ から、今低いから低くていいというのではないですよ、とい うことです。全国の目標を念頭に置いて、国の75とか50と いった数値目標を念頭に置いて、その上で、各県がきちんと エビエンスを作りながら、数値目標達成時期を設定してくだ さい、ということでお願いしていると。

また一方、数字合わせは本末転倒ですので、個々のお子さんの具体的な措置については、数値目標達成のために機械的に措置をするということではないですよ、ということ。その上で、受け皿の基盤整備の努力はしっかりしてください、ということを丁寧に書いておりますので、こういったスタンスを引き続き都道府県の皆さんにしっかり説明しながら、計画の策定状況、ヒアリングもしながら、確認していきたいと思っています。それから、宿題の二つ目かと思いますが、施設経営の影響と言いますが、施設のあるべき姿ということについて様々ご提言いただきましたので、われわれとしては、そういったことに期待に応えていらっしゃる施設になっていただく施設について、いかに財政支援がきちんと届くか、という観点から仕組みを検討していくべきだろうと思いました。

それから、このあとの最後の専門性のところは、もし数分時間があるので問題提起になればと思いますけれども、今回児童福祉法の改正を検討しているという、冒頭ご挨拶の中で触れましたけれども、奥山先生、藤林先生入っていただいた審議会の中でも、やっぱり専門性の向上がすごく大きな課題になっておりまして、その中で新しい資格という言葉も出て

おりますが、いかに専門性を向上させるかということについて、しっかり引き続き検討していくこととしています。その中で、例えば社会福祉士のような国家資格とは別に新しい資格を作るのか、あるいは、既存の資格をベースに、上乗せのものを持っていくのか、あるいは研修をしっかりやっていくことで対応できるのか、といった観点もや、実際児童相談所の職員は地方公務員なので、先ほど津崎さんとか潮谷先生からもご指摘ありましたけれども、県の人事ということで考えれば、ジョブローテーションという観点もある中で、われわれは地方自治体の人事権までとても踏み込めませんが、どんな工夫をされているのか、ということは、事例としては発信することはできるのかなと。

それから、児童相談職員だけではなくて、恐らく施設のケアワーカーさんとか、あるいは民間団体の皆さんとか、場合によっては保育所とか、様々ソーシャルワーカー的な要素を必要とする方々ってたくさん自治体以外にもいらっしゃるんだろうと思うんで、そういう方々のスキルというのは、今申し上げた児童相談所のケースワーカーと違うのか、あるいは共通することがどのぐらいあるのか。そういった辺りを今後議論していうべきと、勉強していきたいなと思っておりますので、もし短時間でもお時間があれば、意見をいただければありがたいと思います。

藤井:ありがとうございます。進行の不手際で申し訳ありません。かなり時間が押しておりまして、論点の4までなかなかたどり着かなかったんですが、大事な課題ではありますので、コーディネーターとしての権限で勝手なことを申し上げて恐縮ですが、最後にお一人1分ずつ程度で、人材育成についてどんなお考えをお持ちかということを、このシンポジウムのそれぞれの最後のコメントとしておっしゃっていただいて、締めたいと思うんですが、お願いしてもよろしいでしょうか?それでは奥山先生から。

奥山:こういう場ですので、私の言いたいことを言うとなると、私が児童の専門のソーシャルワーカーを本来は作るべきであろうと思うんですけども、とにかく私はそれを最終的に、児童専門にするのか、全体も含めてなのかを議論はする必要はあると思うんですけど、やっぱり業務独占の資格を作りたい。そうじゃないから、今、(?)キョコウブイ(04:47:36)のほうが先だってしまう。医者とか看護師とかと同じような業務属性の資格をほしいなと。でもこれはすごくハード

ルが高い、というのはわかっていて言ってますけど、本来は そこじゃないかな、というふうに私は思っています。

藤林:児童相談所長として、優秀な児童福祉司を確保したいというのはいつも思っているんですけども、今はもう人材の取り合いだと思うんですよね。それは行政もそうだし、民間機関もそうで、お互いに取り合っている世界じゃないかなと思うんですけど、でもせっかく福祉士の養成大学に行った人が、一般の民間企業に行ってしまうということもあるのです。ここは、大きく物事を、長期的なスパンで捉えて、この児童家庭福祉分野で働く人材を、どう層の厚いものを確保していくのか、というのを、いろんな立場、いろんな考え方があるかもしれないけど、しっかり議論していく段階に今差しかかっているんじゃないかなと思っています。

津崎:私の持論は、自治体の中の専門職のあり方のルール化を、厚労省、知事会、あるいは市長会も含めて検討をしていくというのが一番必要かなと。で、当面それをカバーするという意味では、民間のほうが持続性がありますので、むしろ中身のサービスは民間を積極的に取り込んで、公務員と民間がタイアップして、その専門性を確保するという体制を目指すのが、当面は現実的かなと考えています。

渡邊: いろんな例があると思うんですが、私は働く場、キャ リアアップの構造が重層的に作られていくことが重要かな と個人的には思っています。大卒ですぐに児童相談所、なん てことはもちろん現場ではなかなかないと思うんですけど、 ソーシャルワークの資格をとれば、もうフレッシュマンでも 子どもの保護を担当できる、なんてことは到底考えられない ことだと思うので、例えばユースワーカーとか、あるいは不 登校の子どもを支えるだとか、そういったかたちでソーシャ ルワーク的なキャリアを積んでいった先に、チャイルドプロ テクションワーカーとか、フォスタリングソーシャルワーカ ーとか、そういった重層的になっていくことが望ましいです し、当然そのキャリアップになっていくということは、あら ゆる面でもよくなっていくというようなことが当然そこに は求められると思うんですけど、先ほど津崎さんもおっしゃ ってましたけど、じゃあ児童相談所が公務員として中途採用 をしないというようなところは、一つ大きな壁なのかもしれ ませんけれども、そういう働き場所としてプロが活躍できる、 キャリアップしていく構造というのは重要かなと思ってい ます。

森下:施設職員で、特に保育士の処遇改善手当を保育所並に していただきたいと。それだけでございます。

武藤:私も人材確保と定着策を総合的に進めなきゃならないんじゃないかなと思います。まず、人材確保のところでは、もう少し社会的養護の課題、問題を、もっと保育のカリキュラム等々も含めてですけど、今私も教えているんですけど、少なすぎるなという気がします。非常にマイナーな部分なんですけどとても重要なところなので、もっと今のカリキュラムの中にきちんと入れる、ということと、それから入職後に、やっぱりキャリアパスで、経験性と専門性がリンクした、子どもが育つように職員もしっかり育っていくような、それに対して給料も含めてきちんと出る、というようなことを体系づけて作っていく必要があるんじゃないかなと思います。以上です。

柏女:保育士の話が出ましたけれども、保育士は今、幼稚園と一緒にして保育教諭など保育関係の教育職の資格を作ろうという話と、それから介護福祉士と一緒にして、社会福祉士も一緒にして、共通資格課程を作って、そして人口減少時代に対応できるケアワーカーを養成していこうという、この二つの綱引きがあって今動いていないという現状だと思うんですけど、ここを整理していかないとならないというのが1点です。保育士を就学前教育職に収斂させていくのなら、子ども分野のケアワーカー職の資格化が必要になってきます。今も、保育士の被虐待児童ケアや障害児の発達支援の教育は甚だ不十分なので…。

それからもう一つ、児童ソーシャルワーカーのことについては、単独の国家資格というのは社会福祉士資格があるのに新たな国家資格を別に作るのはちょっと無謀だと思っていて、考えられるとしたら、社会福祉士等、あるいは保健師等の人に上乗せ資格として作っていく。で、上乗せ資格の作り方は二つあって、一つは国のほうで研修をやった上で登録認定していくという。これは介護支援専門員、障害者相談支援専門員、放課後児童支援員のやり方ですね。保育士や社会福祉士等に放課後児童支援の認定資格研修を課して、それを終えた人を届け登録するという。これは国と県でやると。もう一つは業界団体、学会指定。これは医師がやっていることです。ですね。医師として国家資格は一つ。だけど、業界団体が、つまり学会等が認定をしているという、そういう仕組み

があるので、それをいくつか出しながらやっていくのがいい かなと思いました。

それから最後に、今日はいわゆる社会的養護の世界が中心でしたけれども、その社会的養護の体系の中にも入っている、障害児入所施設の子どもたちや、あるいはファミリーホームにも障害を持った子どもたちがいますので、そうした子どもたちの支援のあり方も考えていかなきゃいけないと思います。2月から厚労省のほうで、障害児入所施設のあり方検討会が開設され、私は、今日幹事をしている米山さん、それから北川さんも構成員として入っていきますので、みんなでこの分野もしっかり考えていきたいというふうに思っております。ちょっと補足をさせていただきました。

相澤:私の障害児のあり方検討会に入っていますので、頑張 りたいと思います。それからまず、先ほど津崎先生が言った ように、民間委託というのは、議論していたときは、障害の 療育手帳なんかは、児童相談所でやるんじゃなくて、外に出 したら、というか、そういうふうにしたらどうですか?とい うような議論もしていました。そういうこともきちんと検討 していったらいいんじゃないかなというふうに思います。で も皆さんおっしゃるように、資格化というのは私も必要かな と思います。どういうふうに資格化するかは議論すればいい と思いますけど、そういう専門性をきちんと確保するための ことが必要だろうと。で、当面人事をできるだけ長期に、と いう、それはもちろんそうなんですけど、もう一つは、ここ にも書いたんですが、児童福祉士さんを増員するということ は、それを育てるというか。そのためには、SVの存在ってす ごい重要だなと思うんですね。私なんかも、自分がケアワー カーとしての力量形成を考えたとき、最初にどんな人につく かで全然違うな、というふうに思っていまして、そういう意 味ではスーパーバイザーの養成も今後きちんと考えていか ないといけないんだろうなと思います。以上です。

藤井:ありがとうございました。かなり時間オーバーしてしまいましたけれども、これで本日のシンポジウムを閉じたいと思います。これから各都道府県、政令市、児相設置市が新たな計画を作っていくことになるわけですけども、その中で、家庭養護を推進するために実際どんなことを議論して、どんなことを決めていかなきゃいけないか、ということについて、たくさんのヒントは出てきたのではないかと思います。明日も分科会がございます。それぞれの分科会、結構豪華な

縁者に集まっていただいて、それぞれの分野の最前線の議論 ができるのではないかと思いますので、ご期待いただければ ありがたいと思います。FLEC フォーラム第1日目のご参加、 ありがとうございました。









「今後の家庭養護の推進に向けて」

1. 各分科会からの報告

- 分科会 1 里親を増やすための方策と家庭養護を推進するためのフォスタリング機関、 児童相談所のあり方
- 分科会2 家庭養護の推進に向けた施設のあり方
- 分科会3 社会的養護と障害児施策、子育て支援、母子保健等の他施策との連携
- 分科会4 要保護児童を対象とした特別養子縁組の展望
- 分科会 5 多様な子どものニーズに対応する家庭養護の質の向上

2. パネル「今後のネットワークに期待するもの」

パネリスト:

榊原 智子(読売新聞東京本社 調査研究本部 主任研究員)

高橋恵里子(公益財団法人日本財団公益事業部国内事業開発チームチームリーダー)

猪飼 周平(一橋大学大学院社会学研究科教授)

唐澤剛(元厚生労働省家庭福祉課長、元内閣官房地方創生総括官)

永松 悟 (大分県杵築市長)

座長:

村木厚子 (元厚牛労働事務次官)

潮谷義子(共同代表/社会福祉法人慈愛園理事長、前熊本県知事)

分科会報告:

分科会 1 「里親を増やすための方策と家庭養護を推進するためのフォスタリング機関、 児童相談所のあり方論」

コーディネーター:

柏女霊峰(淑徳大学総合福祉学部教授)

パネリスト:

新井淳子(一般社団法人「こどもみらい横浜」会長)

河野洋子(大分県福祉保健部こども・家庭支援課 参事)

栗延雅彦(和泉乳児院施設長)

吉川昭代(NPO法人「キーアセット」西日本エリアマネージャー)

藤井康弘(東京養育家庭の会理事、元厚生労働省障害保健福祉部長)

望月秀樹(NPO法人静岡市里親家庭支援センター事務局長)









第一分科会は、里親を増やすための方策と家庭養護を推進するためのフォスタリング機関、児童相談所のあり方というテーマで行いました。50人ほどの方がご参加されて、様々なお立場の方、フォスタリング機関をどのように展開していくのかと考えていらっしゃる方、あるいは現在展開中の方など様々な方がご参加されました。

6人のパネリストに報告をいただきました。最初に、新井さんという里親の当事者でもあり、かつ当事者型の里親支援機関、フォスタリング機関を作ってやっていらっしゃる方から発題がありました。里親として、あるいは里親会として、児童相談所と本音で話し合う中で、信頼関係が築けて、そこからフォスタリング機関を自分たちが当事者として作っていった、という報告がありました。続いて藤井さんは、里親としての経験の中から、児童相談所が、どういう体制で里親支援をしていくのか、フォスタリング機関とどうかかわっていくのかということをしっかり決断していかないと前に進んでいかないんじゃないか、というご発題がありました。

これらの発題を受けて、4名の方、様々な里親支援機関、フォスタリング機関をやってらっしゃる方から事例報告をいただきました。最初は児童相談所が中心になって行ってらっしゃる、大分県の河野さんからでした。児童相談所が中心になりながら、様々な社会資源を使いつついわば県直営で一生懸命里親支援をやってこられた、その地道な取り組みの中で、里親確率が上がってきたけれども、やはり限界を迎えている、というお話がありました。それを河野さんは、三つの不という言葉で表現をされてらっしゃいました。不足、不調、これからどうなっていくんだろうという不安。この三つが大きなことで、これからフォスタリング業務を外部委託していかなければならないのではないか、といったご報告がございました。

続いて、児童相談所と里親会がやっていたけれども、やはり児童相談所では無理だ、ということで、里親会が NPO を作られて、そしてそこが児相と里親会をしっかり間でつなぐことをメインにしながらフォスタリング機関を設立していった望月さんのほうからお話がありました。さらに、吉川さんはキーアセットの考え方やフォスタリングの実際についてお話をいただきました。栗延さんからは、施設が時間をかけながら、専門性を蓄えていきながら、29 年度までようやく来て、そこから里親支援機関になっていった。そういう報告がございました。言ってみれば、当事者型、それから施設

型、直営型、そしてキーアセットという、いわばプロ型、NPO型、様々なタイプの報告をいただいたあとで議論に入っていきました。

議論の論点は大きく二つでした。児相との関係をどうする かということ。これはやはり、児相という行政機関だけでは 限界があるということかなと思いました。外部委託する方向 は大事だということですけれども、児相との役割分担を明確 にして、児相もフォスタリング業務を行っていくことが大事 なんだ、というお話が、私は印象に残りました。あるいは、 児相が頑張ってやって、ほかが何も育たないままに行ってし まって限界を迎えるというよりは、児相が最初から社会資源 をフォスタリング機関として、育てるというのは失礼ですけ ど、共に育っていく、そういう観点が大事なんじゃないかと いう報告がありました。外部委託すると、児相の職員が減ら されるという行政の常でありますけども、今回、児童相談所 新プランで職員を増やすということをやっていただいたの もありがたい、ということでありました。いわば、新プラン とフォスタリング機関の外部委託はセットで考えていく、と いうことが大事なのかなと思いました。

二点目は、様々なタイプのフォスタリング機関はそれぞれメリットと限界があるので、それぞれの特性を踏まえながらフォスタリング体制を整備することが必要という観点でした。里親支援機関は、いくつかのタイプを組み合わせていくほうが活性化するのかな、ということも思わされた分科会の内容でした。

個人的に印象に残ったことは、キーアセットの方がおっしゃった、リクルーターは営業職ということで、納得した感じになりました。それから、フォスタリング機関というのは子どもにとって大事なのだという意見もありました。子どもを継続的に見ていく里親以外の大人、つまり斜めの関係で関われる大人が大事だと。これもとても印象に残りました。

分科会報告:

分科会 2 「家庭養護の推進に向けた施設のあり方」

コーディネーター:

山縣文治 (関西大学人間健康学部教授)

パネリスト:

相澤 仁(大分大学福祉健康科学部教授)

都留和光(「二葉乳児院」施設長)

花田悦子(児童養護施設「報恩母の家 | 施設長)

早川悟司(児童養護施設「子供の家」施設長)

棚橋雄一(児童養護施設「聖母愛児園」主任









分科会2では、家庭養護の推進における施設のあり方というテーマで議論しました。多様な議論の中から、大きく5点報告します。

第1は、このテーマとは若干ずれますが、発題された施設の共通性です。発題いただいた4施設は既に、全てがグループケア、あるいはユニットケア化しているという施設でした。その大前提で聞いていただきたいんですけども、施設の小規模グループケア化、あるいはユニットケア化は必要だという共通認識のもと、その中で起こる問題、職員の疲弊とか職員確保等の問題、ここも視野に入れた取り組みを、自治体のほうに求める、ということです。方向そのものを否定するわけではないが、それだけで0Kではない、ということです。

第2は、家庭養護の推進と数値目標です。数値目標が出された唐突性とか拙速性については批判的意見がありましたが、家庭養護を重視する方向性には、大きな異論はないということです。急激な変化をいたしますので、昨日は量の問題が中心になっていましたけども、当然質の問題もそこで生じてきます。また、数年間の間に、里親が8回代わったという事例が報告されました。このようなことをどう防いでいくのかというのが課題です。加えて、施設が里親支援において、積極的に関わっていく、里親支援事業者として関わっていく必要性があるんだ、というお話でした。

第3は、里親支援です。これも4施設とも全てやっておられました。その中で明らかになったことは、自治体によって 里親支援機関への資金投入がかなり違うということが、明らかになりました。たとえば、職員配置が全く違うということです。そうすると、個々の事業所の成果を一律に比較することは困難になります。職員配置が違うと、当然事業実績は変わる可能性があります。その部分をどう平準化していくのか、ということが課題ではないか、と思いました。もう一つ重要な、私が非常に印象に残ったものですけども、養子縁組を希望するかたがおられたとして、実際に委託を受けるまでの期間が結構かかるということです。空白期間が長引けば長引くほど、養親さんの動機づけがどんどん下がっていったりする。その期間中の支援が必要だと強調されていました。委託が始まってからの支援ではなくて、委託できてない状況をどう支 援するかということです。

第4には、これと関連して、パーマネンシーの問題も提案されました。パーマネンシーというのは、実親と養子縁組のところで確保されるものです。一部、日本では、里親もパーマネンシーと捉えられているようですが、それは違うということです。子どもの権利条約や児童福祉法改正が、第一優先順位にしている親子分離率を下げ、できるだけ、家庭でできるようにしましょう、という部分で言うと、数値的には日本は決して高くはありません。むしろ世界的に言うと非常に低い状況になっています。そこをどう評価するのか。発題者からは、親族関係の中で、無理矢理閉じ込められていて、親族里親として解放していけばいいのに、そこの血縁関係の中に無理矢理入れていることがあるのではないか、という、そういうニュアンスの発言もありました。養子縁組をしたとしても、子どもの心の中には実親が存在し、その部分を解決する取り組みをしていかないといけない、というお話でした。

最後、5点目です。これはその他で項目だけにさせていた だきます。先ほどは里親支援機関というお話でしたが、児童 家庭支援センターをもっと積極的に活用すべきではないか ということです。それからもう一つ、親子の入所施設、家庭 全体を支援できる施設の必要性です。今は母子生活支援施設 しかありませんけども、児童養護施設とか乳児院にそういう ものをもっと積極的に認めていくという方向がいいんでは ないかと。あと、委託一時保護のあり方の話。子どもの意向、 あるいは親の意向をどう反映させていくのかという話、これ は私のほうからの提案で、私は答えがわかりません、という ふうに言ったんですけども、子どもの意向を尊重とか、親の 意向を尊重すると、結果として今のビジョンとは違うあり方 になる可能性が出てくる。つまり、里親は嫌です、という声 がよく出てきますね。そういうところをどう考えていくのか。 だから里親を否定しようという話じゃなく、そこをどう克服 するのか、ということがこれからの課題かなと思いました。 以上です。

分科会報告:

分科会3「社会的養護と障害児施策、子育て支援、母子保健等の他施策との連携」

コーディネーター:

横堀昌子(青山学院女子短期大学子ども学科教授)

パネリスト:

北川聡子(社会福祉法人「麦の子会」総合施設長)

佐藤まゆみ (和洋女子大学家政学部准教授)

澁谷昌史(関東学院大学社会学部教授)

長田浩志(厚生労働省子ども家庭局総務課長)

並木美砂子(浦安市福祉部猫実地域包括支援センター所長・保健師)











分科会の趣旨は、プログラムに書いてありますので、報告 時間との関係で割愛いたします。第3分科会は、社会的養護 そのもののインケアやその質、養育のあり方といった議論で はなく、地域に目を向けたチャレンジングなテーマに取り組 みました。つまり、社会的養護と多様な社会資源、他領域と の連携・協働のあり方はどういうものか、地域での子どもや 家庭への包括的な支援体制をどう作っていくかを考えたわ けです。ですので、子育て支援、母子保健、妊娠から出産・ 子育てへの切れ目のない支援、包括的支援といった言葉がキ ーワードとして含まれている分科会でした。

分科会に先立ち、論点を 3 点設定して臨んでおります。1 点目は、包括的な支援体制を、立場が異なる関係者がどう作っていくのか。2 点目は、様々な分野がどのようにつながっていく必要があるか。3 点目は、連携のあり方、拠点のあり方、専門職のあり方。それらに迫っていこうと考え、構成いたしました。結果、大変豊かなお話をパネリストの方々から頂戴いたしました。

お一人目は、発達支援の必要のあるお子さんたちのための施設を、「ない」中から作られ、地域の包括的支援の創出に取り組まれ、実質的にやってこられた北川さん。続いて、妊娠期から子育で期への切れ目のない支援を浦安市でまさに手がけてこられた、保健師で所長さんの並木さん。並木さんは今年度高齢者分野に異動されたそうですが、これまでの経験と実績を通して発題をいただきました。研究者の立場からは、ご自身が里親でもいらっしゃる澁谷さんからのお話をいただいております。加えて、地域包括支援のあり方、自治体ごとにどうしていくのかをめぐるヒントを、佐藤さんから調査研究をふまえてお話しいただきました。最後に、施策を作る行政のお立場から、長田さんにお話をいただきました。長田さんは里親になられたばかり、ともうかがっております。ではまず、皆様のご発題の中から私なりにキャッチいたました要点を整理し、内容をご紹介いたします。

はじめに北川さんのご発題ですが、さまざまな状況の子ども、家庭、地域の困り事と向き合うことからサービスを作ってこられたというお話がありました。ソーシャルワークは生活課題をもつ当事者を、社会資源につなげ、活用し、支援過程をともに構築しながら解決に向けていく専門領域ですが、「ないものは作る」ことを教えていただいたと思います。また、施設利用の子どもたちの学校に施設の方から出向いて支援するといった、日常レベルでアウトリーチされている実践

にもふれさせていただきました。

1人の子どもを育て、サポートするには家族へのアプローチが必要と語られ、アフリカのことわざやフィンランドのネウボラの理念等を法人の中で大事にしているというお話がありました。私自身が改めて感じましたのは、福祉施設は子どものワンストップの相談支援、包括的支援を作っていける拠点としての可能性があるということです。「面の支援」という言葉もありました。地域における関係者の連携のあり方を模索する上で、実践のモデルが一つここにあると思いました。

並木さんからは、浦安ならではの取り組みを通し、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチをどうコラボレーションさせてきたか、というご発題をいただきました。様々な工夫をして支援を作り出してこられたそのプロセスについては、さらに詳細をうかがいたいと思いました。ツール開発をされたり、個人にカスタマイズしたケアプランを作成し、子育てケアプランファイルに綴り当事者に渡せるように作ったり、子育てケアマネージャーという支援者を養成して、利用者の声を反映したサービスと連携の強化を創出してこられています。並木さんは、顔の見える支援、まちづくりは、子どもの分野だけでない、高齢者の分野もみんな同じですと語られていました。お話をうかがったコーディネーターの私も、確かな視点をいただいたように感じました。

佐藤さんのご発題からは、市町村の果たす機能と都道府県の働きとの間でギャップがありがちであったけれども、そこを「切れ目」とするのではなく、どうつないでいくのか、という重要な問いがありました。また、人口規模に応じた地域

包括的・継続的支援を考え、条件整備をすること、それには 考慮すべき要素がある、という点を、調査研究をもとにお示 しくださいました。

長田さんのご発題には、今回の制度の過渡期に、私たちが何を考えるかという確認が含まれていました。児童相談所と市町村、双方の体制の強化、社会的養護の施設から、子どもたちをより家庭養育につなげていく施策の展開の前提として、家庭において健やかに育てられるよう支援する前提が重要との確認もなされました。また、社会的養育という言葉を用いている意図を含め、今後の施策の方向性をめぐって、取り組みが目指すこと、検討課題をお話しくださいました。

最後にフロアからの発言で、「連携をより育てていくため に何が必要か、もうひと押し言葉をください」との依頼があ り、発題された方々から応答していただきました。発題者か らは、子どもが全て教えてくれる、機関と人を活かす、目指 すものを共有する、連携のあり方を考えて関係性を構築する、 各機関・専門職の強みを出し合って、それぞれの「得意」を 活かす、情報を丁寧に伝達し合う等の発想・要点が返されま した。

最後にコーディネーターの私の方から、地域における包括的支援を構築する際に欠かせない重要なこととして、やはりまずニーズを汲み上げることからではないか、という問いかけをいたしました。最後に、加えて研究者・藤原理佐さんの言葉を借り、ニーズを包括的に捉えること、定義や概念の枠組みを越えた支援を、「分断」を越えて作っていく必要があること等を述べ、ささやかながらまとめの言葉といたしました。

発題された方々、ご参加の皆様と多くのことを共有しながら一気に駆け抜け、ブレイクもなしに分科会を終えてしまいました。どうもありがとうございました。

第1回 FLECフォーラム ~社会的養護の健全な発展のために~

"Family Life for Every Child" 【第3分科会 報告】



「社会的養護と障害児施策、 子育て支援、母子保健等の 他施策との連携」

* 2019, 2, 3, *

GIVE A CHILD A CHANCE !

青山学院女子短期大学 横堀 昌子 yokobori@luce.aoyama.ac.jp

@Masako YOKOBORI 2019

第3分科会の趣旨

平成28(2018)年6月、児童福祉等の改正により子育て世代包括支援センターの法定化、母子保健施策を通じた虐待予防、区市町村における児童等への支援拠点の整備及び障害児支援の拡充や保健・福祉等の連携促進などが規定され、地域の包括的支援体制の構築等を一層進めることとされた。

増え続ける児童虐待を防止するとともに、子育て家庭が地域でより安心して生活できるよう、母子保健施策、子育て支援施策及び障害児支援施策の取組と連携を強化し、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制を構築する必要がある。

本分科会の論点

- ① 包括的な支援体制をどうつくるか
- ② 体制づくりのなかで、家庭養護や社会的養護、 障害児支援や地域子育て支援、母子保健分野が どうつながるべきか
- ③ 連携や拠点、専門職のあり方はどうあるべきか

本日のパネリストの方々 ①

北川 聡子さん

(社会福祉法人麦の子会総合施設長)

子ども分野の地域包括支援の必要性と 障害児支援の実践から

本日のパネリストの方々 ②

並木 美砂子さん

(浦安市福祉部猫実地域包括支援センター 所長・保健師)

母子健康包括支援センターの実践からみた 包括的支援・相談体制の可能性

本日のパネリストの方々 ③

澁谷 昌史さん

(関東学院大学社会学部教授)

社会的養護と地域子育て支援との連携、パラダイム転換の必要性、海外での実践から

本日のパネリストの方々 ④

佐藤 まゆみさん

(和洋女子大学家政学部准教授)

子ども分野の地域包括支援に関する 自治体の取り組み、拠点の課題と可能性

本日のパネリストの方々 ⑤

長田 浩志さん

(厚生労働省子ども家庭局総務課長)

~施策を形づくる行政の立場から 施策の意図、前提にある考え方、課題とこれから

北川聡子さんのご発題から

・子ども・家庭・地域の困り感と向き合うことから

- ~それぞれの子ども・家族の課題や現状、ライフステージに わたって課題に対する専門的な支援を展開したい ⇒プラス思考の支援の創出(活動・生活を楽しむ)
- ・「1人の子どもを育てるには、村中の大人の知恵と愛と良い 環境が必要」(アフリカのことわざ)が法人のモットー
- ・どの子どもも子ども。養育者との愛着形成、安心・安定が必要
- 「子どもが教われるには家族が教われる必要」(ネウボラの理念)
- ・学校に出向き連携(アウトリーチ)、家族のありのままとつながる
- ・里親・FHへの支援、子どもの「ワンストップ」相談・包括支援
- ・それぞれの舞台で行う支援の専門性の共通化、「面」の支援

並木美砂子さんのご発題から

10

- 浦安市の母子健康包括支援センター〜妊娠期から子育で期への切れ目のない支援(伴走型支援)を、先がけて実践
- ・ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチ
- フィンランド・ネウボラモデルによる「子どもプロジェクト事業」
- 「子育てケアブランファイル」づくり、子育てケアマネジャー
- ・その人にカスタマイズしたケアプラン作成、ツール開発
- 大学と共同調査で「浦安市こどもプロジェクト事業」効果測定利用者の「声」を取り入れたサービス調整、支援・連携の強化
- ・宿泊型・日帰り型の産前産後ケアの創出等(社会資源を活用)
- ・包括的支援体制と他領域連携~顔の見える支援、町作り
- ・・・高齢者分野等、他領域の要点は子どもの分野でも活用

澁谷昌史さんのご発題から

社会的養護と「地域」との間はパリアフリー?「平地」なのか

- ・社会的養護のパラダイム~これまでどういうモデルだったか 「地域の中で起きていることに対応」というよりは、子どもを (広域的な)「受け皿」として機能させてきたのでは?
- 周囲の地域社会が変容してきた中で、施設は変わってきたのか、地域にどう事業展開してきたか(施設の「社会化」の論点)
- ケア論の一方、「地域」に関しては二次的議論だったのでは?
- ・社会的養護の「建てつけ」を、さて、これからどうしていくか
- ・社会的養護施設の強み~①24時間「屋根」を提供できること、②社会的チャンスを奪われてきた人たちを生涯通して伴走していくノウハウを積んできたこと⇒地域支援部門で相談・訪問(アウトリーデ)を活用へ「「住まい・学び・働くこと」の保障へ)

佐藤まゆみさんのご発題から

社会的養護の領域に特化した実践は、子ども家庭福祉全体の 枠組みの考え方、枠組み、方法論をやや狭めてきたのでは?

- 市町村に求められる機能、「切れ目のない支援」の切れ目とは?
 市町村でどういう体制が必要かというよりも、児相が動きやすくするために市町村がどうあったらよいかにまだ終始?
- ・分野ごと、領域ごとの充実と、領域を超えた連携実現への課題
- 「のりしろ」をつなぐ媒介者の必要←ソーシャルワーク機能と拠点
- ・地域共生社会をめざす「ブラットフォーム」は、まだ分断⇒要保 護児童福祉は都道府県中心、保育・子育て支援は市町村中心
- 「役割分担は連携の中にある」・「包括的」とは一体何なのか
- ・人口規模に応じた地域包括的・継続的支援の条件整備の必要

長田浩志さんのご発題から

・児童相談所・市町村双方の体制強化、子ども家庭総合支援 拠点の設置、子育て世代包括支援センターとの協働等

- 家庭養育原則の前提として~まずは家庭において健やかに 育てられるように家庭を支援すること⇒それが難しい場合の 家庭委託、パーマネンシー保障重視、里親・ファミリーホームの活用、施設養育のできる限りの小規模かつ地域分散化
- 社会的養護と子育て支援との今後の連携の方向性とかたち
- •「社会的養護」から「社会的養育」へ(用語の概念をめぐって)
- ・児童相談所の在宅指導等、従来取り組んできたことの 「外側」をどうカバーしていくか
- リスクの高低にかかわらず、どう支援を提供していくか

(PMaraka VOVOBORT, 2013

まとめ~連携をより育てていくために

14

- 【パネリストの方々からの言葉】
- *子どもが教えてくれる(ことに沿う)
- *機関と人を活かす
- *「目指すもの」の共有
- *連携のあり方を考える~人・機関の関係性の構築
- *それぞれの機関・専門職の「強み」を出しあう、「得意」を活かす
- *必要な「情報」を確実に、丁寧に伝達しあう
- 【コーディネーター 横堀より】
- *すでに存在している(支援)「ニーズ」をきちんとくみあげること ⇒キャッチできていない社会的養護の「裾野」のニーズその他

まとめ~「包括的」支援を考える

*藤原理佐(2019)さんの論文から

障害者福祉実践においては・・・

- 「支援対象者の種々のニーズを包括的に捉え、 ある意味では、定義や概念の枠組みを越境した 支援が求められている」
- ~相川書房『ソーシャルワーク研究』44-4、176より
- ◎狭義から広義へ概念を広げ、「分断」を超え、関係者がともにこのテーマを考え、検討を練けていく必要がある。そして何よりも支援を要する当事者に必要な支援を届けることが重要(積堀)

分科会報告:

分科会4「要保護児童を対象とした特別養子縁組の展望」

コーディネーター:

木村容子(日本社会事業大学社会福祉学部教授)

パネリスト:

赤尾さく美(一般社団法人「全国妊娠SOSネットワーク」 理事)

石川美絵子(社会福祉法人日本国際社会事業団(ISSJ)常務理事)

米沢普子(公益社団法人「家庭養護促進協会神戸事務所」主任ケースワーカー)

ロング朋子(一般社団法人「ベアホープ」代表理事)













第4分科会では、4名のパネリストを迎え要保護児童を対象とした特別養子縁組の展望というテーマをもらいました。まず赤尾さく美さん。一般社団法人全国妊娠 SOS ネットワークの理事をなさっており、全国の妊娠相談窓口の質の向上や支援ネットワークづくりのために作られた団体です。

2番目に米沢晋子さん。公益社団法人家庭養護促進協会神戸事務所の主任ケースワーカーをされております。1960年に家庭養護寮という、現在のファミリーホームにあたるものから出発をし、行政機関と新聞社と連携をとって、「愛の手運動」という、里親を求める活動を通し、多くの子どもさんに、里親さんや養親さんたちを見つけ、マッチングして、育ててきました。

3番目に、石川美絵子さん。社会福祉法人日本国際社会事業団の常務理事をなさっています。ISSJという略称ですけども、1952年に戦後の日米孤児救済法の委員会で、その混血孤児のお子さんの国際養子縁組、あるいは国内での渉外縁組を支援してきた団体です。

4番目に、ロング朋子さん。一般社団法人ベアホープの代表理事をなさっていて、当団体は 2014 年からの活動で、歴史がまだ浅い団体ですが、非常に多くの実績を積んでこられた団体です。

本分科会でフォーカスを当てたのは、子どものウェルビ ーイングや子どもの最善の利益に鑑みて、子どもの養育に関 するパーマネンシー保障のうえで、特別養子縁組をどのよう に捉え、支援していくべきなのかという点でした。特別養子 縁組を、特に新生児に推進していこうというような施策の向 きですが、パネリストの団体が扱っていらっしゃるのは、そ の子どもの実家庭での育ちを探索、支援した上での、養子縁 組です。例えば、赤尾さんの全妊ネットワークは、予期せぬ 妊娠、あるいは妊娠葛藤のある女性の支援を行っており、ほ かの団体についても、その支援というのは、特別養子縁組な いし(普通)養子縁組が主軸にあるというよりは、まず「家 庭養育の原則」ということで、実親がその子どもさんを育て られるのかという、その揺らぎの中にお付き合いしながら、 親の意思決定支援を行っています。そして、養子縁組が必要 な子どもたちのために、養親希望者の育成を含め養子縁組に 関わる諸活動・支援をしています。

養子縁組をしてもそれで終わりではない。その子どもさん 方は、生涯いろんなライフステージにおいて課題やニーズを 持っており、その子どもさん、およびその養親さんの支援を していく必要があります。ベアホープはセミオープンアダプションを用いておりますが、そういった意味で、実親さんも子どもさんの育ちを間接的に知るということも支援なさっているわけです。その長期的支援の必要性や支援内容等についてのお話しもありました。

そこが、われわれが皆さん方に知っていただきたいこと。 パーマネンシー保障における実家庭での養育、あるいは里親 委託、養子縁組の目的と、その上での支援に携わっていると ころでのお話を聞かせていただき、(分科会)参加者の方々 にそれを伝え、議論していきたいということがありました。 本分科会での議論を通じた問題提起・課題として、

1 つは、年長児や障害のある子どもに関することです。これらの団体さん方は、新生児のお子さんだけではなく、年長児さん、それから障害のある子どもさんの支援もなさっています。障害のある子どもさんや、委託先がなかなか見つからない子どもさんが、こういった民間団体に託されてしまう。障害があれば、養子縁組でここ(の団体)に頼めば、というような形になってはいけないということ。

2 つ目は、入口から実親の意思決定支援、養子縁組した子どもと養親の長期的な支援において、その手続きやプロセスをもっと定型化していくこと。各団体が行っている支援内容や方法の共通項を見ながら、スタンダード化できるところ等、実践を検証しながら形作っていこうということが提起されました。これには、児相等との官民連携というところも含め、それぞれやり方が違うと、互いの思い・方針を知るところから始まってしまうといったことや情報共有の壁といった現実もあり、それをどう乗り越えていくかが大切という話もありました。

3つ目に、幅広い長期にわたる支援活動にかかる団体の財政の問題があがりました。施策のうえでは特別養子縁組にスポットが当たりがちですが、各団体の支援は実に多様であり、さまざまな経費がかかります。団体それぞれに、制度化されている事業の委託費や、利用者からの自己負担金、さまざまな支援者からの寄付金や助成金獲得等さまざまな手段を講じ、運営なさっていますが、もっと抜本的に国が財政支援を行っていかなければ、子どものパーマネンシーを保障し、実現していくことがむずかしいといった点も指摘されました。

どのような子どもにどのような形のパーマネンシーを実現していくことができるのかという視点に立ち、養子縁組の今後を展望していく大切さを共有する機会となりました。

分科会報告:

分科会 5 「多様な子どものニーズに対応する家庭養護の質の向上」

コーディネーター:

伊藤嘉余子(大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授)

パネリスト:

上鹿渡和宏(長野大学社会福祉学部教授)

木ノ内博道(NPO法人「千葉県里親家庭支援センター」理事長)

米山 明(社会福祉法人「日本肢体不自由児協会心身障害児総合医療療育センター」外来 療育部長)













第5分科会、多様な子どものニーズに対応する家庭養護の 質の向上には、22名ほどの方にご参加いただきました。こち らの分科会では3名のパネリストの先生方からご発題をいた だきました。

まず最初に、医師である米山明先生から、多様なケアニーズを持つ子どもたちの実態を中心にご報告いただきました。米山先生のほうからは、子ども一人一人のケアニーズを理解するということは、つまり子どもをきっちり評価すること、子どもをしっかりアセスメントするということが重要である、ということをあらためて確認するとともに、子どもにとって何が最善なのかだけではなくて、そのアセスメントした子どもを委託する養育者の状況や、親元に返すとしたら、その実親の養育状況とか、養育者のアセスメントをしっかりする必要があることと、子どものアセスメントと養育者のアセスメントの両方を踏まえたマッチングの重要性に関するお話をしていただきました。

また、里親であるか否かに関わらず、日本人はアメリカやイギリスなど、ほかの国の人々と比べて、孤独だと感じやすいという意識調査のデータをご紹介いただきました。つまり、里親支援について考えるとき、里親自身や里子が「見守られている」と感じられる、排除されていないと感じられるような支援というのは、もっとわかりやすく具体的にしていかなければいけないのではないか、というご提案でした。

さらに、今後の里親支援の課題として「思春期の子育てを どう支えることができるのか」という点の重要性を挙げられ ていました。

次に、お二人目として、千葉でずっと里親をされていて、今は里親支援を行う団体の理事長をされている、木ノ内さんからご発題いただきました。木ノ内さんからは、全国各地における様々な里親支援に関する取り組みを紹介していただきました。たくさん紹介していただいて、その中には、多様な子どもたちのニーズに合った里親の種別を、各自治体独自に創設している事例や、里親さん自身が、里親って不便だな、とか、里親ってわかってもらえてないな、と思わないような、つまり里親を孤立させないための様々な取り組みを紹介いただきました。最後にまとめとして、制度の改革はいろいろ進む中、里親自身や児童相談所の職員、地域の人など、人々の意識の改革がなかなか進まない状況をどう打破していくべきか、という問題提起がなされました。

最後3人目、上鹿渡先生のほうから、里親、家庭養護の質の向上を目指すスキルアップ研修の一つとして、イギリスのフォスタリングチェンジプログラムについてご紹介いただきました。このフォスタリングチェンジプログラムをご紹介いただく前提として、日本における里親さんの登録前研修や、特に委託後の研修の少なさ、質の向上の必要性といった課題について問題提起された上で、受講した里親さんが、「楽しかった」「この研修を受けてよかった」という、受講した里親さんの満足度が高いだけでは研修としてあまり有意義ではなく、その研修を受けた里親さんが実際に家に帰って、子どもたちに対して、より良い養育ができる、子どもにより良い成果を与えることができるような研修を提供することが重要であると指摘されました。

また、フォスタリングチェンジプログラムの「チェンジ」という言葉の意味が非常に重要で、フォスタリングチェンジプログラムを受けた里親が、自分の子どもへの関わり方を変える。結果、子どもが変わる。親子の関係性が変わる。さらに、里親自身も自己肯定感が上がる、里親も変わるというふうに、いろんな人やものが有機的にチェンジしていくのを助けるプログラムなのだ、というお話をいただきました。

このお三方のお話を受けまして、その後、フロアの皆さんと大きく4点についてディスカッションしました。

1点目が、アセスメントについてです。子どもの状態をきちんとアセスメントできるかどうかということだけではなく、アセスメントした結果を里親さんにどう伝えることができるかが重要になります。さらに「こうアセスメントしました、だからこういうふうに関わってください」というような、アセスメントの内容を工夫して伝えることの重要性が確認されました。

2 点目が、そういったアセスメントをしたり、結果を伝え たりする立場にある児相のあり方、人数や担当ケース数含め た児童相談所の体制強化をどうしていくのか、という課題が 指摘されました。

3点目が、この分科会のテーマが「家庭養護の質の向上」でしたが、質の向上という前に、そもそも家庭養護とはどういうことなのか、という家庭養護の理論とか哲学が体系化できていない点をどう考えるのかという問題提起です。「家庭養護とは何か」という定義や体系だったものがあった上で「質をどう上げていくか」という議論になるのではないかと

いう問題待機と、そのためにも「家庭養護というのは、何を どうしたら家庭養護になるのか」というさらなる議論の必要 性を確認しました。

4点目が、先ほど第3分科会のところでも出ましたが、 こちらでもアフリカのことわざ「一人の子どもを育てるには 一つの村が必要だ」という言葉を引用されて、里親、里子、 里親家庭が孤立していると感じない地域づくりが必要で、そのためには、社会的養護について理解のある医師、学校関係者、地域の人々等をどうやって増やしていくかという取り組みを各地域で積極的に拡充していく必要があるだろうということで、分科会を閉じました。ありがとうございました。

パネリスト

榊原 智子

(読売新聞東京本社 調査研究本部 主任研究員)



ご紹介いただきました読売新聞の榊原と申します。昨日か らお話を聞かせていただいて、これまで取材でお世話になっ てきた皆さんがこんなに一堂に会して、しかも必ずしもお考 えがご一緒ではなかった方たちも含めて、一つのテーブルで 議論ができるようになっている。私としては、一括して取材 できてなんとありがたい、というところもあるんですけど、 こういったテーブルをきちんと作ってくださった方たちの 熱い思いと行動力に感謝申し上げたいと思います。その上で、 昨日から今日にかけてお話をうかがってきて、フロアに集ま っている方たちこそ、社会的養護の現場に関わっていらっし やるプロの方たちで、私は素人の立場ですが、素人から見て の期待というのを3点申し上げたいと思います。1点目は、 このプラットフォームが今、生まれた意味というのを改めて 共有したい。2点目は、「川上からの発想」を忘れないでい ただきたい。3点目は「科学の力」を使っていこう、という ことです。

1点目ですが、このネットワークがいま生まれた意味をどう考えるのか。社会的養護の子どもたちのニーズがますます深刻化し、子どもの人口は減っているのに社会的養護を必要とする子どもは増えるという状況の中で、皆さんは目の前のことでいっぱいになるという現状が恐らくあると思います。でもあえて日本全体の状態を、ぜひ一緒に頭に入れたいと思い、一つのスライドをお持ちしました。これは国立社会保障人口問題研究所の人口学者が作成した日本の総人口の増減の推移を示した図で、日本の人口が増え続けてきて、今ちょうど山のてっぺんのような頂上に私たちはいます。けれども、これから起きるのは急速な減少で、皆さんもご存じの人口減少、地方消滅などと言われる変化です。こんな人口減少が起

きることなんて知っていると皆さんはおっしゃると思いま すが、この図が興味深いのは、総人口が年代別に3層に分か れているため、年代別の増減の違いがはっきりと見えるとい うところです。3層の一番下の層は0歳から14歳までの「年 少人口」、つまり「子ども人口」です。真ん中の黄色い層は 15 歳から 64 歳の「生産年齢人口」、支え手の世代です。15 歳から 65 歳を働き手とみるくくり方でいいかという議論は ありますが、とりあえず、ここが働く人口の層。それで最上 層の紫が 65 以上の高齢人口です。私たちが人口減少につい て議論するとき、つい目が行くのが、高齢人口の層が総人口 の中ですごく大きくなるところで、総人口が減るなかでどう 支えていこうかという関心になりがちなのですが、日本の人 口の危機はそこが最大のポイントではない。本当の危機の要 因は、一番下の層、子どもの人口が急速に縮小していく点に あります。このままでは限りなく減り続け、支え手の生産年 齢人口も縮小することになる。結果的に高齢人口の割合が異 様に大きくなるというからくりです。子ども人口は総人口の 中でまもなく1割を割り込むほど少なくなっている。これほ ど高齢者の割合が大きく、子どもが減っていく異常な人口構 造の社会は人類史上かつてないと言われています。

ところが、現在の大人の世代が育った時代というのは、1940年、50年、60年,70年などのころはまでは、日本史上でずっと子ども人口は総人口の3割から4割を占めていたことがこの図からもわかります。私たちの頭の中にも、子どもや子育てをイメージする時に自動的に浮かぶのはこの人口構成です。けれども、現代の子どもや子育て家庭がいかに孤立し、社会でマイノリティになり、子どもなんか関係ない、保育所などいらない、年金の方が心配だと考える人が多いの

はなぜかというと、昔とは違う人口構成になっているからです。この中で、子どもや子育ての政策に目を向けてください、ということを私たちは言い続けていかなければいけなくなっているわけです。そのとき、私たちの頭の日本社会のイメージもリセットされていないといけない。子どもの問題は後回しにされやすいけれども、こここそが日本人が生き延びていくために死活的に重要な問題なのですよね、と声を揃えていかなければならない。そのうえで、昨日からの社会的養護を必要とする子どもたちの養育も一緒に考かなければと思います。子どものことを大事に思う人たちのなかでも、同じ問題認識、同じイメージを共有して取り組んでいくということが大事だろうと思っています。

ただ、社会的養護の世界は極めて専門性が高いため、どうしても専門家や施設の関係者、研究者らの意見が響くことになりますが、子どもの権利条約の話が昨日も出たように、当事者を大事にすること、当事者の参加と意見を重視することが、過去の経験やイメージが通用しない大きな変化の時代には特に重要になっていると思います。

2点目は「川上からの視点」を持ちたいということです。 子どもの養育という営みを、支援度の低い川上から支援度の 高い川下への流れのなかで育んでいると考えたとき、一番川 下にあって、絶対に壊れてはいけない最後の砦が社会的養育、 社会的養護だと思います。ただ、今の日本で起きているのは、 最も川上に普通にあった「家庭」という名前のダムがあちこ ちで綻び、多くが決壊し始めているという現実です。家庭の ダムが決壊してしまい、そこで受け止めてもらえなかった子 どもたちが傷ついて川下まで流されて来るようになってし まっている。でも最後の砦で受けとめるのもいっぱいいっぱ いになっており、児童相談所の機能強化や児童福祉司の少な さが議論されることになっています。でも、実は問題は川上 でダムが脆弱になり、多くが決壊しているところにあり、私 たちもそこに取り組まないといけないのではないか、という ことです。このプラットフォームでもぜひ念頭に置いて取り 組んでいただきたいと思っています。

私自身もつたない親であり、不適切な養育と隣り合わせで やってきた立場なので、保育に殺到する保護者の取材、育児 不安で追い詰められている人たちの取材をしてきて、人ごと ではなく、本当に養育の困難が一般化している時代だと感じ ています。だから、児相の抜本的な改革の必要性が提起され ていることに、まさにその通りと思うのですが、実は児童福 祉法全体、子どもの政策全体が全面建て替えを必要とするような状況にきているのではないかと考えています。

その気づきを私にくれたのは北欧、フィンランドの取材でした。児童虐待や家庭崩壊への対応が求められている状況は日本と同じですが、子どもと家庭への支援を救貧福祉ではなく普遍主義で行っている点が新鮮でした。保育の利用も、スウェーデンなどの北欧各国では子どもへの保育保障、子どもの権利としてユニバーサル化してる。母子保健もそうで、ハイリスク家庭、特定妊婦などとレッテルを貼った人だけに特殊な支援をするのではなく、全ての家庭を無償で支援する政策になっています。

これが、第3分科会で報告があった浦安市などが取り組んでいる、日本版ネウボラの取り組みになっていて、妊娠期から全員に無料で専門職が支援していく。こうした妊娠期からの切れ目ない支援をやれば、恐らく里親さんたちの養育委の悩みのかなり部分は軽減できるのではないかと思います。一般家庭への養育の支援が不足しているから、里親さんはもっと高度な悩みを抱えなければならない状況になっている。だから、川上からの全家庭への支援を考える中で、社会的養護のあり方も整理されるのではないかと思います。

その中で、子どもたちの重度な課題に向き合っておられる 乳児院や児童養護施設などの専門機関は、より高度な機能を 備えた支援の専門性を蓄積していただきた。また、育休や保 育の利用が全ての家庭を対象に普遍化されたら、里親さんも 育休も保育も活用できるようになり、里親へのサポートの底 上げにもなるのではないか。そんなこともゆくゆく、このプ ラットフォームで議論していただきたいと願っています。

お時間が来たので、3点目を簡単に。私のように科学が苦手な人間が「科学が必要」などと言うのは恐れ多いんですが、昨日のシンポジウムでも、社会的養護に来ている子どもたちのどれ程が里親を必要としているのか、施設養育が適しているのかという議論がありました。でも、子どもの心身の状況を科学的に見極め、適した支援を提供したらどんな政策効果があったか、という科学的なエビデンスに基づいた分析や検証が行われていません。だからかかわる専門職の専門性や処遇を改善する議論も難しい。社会的養護に限らず、こどもの政策全般にいえることですが、経験論や古いイメージで思い込みの政策論議をしているためどうどうめぐりを抜けだしにくいのではないかと感じています。

医療や年金、介護など社会保障制度の取材をしてきて、子

どもの分野だけ昭和中期のまま取り残されているとおもいます。今後、子どもの政策に世間の理解と投資をもっとたくさん取り付けるためにも、現場の実践を数値で見える化し、社会に説明して応援をとりつけていく努力が必要になっていると感じています。業界団体の方たちによるロビーイング

活動で守ってきた世界も、その方法では限界にぶつかっています。科学的な根拠をふまえた政策提言、アドボカシー活動こそが必要になっている。このようなネットワークでそうした科学にも目を向ける働き方もしていっていただけたらいいと思っています。ありがとうございました。

パネリスト

高橋恵里子

(公益財団法人日本財団公益事業部

国内事業開発チームチームリーダー)

※資料は「配布資料」(後掲)参照



皆さんこんにちは。お疲れ様です。設立発起人の皆様、共同代表の皆様、ここにいらっしゃる全ての皆様にお礼と感謝を申し上げたいと思います。設立発起人は、実は日本財団笹川会長なんですが、私今日代理ということでお話させていただければと思います。

日本財団について知らない方もいらっしゃると思うの で簡単に活動をご紹介させていただきます。古くは全国大会 の立ち上げから日本財団は基金を提供しておりまして、あと ファミリーホーム制度ができた頃にその支援などしており ました。2013年から特別養子縁組の推進に取り組みました。 その当時、厚生労働省は家庭的養護に取り組んではおりまし たが、養子縁組という部分ではなかなかありませんでした。 しかし国連の基準では、実親の支援ができなければ、パーマ ネンシーということで、養護縁組や里親制度を通じて家庭環 境で暮らすことが望ましいとされています。そこで、日本で も特別養子縁組を普及していきたいというふうに思いまし て、日本財団でも特別養子縁組の推進をするようになりまし た。その後、里親のほうの支援も増えてまいりました。去年 は、「フォスタリングマークプロジェクト」という、こうい ったバッジを作成し、ホームページ上での情報提供などをや っております。その他、シンポジウムや、4月4日は4と4 で養子の日という普及啓発の活動をしております。今年は3 月 30 日にまた養子の日イベントを開催予定ですので、ぜひ 参加いただければと思います。

このような自主的な活動以外は助成事業をやっております。もちろん民間養子縁組団体も支援しているんですが、フォスタリング機関の立ち上げ部分についても助成金を提供

しております。最初はキーアセットさんの助成から始めたんですが、今年は9団体、約7,200万円の支援をしております。 NPO法人もありますが、乳児院さん、児童養護施設さんが施設の多機能化をするための支援をしています。できれば、おおむね年間10人の里親候補のリクルートをお願いしておりまして、助成するだけではなく、日本財団で研修をして、連絡会議もやっております。

こういった人材育成をしながら、フォスタリング機関の質の底上げをしていきたいと考えています。特にうえだみなみ乳児院は赤ちゃんを短期間預かる里親さんをターゲットにリクルートしているんですが、1年半ぐらいで21世帯が登録の手続きに向かっています。登録にちょっと時間がかかるのでまだ実際の登録はそんなにないのですが、21世帯はすごい。これが例えば200児相院一つ一つ全部作れば4,000のリクルートが進むということになり、やはり民間の活動は非常に重要だと思っています。あとはフォスタリングチェンジ研修という里親さん向けの研修がありますが、里親さんに研修するためのファシリテーターを100人養成する部分を今お手伝いしております。実際これは全国に広がっておりますので、こういうふうに研修を導入していくことも大事かなと思っております。

また、里親移行調査などの調査研究もやっております。 2018年に実施した調査は、プレスリリースだけ出して現在報告書をまとめております。2月中には報告書を出せる予定です。当調査によりますと、全国で6.3パーセントが里親になってみたい、どちらかというと里親になってみたい、と答えております。これを夫婦のみと、夫婦と子供世帯で考えると、

約100万世帯が潜在的な里親であるというふうに推定されております。一方で、里親について正確に理解する人は非常に少ないということがわかりました。全く知らない人も2割いました。名前を聞いたことがある、という方が41パーセントで、6割ぐらいはあまり知らないということです。さらに、子どもの生活費として養育費が支給されるとか、短期間の里親もあるということは9割の人が知らないという結果でした。しかし、世界と比べて日本は里親さんが足りないとか、経済的に裕福でなくても里親になれるということを知ると、里親になりたい人が増えることもわかりました。

最も効果が高かったのは、里親さんを必要としている子どもの写真とその子どもについての情報です。そう考えますと、家庭養護促進協会がやってらっしゃる愛の手運動はすごく効果がある取り組みなのかな、と思いました。里親に関する正しい情報や子どもの情報をお伝えしていくと、最終的な移行数は12.1 パーセントと上がるということもわかっております。そう考えますと、リクルートにあたって、手当てがあるとか、短期間でもできるとか、里親を必要としている子どもがいるといったことをきちんと伝えていくのが大切かなと思います。

今後必要な取り組みについてですが、人材の育成と専門性の確保だと考えます。海外の方と話していて、日本は里親制度もあるし、学齢の高い方が子どもに関わっていると。また、予算も少ないとはいえある。何が足りないかというと、ソーシャルワークが足りないんじゃないか、と言われたことがあります。児童相談所だけでなくて、フォスタリング機関とか、これから市町村に整備される子育て支援包括支援センターと相互支援拠点などに子どものソーシャルワークをする人が必要だなと思っております。やはり国家資格はできればほしいなと思っておりまして、精神保健福祉士にあたるような社会福祉のスペシャル領域に相当するような制度ができるといいなと思っています。

これは包括的フォスタリング機関について説明するために3年前に日本財団とキーアセットと大阪府で協力してプロジェクトを始めたときに作ったものになります。当時まだフォスタリング機関という言葉もなかったので、家庭養育推進機関と言っていました。どうして「包括的」じゃなきゃいけないかと言うと、包括的なフォスタリング機関が里親さんを抱え、責任を持って子どもを委託するというのが包括的であ

り、その部分が必要だなと思っています。さらに、フォスタリング機関への義援金の投入です。現在は補助金でやっておりますけど、都道府県においても直近だとバラツキが出てしまいますし、人数が増えればそれだけ質の低下が懸念されるということで、将来的には施設に1人子どもがいれば措置費がつくように、例えばフォスタリング機関に子どもが委託されれば1人あたりというふうにお金がつく、というふうにやらなければ進まないのかなと思っています。これはキーアセットさんに協力していただいてした試算なんですけども、子ども40人委託されたと考えれば、職員は8人ぐらい要ると。そうすると、7,000万ぐらいのお金は必要だなと試算をしております。

あとは、子どものエビデンスの検証をぜひやっていきたいなと思っております。今でもアンケートなんかやっていますけど、包括的な検証もぜひ取り組んでほしいなと思っています。

最後に、このネットワークに期待することなんですが、当ネットワークは多様な設立発起人が参加していて、厚生労働省ですとか施設ですとか、里親養子縁組の抱き込んだ、これまでにないネットワークがつくれたと思っております。さらに注文をつけますと、都道府県と児童相談所を巻き込んでいくことは家庭養護を進める上で必須ですので取り組んで頂きたいです。関係者だけで集まっていてもだんだんマンネリ化していく傾向もありますので、幅広いセクターの企業なども巻き込んでいただきたいと思っております。

それから、せっかく障害と社会的養護の両方の分野の方が 参加しているネットワークなので、人員配置も含めて障害施 設の家庭移行と機能強化についてもぜひ今後取り扱ってほ しいと思います。昨日、柏女先生もこれから検討会で始まる とおっしゃっていましたので、今後に期待しています。

あと、社会的養護当事者の参画を考えていただきたいな と思っております。今回の都道府県計画にも当事者参画とア ドボカシーという部分は入っておりますし、ビジョンでも、 全ての局面において、家族をはじめとした支援者の協同を原 則とする、とありますので、社会的養護当事者の参画につい てもぜひご検討いただければと思っております。

パネリスト

猪飼 周平

(一橋大学大学院社会学研究科教授)



皆さんこんにちは。今ご紹介いただきました猪飼と申します。基本的には象牙の塔の住人です。社会的養護にはもちろん関心を持っていますが、専門家とは言えないんだろうと思います。今日、ご要望としては、ネットワークに期待、ということになっておりますが、私としましては、質の量の両面について、大きな文脈からお話をさせていただきたいと思っております。

縁あって、首都圏若者サポートネットワークという、アフ ターケア事業の支援をするネットワークのお手伝いをさせ て頂いております。その中で私なりにいろいろと勉強させて いただくうちに、一つここは焦点になるという点に気づいて まいりました。社会的養護の支援を受けてきた子どもたちの その支援の質の問題ということは皆さんずっと議論してこ られていると思いますが、他方で、同時に社会的養護にも引 っかかることもできないまま、非常に難しい家庭の中で育っ て、生きることがとても難しい大人になっていくという、そ ういう人たちが、実は大量に、暗数として存在しているよう だ、ということです。それはある意味当然で、先進国の中で も、社会的養護の支援を受けている人口比で見ると、日本は 一桁少ないわけです。そういうことを考えたとき、現在の社 会的養護には、質の面と量で両方大きな課題があるだろうと。 これについて私なりの考えをお話させていただきたいと思 います。

現在、社会福祉領域全体、あるいは福祉領域全体で大きな支援の変化の流れというか兆しみたいなものがあって、著名なソーシャルワーカーの朝比奈ミカさんの図にその構図が現れています。ここで描かれていることを簡単に申しますと、問題を解決することで行う支援から、問題を抱える人を支える支援へ、という大きな変化が必要だということです。行政的な言い方で例えば縦割り行政による支援ということにな

りますし、もうすこし大きな文脈で言えば、社会保障がそも そも問題を解決する支援を思考する政策体系の代表なので す。社会保障というのは有り体に言えば、お金を集めてきて 配り直すという再分配のメカニズムなわけですけど、これは 言ってみれば、われわれの生活の問題というのは、究極的に は金です、と言っているのと同じです。要するに、「なんで も金で解決できる」という主張を含んだ枠組みでもあるわけ です。そこには問題を解く支援をできるだけ大規模に効率的 に行おうという意思が存在している。実のところ、現在私た ちの周りの政策を背景とした支援はその大部分が、問題を解 くという方法を採用しているのです。

そうではなくて、人を支える支援に変えていかなくてはいけない、ということが次第に言われるようになってきました。 それは例えば「制度の隙間」とか、「縦割りの限界」とか、いろんな言い方で言われるようになってきたというのが、朝 比奈さんの図が象徴する事態なのです。

次に、従来の問題解決的支援のどこに限界があるのかを考えてみましょう。私の理解では、従来の支援というのは、二つの点で大きな限界があります。一つは、人間を根底で支えているのが生きる力であるということを無視する、ということです。少し開設すると、こういうことです。まず大前提として私たちは何が幸福であるのかということは究極的にわからないということがあります。主観的にも客観的にもわからない。それはまさにメーテルリンクの「青い鳥」のようなものです。ただこのことは、私たちは究極的に自分の意思を決めるための評価基準がないということでもあります。としますと、人間が合理的に判断することで生きている生き物であれば、買い物一つできなくなるはずです。それはあたかも評価関数を入れていないロボットのようなもので生きてゆくことはできません。ところが、多くの人は幸福がわからな

いにもかかわらず、ほとんど困ることなく、様々な意思決定をすることができます。例えばこの中で皆さん、自分の幸福とは何かって知っている人はいない。でも、帰りがけのスーパーなんかによって、何も買えない、って絶望する人っていないんですよね。なぜでしょう。この問いに答えるのが「生きる力」です。合理的かどうかわからないけれども意思決定をしようとする意欲が身体の底から湧いてくる、この「力」が人を生かしているわけです。従来の問題解決的支援の話に戻しますと、この人間が「力」で生きているということを考慮していないということなのです。

もう一つ従来の問題解決型の支援の限界は、われわれの生 活が実はものすごく複雑だということを無視している点で す。例えば、肺がんのことで言えば、肺がんの因子というの は無数と言っていいほどあるわけです。ところがその中でわ れわれはどうやって施策を考えるかというと、メインキラー (人を殺すことにもっとも貢献している要因)を探すわけで すね。例えばタバコとか。そうすると、話が簡単になる。タ バコが原因じゃないかたちで肺がんになる人もいるわけで すけど、対策の効果は小さい。こういうとき制作は禁煙キャ ンペーンの方向に行くのがふつうです。というのも、もっと も対費用効果が大きいからです。つまり、従来の問題解決型 の支援は、対策の効率性を考えて構築するのが普通なので、 生活がもともとはらんでいる複雑性を無視するということ をやるわけです。これはたしかに統計的な効果を出すには有 効なのですが、結局のところ生活の複雑性に比べて単純な支 援方法が採用されるために、この支援では支えられない人々 が残されたりするのです。

このような整理をした上で、朝比奈さんの主張を改めて解釈しますと、非常に複雑な構図の中で生じている困難の前で生きる力を失っている人々の支援は、問題解決による支援ではなく、人に寄り添いながら生きてゆく力を回復してゆく支援なのだ、ということになるでしょう。現在のソーシャルワークには中核概念として、「エンパワーメント」というものがあるのですが、これは、人間が本質的に力で生きているということを認めている概念なわけです。要するに、パワーを与えるということなんですね。つまり、問題を解くのではなくて、問題は解けなくても、実は多くの場合、里親なんかされている方たちなんか、あるいは施設で仕事されている方なんかもよくご存知だと思いますけど、子どもの問題って解けないものだらけなんですよね。でも、その解けない状況に立

ち向かっていくことができるようにすることはできるかも しれない。これは力の支援なのです。で、ここが実は問題を 解くということから欠落している部分なわけです。

もちろん、従来の支援によって救われない人がごく少数であれば、政策的な対応は特に必要ないだろう、という人がでてきてもおかしくありません。そこで、次に、従来の支援からこぼれ落ちてしまう人々がどのくらいいるのかということを考えてみましょう。従来の支援によってはうまく生活を立て直すことができず、困っている人がかけてくる電話相談窓口があれば、そこにかけてくる人の数を数えれば、従来の支援からこぼれる人のおおよその数がわかるかもしれません。

そのようなヘルプラインの一つが、「よりそいホットライン」です。なぜこれがこぼれ落ちた人々がかけてくる先になるかといえば、このヘルプラインが、どんな相談ごとも断らないということを謳っているからです。実際、このヘルプラインにかけてきた人の約8割は依然に別のところに相談してうまくゆかなかった経験を持っています。

で、これを使って、実際にはそういうこぼれ落ちている人がどのぐらいいるかという推計を研究室でやっています。そのご紹介をすると、推計の仕方は飛ばしまして、結果だけ申し上げますと、区間推定で、およそ800万人から1600万人という数字になりました。つまり、今この会場に200人ぐらいいらっしゃると思いますが、20人ぐらいはよりそいホットラインに電話をかけてもおかしくないくらいの困難を抱えているということです。実はそのぐらい、ごくごくありふれたかたちで、複雑な問題が、生活困難が存在しているということなんです。

そして、この膨大なニーズというのは、今表に出てきていないんです。実際に「よりそいホットライン」にかかってきている電話の実数は 40 万強で、ほとんどの人々は「よりそいホットライン」の存在も知らないまま暗数として存在している。実は、これは社会養護の構造と全く同じです。SNS だとか AI なんかのテクノロジーというのは、近い将来そういう人たちを表舞台に出してきます。ものすごい能力で、そういう人たちをアウトリーチして見つけるようになるでしょう。私の認識では、そういう人たちが、支援が私たちには必要なんだ、というかたちで表舞台に出てくるのはもう目の前なのです。

この中には、もちろん社会的養護を受けながら苦労して

大人になった人や、それよりもはるかに多い、社会的養護すら受けることができない中で、もがきながら大人になった人もいるはずです。そういうことが起きるわけです。すこし厳しい言い方をするなら、従来、社会的養護の領域は、自分たちの無力さを正当化することができたといえます。ただ、それは自分たちの支援に引っかからなかった人々を見ないでいることができたからでもあります。これらの暗数たる人々が表舞台に出てきてもそのような言い訳をすることができるでしょうか。私が支援パラダイム転換の「前夜」ということの一つの意味は、もはや言い訳がきかなくなる日の「前夜」が現在だということです。

ついでに、これらの人々を誰が支援するのか、という問題 も考えておきましょう。これは社会保障人口問題研究所の 「生活と支え合い調査」の結果です。様々な想定で、困った ときに誰に相談しますかという質問をしていますが、相談相 手として答えられるのは圧倒的に家族です。あと、多少友達 という人がいるのですが、近所の人とかほとんどいないので す。愚痴だけは近所の人に言うんですが、これは 60 代以上 の女性に非常に偏っている。専門家に相談する人もとても少 ない。

もちろん、この結果が意味することの一つは家族が重要だということですが、もう一つ考えておかなければならないことは、家族に過剰に負担がかかっているということです。つまり、これだけの強度の家族を営めない人は家族を作れなくなりつつあるということでもあるわけです。つまり、少子化と裏腹の関係にあるのです。また、近所という意味における地域社会はほとんど解体状態にあるということです。かつて、「家族はケアの含み資産」などと言われたこともありました。いわゆる日本型福祉社会論というのがそれですが、この結果は、このような主張がいかに現実に合っていないかをいうことを示している。

まとめていえば、家族にはこれ以上負担をかけられないと

いう意味で、また地域社会についてはすでに壊れていまって いるという意味で、私たちはこれらを支援のための資源とし てあてにできないのです。

では、これらを踏まえて最後に社会的養護の今後の施策について考えたいと思います。今日、日本の社会においては、支えてくれる家族があるのとないのでは非常に違いができてしまっています。この状況で一つ大きいのは、もちろん子どもに家族が提供されるということです。ただ、子どもの支援を家族に丸投げしてはいけないわけです。家族それ自体が支援対象でなければならない。それができないと家族は潰れます。それは里親であろうが、実親であろうが同じことなんです。それを用意しないで、里親でやってくれるんだ、ありがたいね、ってポイと投げる。そういう政策は許されないだろう、ということなのです。

さらに、膨大な暗数に対応しなければなりません。見つかってからあたふたしないように今から準備しなくてはいけない。そのとき、単に上のような家族に強く依存しなければ育つことができない社会それ自体も変容を求められるでしょう。もっと全体的に子どもが育ちやすい社会について私たちは歩みを進めてゆく必要があると思います。その意味で言えば、このネットワークがこの度立ち上がったことはすごく大切なんだろう、と思っております。

先ほど児童福祉法の大きな見直しが必要だというお話もありましたけれども、そういうことを含めた、もっと大きな、福祉国家そのものの大きな変化が起こるはずだと思います。そのときに何が大切かって、やはり準備なんだと思います。それに対する準備が必要だということなんだけども、それを着々と進めていただければなと思っています。ご清聴ありがとうございました。

パネリスト

唐澤剛

(元厚生労働省家庭福祉課長、元内閣官房地方創生総括官)



皆さんこんにちは。私は平成14年から15年の1年間を、家庭福祉課長を務めまして、そのときに比べれば、今日の環境はだいぶよくなったと思います。里親の皆さん、十分とは言えないまでも、支援の枠組みができたということは、大変ありがたいことだと思っております。そういう意味では、このFLECの立ち上げというのは大きな基盤になると思います。

それから、午前中の分科会のご報告をそれぞれお伺いしておりまして感じたことは、28年の児童福祉法改正ですね。やはりこの児童福祉法改正は非常に大きな契機になったのではないかと思います。それは、やはりこの社会的養護を含めての、子どもが育つ、あるいは育てられるということについての理念を明確にしたという意味が非常に大きいと思うんですよね。今まで、まあこういうことだろう、と言って、そうだよ、と言っていたんですけど、よく見ると、どこにも書いていない、みたいなことが結構多かったんですけど、きちんと書き込んだ。それは、全ての子どもには家庭が必要だ、ということですよね。これ、当たり前のことですよね。家庭的なものではなくて、家庭が本当は必要なんです、ということが第一原則に立てられたということは非常に大きなことだと思います。

合わせて、私がいつも申し上げていることを二つ申し上げたいと思います。まず、今日の少子化の時代なんですけれども、私が子育てについて感じていることは二つなんですね。一つは、子どもを育てるということに対しての社会の敬意が失われているんじゃないか、ということです。私は長野県の南安曇郡の堀金村という村の生まれなんですけども、私の村では昔、例えば私の母親の世代なんかはみんな学校を出てないわけです。で、学はないけど、例えば子ども6人育てて、みんな社会人にした人はとても尊敬されてたんです。大変ですよ、子ども6人育てるのは。田んぼと畑で百姓をやりながら、子ども6人育てて、お母さん内職したりして育てて大変

ですけども、本当に社会人にした人は尊敬されましたね。で、 周りの人もみんな応援してくれたんですよ。

だけど今は、子どもを育てるなんて簡単だ、と。俺だって3人育てた、2人育でた、と。そういう人、いっぱいいるわけですよ。えらい人に多い。それは、本当に育てましたか?って。胸に手を当てて、よく考えてくださいよと。奥さんとほかの人たちの支援をいただいて育てているんですよね。だからやっぱり、子どもを育てるということはとても価値のあることなんだと。私はこれいつも言っているんですけど、子どもを育てる以上にこの世の中に価値のあることはないと思います。私はそう思っています。昔の人もみんなそう思っていたんですよ。時代が変わって、失われていると思います。私はこれを取り戻す必要があると思うんですね。これは少子化の根本的なイメージ。

二つ目は、これもいつも申し上げているんですけど、親だ けで、正確に保護者だけでと言っていますが、親だけで子ど もを育てている人というのはいないんですよ。さっき私の田 舎の話をしましたけども、親は、1日中子どもの世話してい る、なんて人は、昔はいないです。だってみんな田んぼか畑 行かなきゃいけないんですから。私が小学校から帰って来て も、母親は家にはいません。だけども、例えば近所の子ども とか地域の人とか兄弟とか、あるいはじじばばとか、そうい う人たちがみんな応援してくれたんですね。だから私は、子 育てには、親がする子育て、正確には里親さんがいますから、 保護者ですけど、親がする子育てと、周りがする子育てとい うのがありまして、この両方が必要なんですね。だけど周り のする子育てというのは、時代が変わって環境が変わって失 われてしまったんですけど、同じものでいいんですね。違う ものじゃないんです。同じものを今に合った形で今日の時代 に取り戻す必要があると思うんですね。これは社会的養護の 問題も同じだと思います。いろいろな地域や近所の人たちか

らの支援というものがあったはずなんですね。だけどそれは、この大都会で昔と同じようにありませんので、それを取り戻すために、このネットワークが大きな基盤になればいい、ということをお願いしたいと思います。

最後に一つだけ申し上げます。私は地域包括ケアの話もしているんですけども、地域包括ケアでは、これからごちゃまぜ、これは佛子園の雄谷さんが Share 金沢なんかで言っていて。私、雄谷さん好きなんですよ。それで、20世紀はとにかく高度成長と大量生産の時代ですから、たくさん作ってコスト下げていっぱい売ればいいと言ってきたんですね。だけど21世紀は、少子高齢化するんですから、高付加価値化をしなきゃいけないんですよね。だから本当に個性が重要な時代になると思います。

今までは個性が大事だと言いながら、大量生産の時代ですから、暗にみんなと同じになれと言われてきたんです。いよいよ多様性、ごちゃまぜ=ダイバーシティ×インタラクションですね。かき混ぜるということでごちゃまぜだと言っているんですけど、そういう時代になってきたので、それぞれの人が、この社会的養護の問題も含めて、それぞれ個性があって違うわけですからね。先ほど猪飼先生のお話もありましたけど、いろいろな人がいろいろな人生の生き方をするわけです。だから、その生きる力を支援する。真の意味でのソーシャルワークこそがこれからの問題を解決すると、いつも言われてます。これは伴走型で寄り添っていくナラティブなものです。だから寄り添って、伴走して支えていくことが大事なので、ネットワークもこの点で頑張りましょう。

パネリスト 永松 悟

(大分県杵築市長)



トリを務めます、大分県杵築市長の永松と申します。私はここに出る資格があるとすれば、昔児童相談所で児童福祉士をしていたということだろうと思います。時間も限られておりますので、杵築でやっていることを少し DVD で紹介したいと思います。お願いします。

(5 分ほど DVD を再生)

これは平成28年度から始めまして、28、29、30と丸3年 終わりました。あと2年ぐらい継続してやろうと思っていま す。で、普通科高校を志望した子どもが農業高校に進路を変 更したのが3人ぐらいおります。それから、県立の農業大学、 先ほど酪農の関係をしていた子ですけど、農業大学校の酪農 のほうに進みました。こういうのも始めましたのも、児童養 護施設を卒業して、施設の子どものほとんどが大学進学より もそのまま都会で就職をすると。ただ問題なのは、アフター ケアセンターもそうですけど、3人に1人が1年以内にそこ を辞めてしまって、仕事を辞めると、身元引受人がいません ので、住宅というか社宅を立ち退かなきゃいけないというこ とで、仕事をしないこと=住む場所も失うということで、バ イトを重ねながら都会で頑張って、NHK でも放送ありました けども、20代でメンタル患って、入退院を繰り返して、結婚 も諦めて、生活保護を受けているという子どもたちもいると いうことです。誰もそんなこと、好き好んでやっている人は いないですけど、ただ、田舎のほうにいると、児童養護施設 あるいは里親さんの中でも、都会はちょっと厳しんじゃなか ろうかという子どもたちが結構おります。

そのときに選択肢として、高校も、それから施設側も、

都会に出る以外に、ビジネスパーソンになる以外にほかに方 法あるかな、ということなんですけど、子ども自身を考えて みますと、その施設がある場所が故郷になります。おじいち ゃんおばあちゃんとか学校の先生とか施設の先生がいらっ しゃる地域でできれば暮らしたいけど、職ないよね、という かたちで、どうしても選択肢として都会に出るということな んですけども、やはり大変厳しい状況が待っているのを承知 で送り出すほうも不安でいっぱい。そして、悪い予感が的中 するということもあります。

それでこういう取り組みを、何も農業を継いでほしいと いうことじゃなくて、万策尽きたとき、このじいちゃんばあ ちゃんと一緒に働いた子どもがすごく生き生きしているん ですね。この子たちが施設へ帰ったら、ナスの過程にいると きはナスの話ばかりしてる。ウシの話ばかりしてる。バジル の話をする。次はいつか?って話で、彼らがシャッターを思 い切り開ける。それから、施設の先生がすごくびっくりして いたのは、この子こんなにしゃべるの?と。じいちゃんばあ ちゃんの前ではすごくいっぱいしゃべる。それから、バイト は全然続かないのに、これはいつか?いつか?というかたち で心待ちにして、彼らにとって目新しいことだったというこ ともあるんですけど、今度4年目になりますけど、おじいち ゃんおばあちゃんが持っている力がすごいなと。じ一っと見 ていて、ここぞというときにすぱっと、一番届く言葉で褒め れると。褒められることにあまり慣れてないので、ぐにゃぐ にゃになりますね。そして、次はいつか?という話につなが ります。

要は、子どもたちが普段見せないというよりも、集団の 中ではどうしても立場上というか、その施設の何十人の中の

力関係の中で役割を演じるだけです。こういう自由に、マンツーマンみたいなことでじいちゃんばあちゃんがついているところでは、その子が本当にしたいこと、やりたいこと、見つけたいということで来ると、非常にいい状況になっております。最初、3カ所の農家で始めたんですけど、今14の農家が、うちで預かりたい、ということで手を上げていただいております。21人の子どもが今50人近くまで増えてきました。そういうことで、子どもたちの主体性と言うと難しい話になりますけど、どういうときに一番いい顔するのか、どんなときに今までと違った姿を見せるのか。それは、いろんな経験をさせてやりたい。漁業でもそうですし、土木建築でもそうだと思うんです。

高校を出てすぐ就職というときに、その就職するというか、家庭での生活が厳しかった子どもですから、親が仕事している状況であるとか、知らないわけですね。それから、基本的な生活習慣を施設ごとに一生懸命磨こうとしますけど、なかなかそこが難しいんですね。ですから、叱られることは多いけど褒められることがどうしても集団の中では少なくなりますので、そういうかたちで、子どもたちが70代、80

代のじいちゃんばあちゃんがすごく明るくて、とても農業に 生きがいを感じている人だなと。で、きついときはさぼって いいよ、でもここぞというときはあなたの仕事をしないと、 ということで、責任を持たせます。責任を持たせて、それを 果たすと役割を果たしたことになるので、その場での居場所 づくりになります。子どもたちにとって仕事の場が居場所づ くりになると一番いいなと思いますので、杵築でこういう取 り組みをしているところです。

ただ実際、児童養護施設が大分県で九つ、350人おります。そしてNPO法人の子ども支援ネットというのがありまして、ここで県の職員を辞めた人、中学校の先生を途中で辞めて、給料が2分の1になって、NPO法人に入っています。で、県の弁護士会がそれに応援をしています。市としてもそういう素晴らしい人たちの選択が間違ってないように。よく奥さんが了解したなと思うんですね。愛しているのか、諦めているのか。ただ、奥様が正気に戻らないうちに、杵築市としてはNPO法人をどんどんサポートしていきたいと思いますので、皆さん方、注目をよろしくお願いいたします。

座長 村木厚子

(元厚生労働事務次官)



濃密なコメントを 5 人の方からいただきました。たくさんのご参加の皆様に持って帰っていただけのではないかと思います。 私個人も大変勉強になりました。昨日今日の会議を通じまして、意見の違う人がこれだけ率直に一つのテーマで議論できた。それだけでも FLEC を設立した意味が非常に大きいと感じました。そして、人類史上始まって以来の孤独な子育ての時代だと私自身も思っているので、子どものこと、それからもっと幅広く、困窮者のところに社会資源があてられるように、巨大な暗数が出てくる前に準備をできるように、その世論を作る武器を用意できる場所に FLEC がなればとてもうれしいなと思います。

子どもを中心にして、子どものために地域の社会資源がみんな協力して、自分に何ができるか、足りない社会資源は何か、ということを議論できる場所として、そしてご登壇いただけませんでしたけども、例えば文科省関係の方とか、看護の関係の方とか、いろんな関係の方が今回参加をしていただいています。幅広いメンバーが集まって、広く自由に、生産的に議論できるプラットフォームにこの FLEC がなったらいいなと思って議論を聞かせていただきました。それでは最後に、共同代表の潮谷さんから感想とまとめの言葉をいただきたいと思います。



座長 潮谷義子

(共同代表/社会福祉法人慈愛園理事長、前熊本県知事)

二日間にわたって、皆様本当にいろんな角度から発言をいただき、また交流会の中でも問題の共有をしていただいたことにお 礼を申し上げます。幹事会として、皆様方のご意見を、さらに協議を重ねて、次回により良いかたちでつなげてまいりたいと思 っているところです。

たくさんしゃべりたいことあります。その中で二つだけ。実は分科会の中で、民間の皆さんたちがいろいろな社会的養護に向かっての里親支援をやっていらっしゃいます。その中で、公的なところだけに頼っていてはいけないんじゃないか。公的なところが崩壊をしていくような、そういうことがないためにも、自分たち民間が志を持って、情熱を持って、子どもたちが未来社会に生きていくのを応援していくということは、これは財政的な苦しさを越えて大事なことではないかという、そういうご発言がありました。大変感動を覚えたところでございます。また猪飼先生のお話の中で、社会保障は所得の再分配だと。しかし、私たちはこれから人を支える制度、ここにパラダイムシフトをしていく時代を今迎えているのではないかという、非常に画期的なお話、また榊原さんのお話の中では、川上(家庭)が決壊していると。本当にグサッとくるようなお話がありました。

少子高齢社界の中で、私たちの生き方そのものがいろんな面で破たんをきたしている状況があります。エマニュエル・トッドが、日本は少子高齢社会が黒船よりも怖い状況の中に置かれているという自覚が足りない、ということを言っておりますけれども、このフォーラムを通しながら、改めて未来社会に向かって私たちが英知を掻き立てて、預かりものの今日の社会から未来へ橋渡しをしていく役割を、関係者お一人お一人とともに、次回につなげていくということが大変大事なことではないだろうかと思います。改めて、議論は現場実践に学び、現場実践は議論に学ぶというこの原則を確認しつつ、終わりにさせていただきます。

閉会挨拶

相澤 仁

(共同代表/大分大学福祉健康科学部教授)



全国家庭養護推進ネットワークの活動の第一歩として、2 日間に渡り開催いたしました、第1回のFLECフォーラムはいかがでしたでしょうか?FLECフォーラムとして、レセプションなどを含めた2日間のプログラムを通して、忌憚のない意見交換、率直な議論ができ、子どもたちの最善の利益を確保する家庭養護の推進と、関連諸施策の連携に向けた、立場や分野を越えて取り組んでいくための示唆を得ることができましたでしょうか?できましたとしたら、大変うれしく、幸甚に存じます。また、今ほどは、今後のネットワークへ期待するということで、とても心温まるご発言をいただき、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

私は施設現場で、1人の子どもを見捨てることは全ての子どもを見捨てるに等しいという考えに基づいて実践してまいりました。2日間に渡り、皆様方にいただいた貴重な意見を踏まえ、1人として見捨てることなく、全ての子どもの

権利を保障するために、全国家庭養護推進ネットワークは、 皆様方のお力をいただきながら、これからも活動してまいる 所存でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたしま す。

最後になりましたが、第1回フォーラムを無事に閉じることができますことは、この上のない喜びであり、設立発起人の皆様、経費を助成してくださった日本財団、事務局を務めてくださっている一般社団法人共生社会推進プラットフォームの皆様、そしてこのフォーラムに参加いただいた志のある皆様方のおかげでございます。この場を借りまして心より厚く御礼を申し上げます。来年も第2回のフォーラムを開催する予定でございます。第2回のフォーラムは第1回のフォーラムを踏まえて、工夫を凝らした大会にしたいと考えております。皆様と再開することを楽しみにしております。また来年お会いいたしましょう。本当にありがとうございました。

社会的養育ビジョン・都道府県推進計画を踏まえた 家庭養護等推進に向けての課題



全国家庭養護推進ネットワーク

相澤仁

平成28年児童福祉法改正 ・児童を「寮運」において賃有することが出版であり又は進出でない場合は、児童が「寮運における賃有機能と同様の賃有機能」において価格的に賃有されるよう。また、児童をお認びは知識有機をおいて当時することが通常でない場合は、児童が「安を原料 あたい家庭的問題、において賃有されるよう。安全人間を重要などは知識有機などとされた。 あたい家庭的問題、において賃有されるよう。今の日間を関することされた。「家庭においる事情を表示的」の会話(平成20年6月 3日 第日)と一般分の今世界を長度をよっる機能を、「家庭においる事情をと思める責権能」とは東子組による事態・重報家屋・ファ3 「保証」と一般分の今世界を長度を表示している。「なる」という意味を表示した際にはいる事態を、自然をよった場合によったの意というな事態という。 - 単紀の音及研究から返答とという意味と知識との意味が見なびに現金の業有に関する計画の作成までの一重した国産文権を根連者 第(定要性的学)の場合として賃貸付(平成29年4月12版刊) - 曼子番組巨規の法定も及び研修機器化(平成29年4月12版刊)

家庭養護の制度的変遷

- 1. 家庭養護についての制度的変遷
- 2. 平成28年度改正児童福祉法の2つのポイント
- 2. 平成28年度改正児童福祉法の2つのポイント
- (1)理念(基盤)としての子どもの権利保障の明確化
- (2)家庭養育優先の原則

1. 家庭養護についての制度的変遷

- 要保護児童対策から自立支援施策へ(平成9年) 改正)
- 里親制度の改正(平成14年)
- 里親制度の充実(平成16年児童福祉法改正)
- 里親制度の見直し(平成20年児童福祉法改正)
- 里親委託ガイドライン(平成23年3月)
- ・社会的養護の課題と将来像(平成23年7月)
- 里親委託等の推進(平成28年児童福祉法改正)

平成28年度改正児童福祉法の2つのポイント

(1)理念(基盤)としての子どもの権利保障の明確化

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する(第1条)ることその他の福祉を等しく保障される権利を有する(第1条)のよりより野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

②児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することに ついて第一義的責任を負う

③国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身と もに健やかに育成する責任を負う(第2条)

里親制度等の改正の経緯 昭和23年1月 児童福祉法施行 ・「里親家疫養育運営要績」制定(昭和23年10月4日華務次官選知) 昭和63年1月 特別養子繊維制度施行 ・坦比等・耐改正により利用養子繊維制度施 ・坦比等・耐改正により利用養子繊維制度施 ・短用等を展覧書言素等。例で「回転62年10月31日専門女音楽和) ・養子繊維あっせん事業国出制度実施 平成14年10月 重観制度改正 ・ 目標の認定等に関する金句 及び (国際が行う重視に関する最近半年) 名前定 ・ 専門国風、視波風長の創む (資产服長、税処国風、発用国風、与用国風の4版型) ・ 「国航支援争乱」実施 (国南領省争風、国根質有相(基集)、(一角が共和のための運動(レスパイトケア)」実施 正式選手場、河南、山田田市中市、田田東市田田市・ ・ 中国・日本東海市地震である。 国際による整理、教育、整常について管督事務施設と同様の限定を選加 ・ 中とも予賞で応援プラン(保存10名12月)で、国際担任を平平所214度に15%とする目標 ・ 回機力基準に、国際資産団本等、国際資産財産を指定を基本で加まれば、保存16名4月 ・ 回機多託性准事業実施(平成18名4月~)(児童和設所に「国際委託性運算」、「回機委託性企業員会」を設置) - 国際会社技術事業所 (平成 18 年4月~) 児童国政所に「国際会社技術委員」、「国際会社技術委員会員会」 平成 2 0 年代董福社法改正 正 是解析版の完集 - 聖視制度の改立「賃用量税と集子報酬希望服務を制度上区外、費買服務の研修の機器化、服務支援の流定化、 - 第1 日本、中一年 (18 年度) (日本 18 ・少子化社会対策大綱(平成27年3月)でファミリーホームを含めた里親等委託率を平成31年度に22%の日標

(2)家庭養育優先の原則

① 家庭(保護者)支援

「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなけれ

② 家庭で子どもが育つ権利の保障

で、水屋でするでは、1つでは、1つでは、これらの者が置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり、又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない」(第3条の2)

社会的養護における理念的変遷

〇平成23年「社会的養護の課題と将来像」

- ・ 社会的養護の理念と機能:社会的養護は、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公内責任で社会的に養育し、保護するとともに、 養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである。
- 社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と いう考え方と、「社会全体で子どもを買む」というちょ 方を理念とし、保護者の適切な養育を受けられない子 どもを、社会の公的責任で保護養育し、子どもが心身 ともに健康に育つ基本的な権利を保障する。

基本理念(基本的な考え方)の変遷

〇平成9年の児童福祉法等の大幅な改正

- ・ 保護から自立支援への基本理念の転換
- 基本理念:要保護児童を受動的な立場に置くのではなく、独立した人格主体として認め自ら成長発達していく存在として、児童の意向を尊重しながら、その自立を社会的に支援していくという考え方
- 改正の背景:親がいながら家庭環境等の理由から社会的支援 が必要な児童が増加している。必要とされる社会的支援の内容 も単なる保護と養育だけではなく、多様化・複雑化していること。 また、平成6年の子ども権利条約の批准などを背景に、児童を 単なる保護・養育の対象ではなく、その人格と主体性を尊重し つつ調和のとれた成長発達を支援していくべきとあるという認 識の高まり。

(厚生省児童家庭局家庭福祉課監修「児童自立支援ハンドブック」参照)

〇平成15年「社会的養護のあり方に関する検討委員会報告書」

- 社会的養護については、子どもの権利擁護を基本とし、今後と も国、地方公共団体、保護者、関係団体などの関係する主体が、 それぞれの責任を適切に果たしていくことが必要である。
- 今日の社会的養護の役割は、子どもの健やかな成長・発達を 目指し、子どもの安全・安心な生活を確保するにとどまらず、里 親への委託や施設への入所などを通じて、心の傷を抱えた子ど もなどに必要な心身のケアや治療を行い、<u>その子どもの社会的</u> 自立までを支援することにある。

^[参考資料] 社会的養護の基本理念と原理

①子どもの最善の利益のために

児童福祉技第1条(すべて児童は、ひとしくその生活を保護され、養護されなければならない。) 児童の権利に関する条約第3条「児童に関するすべての推賞をとるに当たっては、児童の 最響の利益が生として考慮されるものとする。)

②社会全体で子どもを育む 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護 養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

社会的養護の原理 ①家庭的養護と個別化

・すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分を中だねられる養育者によって養育されるべき。 「あたりまえの生活」を保障していくことが重要。

⑤ライフサイクルを見通した支援: - 入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続ける。 虐待や質用の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援。

○大規模な協設養護を中心とした影動から、一人一人の子どもをきめ細かく青み、親子を総合的に支援していけるよう、ハード・ソフトともに変革していく。

〇平成28年「新たな子ども家庭福祉のあり方に関 する専門委員会報告」

- 子どもの権利の明確な位置づけ
- 児童福祉政策の基本理念として子どもの権利保障を 位置付けることは、国際的な合意事項であり、潮流と 言ってよい。「児童の権利に関する条約」を批准した 日本もこの流れの中にあるが、現行の児童福祉法に は子どもの権利に関する規定がない。
- ・そこで、今般の改正で子どもの権利擁護を児童福祉法の理念として位置付け、子ども福祉に係る法制度全体の基本的な性格と目的を明確にする必要がある加えて権利擁護に関する評価・審査の仕組みを整備する必要がある。

○平成19年「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討 会中間とりまとめ」

社会的養護の必要性:子どもは次世代を担う社会の宝であり、国連の 児童権利宣言や児童の権利に関する条約にもあるように、子どもは 心身ともに健全に育つ権利を保障されるべきものである。 子どもの養育とは、この権利を実現するため、子どもが安全で安心

して暮らすことのできる環境の中で、親を中心とする大人との愛着関 係の形成を基本とし、年齢に応じて子どもの自己決定を尊重しつつ、 個々の子どもの状態に配慮しながら、生活支援・自立支援を行ってい くものである。

- 社会的養護の目指すもの:社会的養護は、子どもが心身ともに健全に発達することを保障し、安定した人格を形成する場を提供することにより、自立した社会人として生活できるようにすることが最大の目的である。
- る。 さらに、当然のことではあるが、これらの<u>支援の提供に当たっては</u>、 教育を受ける権利や必要な医療を受ける権利を含め、<u>子どもにとって</u> 必要な権利とその最善の利益を基本に置かれなければならない。

〇平成28年改正児童福祉法

・ 理念(基盤)としての子どもの権利保障

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切 に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護され ること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図 られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する(第1条) 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない(第2条)

平成6年に「児童の権利に関する条約」が批准され、平成9年の 児童福祉法改正から今日まで、子どもの権利保障・権利擁護を 基本理念の中心に据えながら、社会的養護制度の充実強化は 図られてきており、こうした積み重ねの結果として児童福祉法の 総則の改正につながったといえるのではないか。

連携から協働へ

=都道府県(社会的養護)と市区町村(子育て支援)との関係=

 児童相談所を中心とした社会的養護は、市町村の児童家庭相談や 子育て支援事業と一連につながるものであり、密接に連携して推 進することが必要。(社会的養護の課題と将来像)

社会的養育は、子どもの権利、子どものニーズを優先に、家庭のニーズも考慮して行われなければならない。そのためには、子育て支援事業を中心とした支援メニューの充実のみならず、基礎自治体である市区町村において子どもと家庭の個別的支援ニーズを把握し、それに応じた適切な支援を構築するソーシャルワークが必要

家庭養育優先に基づく制度・施策の充実

家庭養育優先の原則

- ・第一に①「地域での家庭(保護者)支援の充実強化」 それでも家庭で育てられない場合には②「家庭同様 の養育環境(里親、FH、養子縁組)」 それが困難な場合には③「できるだけ良好な家庭 的環境(小規模・地域分散化した施設)」
- ここでは、この①~③を推進していくための課題、特に ②の課題について取り上げることとする。
- (それ以外の「子どもの権利擁護」などの課題について は取り上げていない。)

① 地域での家庭(保護者)支援推進の課題

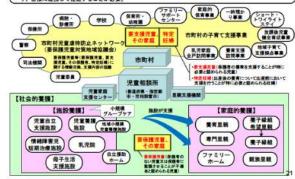
- 地域での子ども家庭支援の充実
- 「在宅措置・通所措置(行政処分としての在宅支援)」の活用・拡充
- 養育のライフサイクルを見据えた支援体制づくり

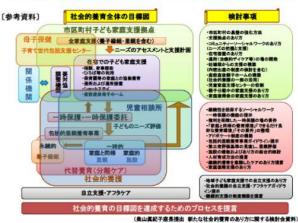
社会的養育施策の全体像

ー 連携から協働へ -

書都道府県(社会的養護)と市区町村(子育で支援)との関係=子どもの健全育成、自立を促していくためには、里親や施設のみなら

- 子どもの健全育成、自立を促していくためには、里親や施設のみならず家族や地域の果たす役割も重要である。家族や地域が有していた養育力が低下している現状にあっては、家族の再統合や家族や地域の養育機能の再生・強化といった親も含めた家族や地域に対する支援も、社会的養護本来の役割として取り組むことが必要である。
- これまでの社会的養護は、保護を要する児童を対象とするものとして、いわゆる子育で支援とは別個のものとして進められてきたが、今後は、両者を連続的なものとして捉え、一体的な施策の推進を図ることにより、より効果的な子どもの健全育成や児童虐待の防止等につなげていくことが必要である。(社会的養護のあり方に関する検討委員会報告書)
- 「社会的養護」とは、狭義には、里親や施設における養護の提供を意味するが、広義には、レスパイトケアや一時保護、治療的デイケアや家庭支援等、地域における子どもの養育を支える体制を含めて幅広く捉えることができる。(今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめ)





養育のライフサイクルを見据えた支援

・親が妊娠、出産して子どもを育て、育てられた子どもが 自立をして親となる準備をし、今度は親となって子ども を出産して育てるという世代を繋いで繰り返されていく 養育のサイクルを見据えた支援が重要である。すべて の子どもやその家族、特に虐待を受けたり貧困状態に ある子どもやその家族に対して、虐待や貧困の世代間 連鎖を断ち切れるようなライフサイクルを見据えた社会 的養育システムの確立が求められており、その中でも 支援が薄い若者や妊産婦などに対する施策の充実強 化及び他の施策との連携協働なども重要である。

(社会的養育ビジョンより)

- 養育のライフサイクルを見据えた支援体制については、すべての子どもが健やかに生まれ公平なスタートができるよう、妊産婦支援体制の充実強化をはじめ、子どもの各発達段階における要支援段階(グレード)毎の具体的な支援事業を整えて、重層的な養育支援システムの確立を図ることが重要である。
- ・現状では、思春期・青年期、親になる準備期を経て、親としての妊娠出産期まで繋げていく自立支援施策は不十分である。子ども若者支援施策との連携も必要であるが、子どもの時期に福祉の関わりがあった子どもの多くは自立や親になることへの問題を抱えることもあり、その支援は特に充実させなければならない。そのための青少年自立支援センター(仮称)の創設なども検討されるべきである。

(社会的養育ビジョンより)

都道府県社会的養育推進計画の策定要領 基本的考え方

- 在宅で生活している子どもや家庭への支援については、地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められている。子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮して全ての子どもと家庭を支援するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援のため。の子育て世代包括支援センターや子ども等に対する必要な支援を適切に行うための市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及を図るなど、この身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図るため求められる。身近な市区町村における取組は、予防や早期対応という観点からも重要である。
- また、虐待の危険が高いなどの理由で集中的な在宅支援が必要な家庭には、平成29年改正児童福祉法により新たに設けられた保護者に対する指導への司法関与も活用し、児童相談所の在宅指導措置下において、市区町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど在宅での社会的養育としての支援を構築し、子どもへの直接支援サービスや<u>銀子入所機能創設などのメニューも充実させて親子を分離しないケアの充実を図るなど確実に在宅の子どもに対して支援を届けることが求められる。</u>

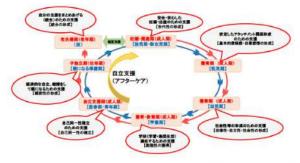
| Section | Sect

ライフサイクルを見据えた子ども・家族の健幸な成長発達のための社会的養育の領域と現状(案)



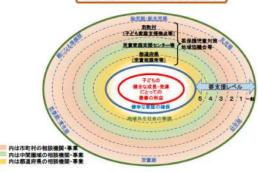
第14回 新たな社会的雙音の在り方に関する検討会構成員提出資料(相薄作成)を一部修正

家族全体を対象にした切れ目のない包括的ライフサイクル支援 - ポピュレーションアプローチからの全家庭支援 -



第14回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会構成具提出資料(相澤作成)を一部停正

社会的養育システムの構築(相談機能)案



第14回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会構成員提出資料(祖郷作成)

支援レベルとその目安

支援レベル	目 安
予防・一般支援	子ども・若者一般を対象に母子保健施策や健全育成施策などを活用した 予防、一般的な支援が必要という段階。
要支援1	虐待など不適切な養育の段階までには至っていないが、今後移行するリス クがあり、育児支援や地域子育て支援 活動の利用が必要という段階
要支援2	地域ネットワークによる経過観察や子育て支援などによる一貫した支援体制の継続が必要という段階
要支援3 (要保護1)	在宅措置による支援を基調にしながら、一時的な保育施設利用等を考慮した支援が必要要という段階 保護児童対策地域協議会に相談・通告例として報告し、児童相談所との 連絡が必須であり、最低でも3か月に1回は必ず児童相談所と経過の共有 を図ることが必要
要支援4 (要保護2)	子どもの安心・安全に常に 気を配りながら、保育所や幼稚園、学校等子どもが家庭外で生活する時間の長い機関との鰻の見える連携を維持するなど、当面、在宅措置による特定機能も活用した支援を行うが、状況によっては一時保護などの対応も必要という段階
要支援5 (要保護3)	児童相談所の介入により分離保護し、職権一時保護や社会的養護への委 託・措置が必要という段階
	井上豊生構成員作成資料を筆者が一部変更

第14回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会構成員提出資料(相澤作成)を一部修正

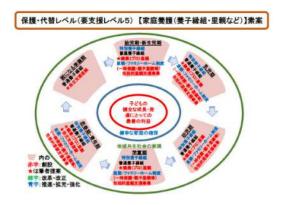
子ども家庭相談体制充実強化のための課題

- ・子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭支援拠点 の設置促進
- ・児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進
- 中核市・特別区における児童相談所設置促進
- •児童相談所における人材確保・育成に向けた取組
- 地域の実情に応じて、児童相談所内で保護部門と支援マネージメント部門を分けているところやわけていないところがあり、多様な体制によって相談援助が展開されているが、重要なことは相談援助の質の確保・ロートであり、その資を評価しているであるための第三者評価制度を義務化し導入することが重要な課題。
- 児童相談所が現在実施している業務のうち、療育手帳の判定業務などの外部委託について検討すべき課題。
- ・職員の力量形成を図るためには、SVの存在や実務経験などが重要である。SVの言成と配置及び長期間業務に携わるためのキャリアバスのしくみなどの検討が課題。

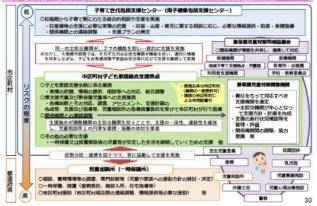
都道府県社会的養育推進計画の策定要領 基本的考え方

・児童相談所においては、体制及び専門性を計画的に強化するため、平成 28年改正児童福祉法や児童相談所強化ブランに沿って、職員配置を行うと ともに、人材の確保や育成のための研修等を行うことが必要である。また、 平成28年の改正児童福祉法附則第3条の趣旨は、全ての中核市・特別区 が児童相談所を設置できるようにすることであるから、中核市・特別区にお ける人材養成等、国はもとより都道府県においても十分な支援を行う。

・また、平成28年改正児童福祉法により法律に位置付けられた児童福祉司 の指導・教育を行うスーパーバイザー、児童心理司、医師又は保健師、弁護士の配置を行う必要がある。



市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理(イメージ図) Respectation



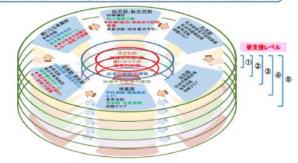


社会的養育システムにおける 予防・一般支援レベル(ポピュレーションアプローチ)素案



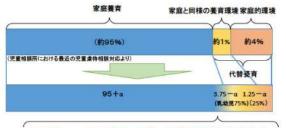
社会的養育システムの構築(要支援機能)案

市区町村と都道府県の協働のもと、養育のライフサイクルを見据え、どの 作品が、 年齢や時期においても、その子どもや家族の多様なニーズにも対応できる 緩やかなグラデーションをもった重層的な養育支援システムの構築が重要





目指すべき社会的養育の方向性 (都道府県推進計画)



(今後、子どものニーズに対応すると、一時的には代替養育が増加するかもしれないが、 代替養育を減らして家庭養育を増やすためには

- ① 親になる準備期・妊娠期からの支援施策の拡充 ② 親子を対象にした治療的保育など家庭養育補完施策の拡充

特定妊婦のケアの在り方

- ・出生前・出産後の育児について支援が必要な特定妊婦への 相談支援体制については、これまでの母子保健を中心にした相談支援体制に加え、
 - ① 若年者を含め妊婦さんが利用しやすいよう、SNSなどの ウトリーチ型相談事業など、そのような妊婦を確実に把 握するための相談体制、
 - ② 経済的に困窮している妊婦への妊娠検査費用負担など の支援体制、
 - ③ 妊娠期から出産後の母子を継続的に支援する社会的養 護体制(在宅支援、乳児院、サテライト型母子生活支援 施設、産前産後母子ホーム、里親、民間養子縁組機関 との連携、出産後のケア等)などの整備が必要である。

(社会的養育ビジョンより)

「社会的養護」としての子どもと家庭への在宅支援

- ・在宅への支援の一つとして、家事援助を含めた訪問型の支援 がある。一方、通所で提供される支援としては、一般的なカウンセリングやペアレンティングから高度な技術を必要とする心理治 療プログラムや治療的デイケア等が考えられる。また、子どもへ の直接的な支援としては、ひとり親対策や子どもの貧困対策に メニューはあるものの、すべての要保護児童・要支援児童が使えるよう施策を整理する必要がある。また、在宅で支援を受けて いる子どもも里親等で代替養育を受けている子どもも、同一の 支援を継続的に利用できる必要がある。
- ・現在、高度な心理治療プログラムや治療的デイケア等を提供で きる財政的裏付けがあるのは児童心理治療施設などに限定さ れており、今後、保護者や子どもの利便性を考えると、複数のプログラム提供機関が必要となり、そのためには通所先の機関が プログラムを提供できる財政的裏付けが必要となる。措置として の指導で通所する場合の通所にかかる費用については公費負担を導入すべきである。 (社会的養育ビジョンより)

図2 スモールステップによる子ども家庭支援システム(案)



「突然の環境の変化ではなく、新しい環境との行き来を行う等、少しずつステップを踏んで新しい環境への 適応がしやすいような方法も取り入れるべきである。」(社会的要育ビジョン「移行期ケア」より)

課題:児童福祉施設における補完的機能の拡充

家族療法事業、ショートステイ・トワイライトスティ事業の活用・拡充などにより、 次のような事業の実施

- 1. 「親子(母子)治療的デイケア事業(仮称)」
- ・乳児院などの児童福祉施設において、不安・ストレスなど心理的な問題を抱えている親子に対する在宅支援や施設退所後の子ども・保護者に対するアフターフォローアップとして、施設の地域交流スペースなどを活用して、親子のニーズに応じて親子で利用できる心理治療的なデイケアを行うような事業
- 2.「親子宿泊支援事業(仮称)」
- 乳児院などの児童福祉施設に設置している親子訓練室等を活用して、軽度 れたためるいは青児パローゼぎみの親等をその子どもともに短期間宿泊してもらい、メンタルケア、青児及び家事支援等を行う在宅支援事業。
- 3.「家庭養育補完事業(仮称)」
- ・乳児院などの児童福祉施設において、身体的疾患や精神的な障害があり、 毎日連続して養育ができない保護者など、その保護者の状況によって子ど もを毎週数日間施設や里親家庭で預かるといった子育で家庭の養育を補完 するような事業

里親などの有効活用

子ども家庭のニーズに応じた在宅支援サービスの在り方

- 市区町村子ども家庭総合支援拠点におけるソーシャルワーク を中心とした支援体制構築にあたっては、市区町村のあらゆる 分野の事業や機関など、すべての社会資源を有効活用するため、分野を超えた連携も視野にいれなければならない。
- ・また、現在、国は「まち・ひと・しごと」創生総合戦略や「我が事・ 山地域共生社会の実現など新たな地域包括ケアシステ ムの強化のための地方自治体行政の大きな変革を進めており、 市区町村の実情に応じて、市区町村子ども家庭総合支援拠点 等が中心的役割を担いつつ、子どもへの虐待のみならず他の虐待を含めた包括的支援など、障害者施策、高齢者施策など 他の分野とも連携して、家庭全体を対象にした包括的な在宅 支援に取り組めるような方向性も求められている。

(社会的養育ビジョンより)

② 家庭養護推進の課題

代替養育全体の課題

〇受け入れ定員数の不足

- ・児童相談所の児童虐待相談件数は増加の一途をた どっているが、<mark>代替養育の受け皿はほとんど増加していない。</mark>(H12年度在宅約8割:分離保護約2割→H27 年度約9.5割:約0.5割)
- 受け皿不足をどのように解消していったらよいのか。
- ・里親など家庭養護を増やすことも一つの方法であるが、 施設であれば、法令上、正当な理由がない限り、委託 を拒むことができないことになっているが、里親への委 託については辞退することが可能であり、委託辞退の 託については辞退することが可能であり、委託辞退の 問題などを踏まえて、どのように里親を増やし、里親制 度を改革していく必要があるのか。

家庭養護推進の課題

- •里親リクルート
- •里親支援体制
- ・里親の養成・研修のあり方
- 里親等とのマッチング・委託時のあり方
- •里親·FHによる家庭環境調整
- ・新設すべき里親類型
- 特別養子縁組の要件や判断基準
- 特別養子縁組家庭への支援

課題:里親リクルートについて

- ・どのような具体的対応をすれば里親のリクルートは可能か。 ・子どものニーズへの適切な対応や子どもと里親とのマッチングなどを 考慮すると、委託対象児童1人に対して、少なくとも2人以上の里親登 録が必要ではないのか。
- ・小学校単位に2人ずつの里親登録を考慮すると、全国に40,000人の里親登録者の確保が必要。・里親の高齢化(60歳以上が約30%)への対応
- ・共働き里親家庭などが約50%であり、共働き家庭へのリクルートする ための子育て支援策の対応なども必要。
- ・親族里親を有効活用するためには?

【具体例】

個人レベル:社会的養護関係者の登録、1里親1リクルート活動など 地区・地域レベル:チラシなどの配布、回覧及びポスティング、広報 イベントの開催など

自治体・国レベル:ホームページ、SNSなどのソーシャルメディア、マスメディアの活用など

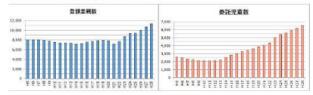
〔参考資料〕 里親制度に関するデータ

■型製料と原産数の推移

福祉行政報告例 各年度末現在

	昭和30年	40年	50年	60年	平成24年	25年	26年	27年	28年
整備里親散 (世帯)	16,200	18,230	10,230	8,659	9,392	9,441	9,949	10,679	11,405
委託里朝教 (世帯)	8,283	6,090	3,225	2,627	3,487	3,560	3,644	3,817	4,038
数数 (人)	9,111	6,909	3,851	3,322	4,578 (5,407)	4,636 (5,629)	4,731 (5,903)	4,973 (6,234)	5,190 (6,546)

(注)平成24年度以降委託元官数の()はファミリーホームを含む。



[参考資料]

○里親及び委託児童の推移

	(A) 登録里親数	(B) 委託里親教	委託児童数	B/A
平成 5	8,090	2,083	2,561	25.7
6	8,044	2,029	2,475	25.25
7	8,059	1,940	2,377	24.19
8	7,975	1,841	2,242	23.11
9	7,760	1,725	2,155	22.29
10	7,490	1,697	2,132	22.79
11	7,446	1,687	2,122	22.7
12	7,403	1,699	2,157	23.0
13	7,372	1,729	2,211	23.5
14	7,161	1,873	2,517	26.2
15	7,285	2,015	2,811	27.7
16	7,542	2,184	3,022	29.0
17	7,737	2,370	3,293	30.6
18	7,882	2,453	3,424	31.1
19	7,934	2,582	3,633	32.5
20	7,808	2,727	3,870	34.9
21	7,180	2,837	3,836	39.5
22	7,669	2,971	3,876	38.7
23	8,726	3,292	4,295	37.7
24	9,392	3,487	4,578	37.1
25	9,441	3,560	4,636	37.7
26	9,949	3,644	4,731	36.6
27	10,679	3,817	4,973	35.7
28	11,405	4,038	5,190	35.4

[参考資料]

移数	児童福祉への 理解から	子どもを育て たいから	養子を得たい ため	その他	不 詳
3, 481	1, 515	1,069	434	428	35
100.0%	43.5%	30. 7N	12.5%	12.3%	1.0%

※児童養護施設入所児童等調査(平成25年2月1日現在

総数	5年未満	5年~9年	10年~14年	15年以上
3, 481	1, 517	931	433	600
100.0%	43.6%	26.7%	12.4%	17.2%

※児童養護施設入所児童等調査(平成25年2月1日現在

(2	4)委託児童教	t :				
[総数	1人	2人	3人	4人	不詳
ı	3, 481	2, 585	666	176	53	1
- 1	100 00	24 30	10.26	F 18	1 64	0.000

※児童養練集投入所児童条題舎(平成25年2月1日現在

(25) 単親の年齢

	線数	30歳未満	30-39歳	40-49歳	50-59歳	(0)意以上	いない	不 詳
/ marconard	3, 481	14	207	712	1,070	1, 093	382	3
里父	100.0%	0.4%	5.9%	20.5%	30.7%	31.4%	11.0%	0.1%
m m	3, 481	26	251	1,010	1, 151	966	75	2
里母	100.0%	0.7%	7.25	29.0%	33.1%	27.8%	2.2%	0.1%

	RODEK/ Str	1	TPLE	(平成25	74-27	333	1865	E)					
(6) 里報	別の職業			非門·		State of the				農林・	 T	 December 1	

134 181 3.8% 5.2%

371 480 10.7% 13.6%

(27) 年間所得	THE RESIDENCE AND	773 MA III 475 MA
(0.7) HERE		

超数	平均所得金額	回答世帯数
里貌家庭	591.8万円	3.401世帯
一般家庭	537. 2万円	50,112千世祭

※見重養護施設入所児童等調査(平成75年2月1日現在) ※一般家庭は「平成75年国民生活基礎調査」

(28) 住宅所有状况

	自	家			借家					その他 不 明	S
総数	一戸建て	集合生宅	一月建て	集 合 住 宅	公 営 住 宅	公社· UR住宅	給与生	開告	その他		不 #
3, 481	2, 535	257	187	272	113	12	31	- 4	48	43	18
100.0%	72.8%	7, 45	5:4%	7.8%	3.2%	0.3%	0.9%	0.1%	1.4%	0.1%	0.5%

※児童養護施設入所児童等調査(平成26年2月1日現在) (29) 就蒙状況(平成29年3月1日現在) ※家店福祉

委託里親數	里親の構成	里親の就業状況				
	夫婦世帯	共働き	1, 633	(38, 9%)		
4, 195 (100%)	3, 668 (87, 4%)	一方が働いている	1, 784	(42.5%)		
		どちらも働いていない	251	(6, 0%)		
	ひとり報世帯	働いている	325	(7.7%)		
	527 (12. 6%)	働いていない	202	(4, 8%)		

市町村単位での里親登録推進計画づくり (校区単位での里親登録)

- 平成28年度小学校数は20,313校
- 平成28年度中学校数は10,404校
- 市町村数は1,718(市:791)(平成28年10月 10日現在)
- 小学校区単位に養育里親(9,073→20,000校× 2人=40,000)
- 中学校区単位に専門里親 (689→10,000)
- 市町村単位に職業 (プロ) 里親 (新規→1,700)
- 市単位にファミリーホーム (313→800)

課題:家庭養護への支援体制について

- 児童相談所体制の充実強化
- フォスタリング機関の設置促進及び高度な専門性の確保
- 専門性のある里親ソーシャルワーカーの養成・確保
- 児童家庭支援センターとの連携
- 児童福祉施設(里親支援専門相談員)との連携
- 里親会との連携
- ネットワークによる支援のあり方
- 2つの措置(保育所など)の有効活用

など、地域の実情に応じて、総合的な支援体制の構築が 必要となるが、どのように構築していくことが効果的で あり、求められているのか。

• フォスタリング機関の設置促進及び充実強化

「社会的養育ビジョン」では、遅くとも平成32 年度までに全 国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了するこ とと提言している。

また、里親不調という子どもにとって新たなで心の傷となる状 況を防ぐためにも、フォスタリング業務が専門性の高いソー ルワーク組織として成熟していくことが必要であり、担当者が長 期にわたって従事し、継続的で一貫したチームを形成することが 欠かせないと指摘している。

「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務 に関するガイドライン」で示されているような里親のリクルート 及びアセスメントから里親養育への支援までの業務を担える人材 (統括者・ソーシャルワーカー・リクルーター・心理職など) を 確保し、子どもが不利益を被らないように十分に機能する機関に 強化していくためには、どのような対策や工夫が必要なのか。ま た、どの程度の期間が必要なのであろうか。

フォスタリング機関(甲親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドラインの概要 ①(2018年7月.5日)

1. カイドラインの目的

1. カイドラインの目的) 甲戌28年改正によって児童福祉法と明記された家庭養育委 先原財を受け、黄の高い里田養育を実現するため、都迦唐県 折行すぐさフススタリング業務の在りかを具体的に提示するととも に、カスタリング業務を民間構成。またする場合におりる監 点や、民間機関と児童相談所との関係の在り方を示すもの。

11.フォスタリング業務とその重要性

- ALACAUAL実施での重要性 の質の高い単級養育を実現、維持するともに、関係機関に まる支援ネケナラーケル形態まなこれより、子さもの鬱霊の利益 の意象と実施を認ることが目的。このため、 委託の高と型級原間か、直接する ・租限かすく、協働でるは環境を作る 交流した単独展質性を解析できる。 (不到を防ぐ) ことも成果を持ち、 で変した単独原質を解析できる。 (不到を防ぐ) こともないます。

- ことは東半日県でする。 フォスタリング業務とは、児童福祉法第11条第1項第2号に掲 ける業務に相当する以下の業務。 ・里線のリカルート及びアセスメント

52

- 単類のリカルート及びアビスメント 登録前、登録後及び委託後における里期に対する研修 子ども上里銀原型のマフォング 里線養育への支援(未委託期間中及び委託解除後の フォローを含む。)
- フォスタリング業務は、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。

- フォスタリング機関・児童相談所 一連のカスタリング業務を包括的に実施する機関を「フィスタリング業務を包括的に実施する機関を「フィスタリング業務の包括的な変元を変更が上に関係の関係して指しカスタリング機関という。 フォスタリング業務は智道市景・(児童相談所) の本来至高であり、まず出来機能が折フォスタリング機関となることが規定される が、民間機関への表記も可能。
- が、民間機関への委託を可認。

 一連の業務の包括約5を託を受ける民間フォスタリング機関の
 活用を積積的に使は、単端の実質に応じた実施体制を構築。
 自民副機関への委託のご答について、制造時限は、民間機関を 育成するという視点をもって、将半約な民間フォスタリング機関へ の委託の価性も高めて後引。

 フォスタリング業業全体の機能的な責任も以降が持ち のアメリング業業全体の機能的な責任も必要がある。第一年の場合を 「アルフリング、自然関係に関係に対し、一般の利益では、アルフトリングを のアルフトリングを集合体の機能が対し責任も必要がある。第一年の大利
- 民間フォスタリング機関と児童相談所は、信頼関係に基づ、良好なパートナーシップを構築。情報共有を徹底し、設備して問題解決に当たる。
- 児童相談所の体制強化は引き続き必要であることに解棄。

Ⅳ. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育

- 財、2.メスケリング回帰の提出手及びナー・無信 ・民間からではかりルート手法による多様な里頼の開拓 ・児離和原力費なお「場別かのサポート等 ・総成性・一質性のある人材育成、筆様の破綻的関係模等 といなよの外がある。乳の気や児童養養無能等は右方な担い 手として期待される。 「里根とカスケリン/機関が、チームを組みフラ子/もの整合を行う 「チーム費育」が必要。 「摩生労働者資料」58

フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドラインの概要 ② Ⅳ. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育 (コゴき)

- 子どもに関係する中区町村、保健センター、教育委員会、学校、保育所等、医療機関、乳児院、児童養護施設等の関係機関についても支援者として心臓ラームに位置づけ、里親養育を理解し支援する地域ネットワークの構築に努める。
- V. フォスタリング機関の職員体制とそれぞれの業務内容 ○ 職員体制については、統括者・ソーシャルワーカー・リクルーター・ 心理職・事務職員の配置が考えられる。
- フォスタリング機関のソーシャルワーカーの業務は、以下のとおり。・里保養育の心理的・実務的サポート
- 生物養育の心理却・実務的サポート 型機費に開立るノー(-ビラン) (自立支援計劃の作成・共有や基料把係、養育水準向上に 申助方態度・無報など) 単級電音の状況に応いた傾のコーティネート (地域における所属性を含むた支援体制構築や、 レスパイト・クアの利用制度など)
- フォスタリング業務を担う人材の育成に取り組む。

VI. フォスタリング業務の実施方法 ※ 民間フォスタリング機関による実施を念頭に、具体的事例を交えつつ記載

- ※ 民間アスタップ相称による運動を選回、具体的事例を交えてフル教 ① 里線のリカルー及びデセスシト 。 設別順向上に同じた取職を含む「攻めるリカルート」による登 録数権者獲得 、 里像になることへの不安や負担感を軽減する説明 ・ 家庭訪問の実施を含めた丁寧な適性評価

- ② 登録前、登録後及び委託後における里類に対する研修 ・里観のスキルデッだ日指すととも、アセスメントの機会として も活用、マッチンが、活かす ・実践的内容とするとともに、里類同士の互助関係の輸成に

- 分かっ ① 子どもと里和家庭のマッチング ・マッチングは里親委託の総合を左右する極めて重要な要素 ・フォスタリング機関と児童相談所が背極を持ち寄り、継部にわ たって共有しながらマッチングを図る
- ④ 里規整合への支援 ・定期的な家庭訪問や電話によるフォローを実施し、状況を把 握
- 995 生現養育の状況に応じて、関係機関による支援をコーディ ネートする
- ネートする 実現との協働の大切さを見失うことのないよう、子どもと実現 の関係性に関する支援を行い、子どもと里親の不安を緩和す
- る 里親家庭での養育が不安正になった場合や虚結など不適切 な養育があった場合に、要因に応じて適切に対応する 里親委託が不測となった場合には、子どもと里親の双方に対
- する十分なフォローを行う ・委託解除時は、里親の喪失感を軽減できるように配慮する

VII.「里親支援事業」の活用 ○ 都道府県における積極的活用

厚生労働省資料 57

児童家庭支援センターの機能強化・設置促進

- ・児童家庭支援センターは市区町村子ども家庭総合支援拠点と連携して、 里親ショートステイを調整する機能、フォスタリング機関事業(後述)の 機能や在宅措置や通所措置の機能などリスクの高い家庭への支援や 代替養育後のアフター・ケアなどを担う有力な社会資源になり得る。児 童家庭支援センターは第2種社会福祉事業であり、一定人口圏に適正 配置して活用すべきである。そのためには、これまでのように児童養護 施設や乳児院などに付設する形のみならず、その他の社会福祉法人、 医療法人、NPO 法人などが積極的に設置するような施策を立てるべき である。
- その一つの方策として、設置に当たっての施設整備費の充実、職員配置数の増加、相談・支援の内容や実績に応じて適切な収入が得られるよう、機能に応じた仕組みを導入すべきである。(社会的養育ビジョン)
- 設置促進をするためには、児童相談所からの委託措置などの個別的 支援機能を充実強化して、児童発達支援センターのように負担金に よって運営できるようにしたらよいのではないのか。

	児童家庭支援センター	児童癸達支援事業
投資基準	かの影響を設すめたぐす。 かたり、実施は影響を大震している場合は、入取者等の協議立び協議 場合の選手と主要が必定から場合では、所置される場合と構造か一部を共享 をとされる。 記載していませない。 記載する場合のです。 (1) 日本記載を入りませない。 (2) 日本記載・ (3) 七の音の夢な影響	・他等別確定には、別籍に必要な機能用率を構えること。 ・その指指を見重と変の資本に必要な影響及び番品等を構えること。 こと、
100	100か指 (平成27年10月現在(家庭場址推廣-4))	3.2%か所 (平成27年10月1日現在 (社会環境振動等調査))

〔参考資料〕

児童家庭支援センターと児童発達支援センターとの比較

П	東京安全支援 47		児童発達支援センター					
	光星水层大型化		福祉型		医療型			
	〈事務費(早成20年度)〉 ·無數心理職配應の場合:10,951千円 財役就員:第點1,並來動1 ○政策 來動1		- 人員基準、障害別の停害確別及び利用定員 に応じて算定し、1日当たりの特別を設定する。 《基本問題》			神容確別に応じて、1 自治たりの報酬を終する。 <基本報酬>		
	- 非常新心理機能是の場合:7.3	54419	-	DESCRIPTION OF THE PERSON OF T	1182.7	数据不得的无机等的 \$55新型/数		
	※福頭義:未動1、非常動1		1	THURSDAY BE	9.789.73	運営の原理者送の場合 4位単位/日		
	○理職:非常數1			の 変換けれると何かは中	nost/t	SCOR. SPICE MESS.		
- 1	〈事業費(平成28年度)>		単型を発性を 20 名前には第三回とはす		5546/2	#1#0210M		
u	· 科技件集や心理療法の実施状況等の事業量に		1	SI MININGER PLANT	7586/9 7687/9			
ř		CO DEPTAGE		1000079				
8	4.00E(n) 基集的(e)			CLERCOST.	12088/8			
200			Access 0	CONTRACTOR OF	10385/3			
2	50年~ 250年	74,000 FE	880/60	IN BATTLASSILLY.	1096/2			
1	200 年 - 199 年	441,000 FB		PERMITTEE	1086/1			
H	600 年 - 119 年	1.103,000 PL		TI BRILLET	11080012			
٠,	900 年 ~ 1259 件	2057,000 PI	BROWNERS	CO BATUAL:	5146.7 7646.7			
- 1	1,400 # ~ 1,859 #	2.792.000 PI	-		100 A			
-	1900年 - 2259年	3.527,000 PI	第二の他 名種記録 第二条件で1000円	開発を持ちまする。	G-8H			
-	2400 年 ~ 2559 年	4.262.000 FB	EMOTRUTE	EBD .	2000			
-	2900 € ~ 1359 €	4,997,000 PL						
	3400 #i3.E	5.145,000 FI						
	2727 7732	X149/200 PT	į .					

		児童発達支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	児童家庭支援センター 福祉型		医療型		
職員配置本準	児童が取り返せつ・の選集等可責任者と述める とされ、次の環境の環境を拡撃するものとする。 ア 開発・工芸生性からの構成といって作れて が成立ませまする機能とは、いって作れて あまってもの、見事が表現を表現の機能を持ちます。 から、生産を発展がある。 大力を守めませるの意義がありませってもある。 ことをよっては、生産を必要ない。 ・ 「日本の主なのの意味がありませってもいってある。 ・ 「日本の主なのの意味がありませっている。」 ・ 「日本の主なのの意味がありませっている。」 ・ 「日本の主なのの意味がありませっている。」 ・ 「日本の主なのの意味がありませっている。」 ・ 「日本の主なの意味がありませっている。」 ・ 「日本の主なのでありまます。」 ・ 「日本の主なのでありまます。」	MAIN	TENER TENER	数単位・変更する。 12月上 12日上	
放露基準	クの協構を設けるものとする。 「最後の関係を関する。 大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	### 100 PART 100 PAR	- 医療法に規定 投資 - 合連訓練室 - 原理室	表の検索の する影響所に必要とされる 屋外影線場、報節変及び たけますり等身体の機能が る設備	
施行数	109か茶 (平成27年10月我在(本英福祉課題べ))	467か符 (平成27年10月1日現在 (社会福祉高股等調査))		106か併 27年10月1日現在 福祉協設等調査))	

児童家庭支援センターと児童発達支援事業との比較

	児童家庭支援センター	兒童兒達支援事業					
<事務費(早成28年度)> 未能の理職配題の場合10.951千円 ※相談義・未動1、非未動1			- 人島基準、陳東元の陳吉雅斯及5年に用立員にあじて算念し、1日 初た9の時間を製定する。 < 本本参称>				
166	○理職:未勤1・非常職心理職配便の場合:7.254千円 ※利談員:常動1, 此常動1		On the		11 SM(0.607 11 SM(1.60220ANT 11 SM21.ANE	635816/B 453816/B 364816/D	
の形当たりの補助報品	の理想:非常新1 <事業費(予成2日年度)>			- 8	10 皇義8人 (2) 皇義6人 (2) 皇義7人	1,500 May / S 1,547 May / S 1,760 May / S	
の機能	・相談件数や心理療法の実施で及等の事業量に応じた基準額を設定 ・	ŀ	ESCAMPS/JAC		(E) 定義6人 (E) 高義6人	011#49/D	
30. 6 - 100 ft 4100 ft 100 ft	900 ft 1,290 ft 2,567,000 ft				(8) 定義10人 (7) 定義11人以上	記号を2/日 和用単名/日	
	240 F - 230 F 150 00 F	目この他、名間加事、故事明し 日 1世位は10つ、事業をか存在する地域区がこれに制造を受けて身心臓)					
	児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職業を整備するものとする。 第四位置するものとする。 7 利益・全事を対点で課金(2名)			CHRES	THE THE THE BOOK BOOK BOOK BOOK BOOK BOOK BOOK BOO	MATRICIA	
# F	児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに始合する者。児童福祉事 春の家院経験を十分有に基準機能協関に動物していることが記ました。	ě	元章共建大阪 安保育研究	LAMBELLA	(4.29年前中の開催)		
NIK WE	なお、児童福祉施設等に財産している場合は、入所者等の直接必遇の		MEDINE MA	######################################			
*	業務は行わないものであること。 「心理療法等を担当する際長(1名) 事務と「保証券に対し、心理学の根拠からの確保を行う。		単数寸		**************************************		

課題: 里親等の養成・研修のあり方

- 子どもの健やかな成長発達を図るためには里親の養育の質を高める必要がある。研修は里親の認定前から開始され、里親養育上の困難さなどその養育の特徴や里親の研修ニーズを踏まえた研修が継続的に行われる必要がある。
- 里親及び里親関係機関職員の研修は、児童相談所(フォスタリング機関)など行政機関が行う研修システムと里親会などが行う研修システムを連携させ、講義、演習だけではなく里親同士による実践的な実習等を取り入れた総合的な研修を実施することが必要であり、そのためにはどのような総合的な研修システムを構築すべきなのか。
- 認定・登録を受けた未委託里親が子育て支援員になり、子育て支援、保育事業、社会的養護事業に参加し、受託前に子育ての経験を積んでいくことは、里親の養育力の向上や獲得を可能とするとともに、自分の里親としての適性について認識することにつながる場合もある。こうした取組も必要ではないのか。



課題:里親等とのマッチング・委託のあり方

- 社会的養育ビジョンでは「家庭における養育環境と同様の養育環境」は、家庭での養育が困難な子どもが対象であり、単に、虐待やネグレクトのない良好な生活基盤というだけではなく、逆境体験や離別・喪失による傷つきからの回復を促進する生活基盤となる必要がある。」と指摘されている。
- 十分なマッチングなどが行われない中での委託、子どもを理解する上での情報提供や自立支援計画が示されない中での委託など、不十分な移行支援など、里親が子どもを養育するために必要な準備が整っていない中での委託は、養育不調などの言意起こす原因にもなり、子どもが不利益を被るリスクが少なくない。
- それを予防するためにも、里親の養育レディネスが十分に整えられるような委託のあり方についての検討が必要。

課題:家庭養護(里親·FH)における家庭環境調整について

- 里親に対しても親子関係再構築支援を行うものとされたことも踏まえて、 里親委託中の子どもと実家族との面会交流を保障し、家庭復帰に向けての支援を行うことが求められる。(社会的養育ビジョン)
- スの委託の増加に伴う家庭環境語 機関と連携して実施していけばよいのか。養育里親が調整できるのか。
- ・仮に就学前の子どもの乳児院への新規措置入所を停止した場合、乳 児院で調整していた精神障害のある保護者や虐待している保護者と の調整をどのように取り組んでいくべきなのか。
- •この関係調整を、委託期間をできるだけ短期間にする中で里親が実 施することは、里親にとってみれば高い専門性が要求されることになり、 その専門性を獲得させるためにはどのような対策を講ずるべきなのか。
- 参考:児童福祉法第四十八条の三

乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長並び に小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親は、当該施設に入所し、又は小規模住居型児童 養育事業を行う者苦しくは里親に要託された児童及びその保護者に対して、市町村、児童相談所、 児童家庭支援センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子 の再統合のための支援その他の当該児童が家庭、家庭における養育環境と同様の養育環境及 び良好な家庭的環境を含む。)で養育されるために必要な措置を採らなければならない。

[参考資料]

				(単位	: 人)
乳児院	- 見	養護施	設児	里親委:	託児
1, 656	(52.6%)	9, 746	(32.5%)	671	(14.8%)
75	(2.4%)	3, 528	(11.8%)	291	(6.4%)
1, 307	(41, 5%)	11, 189	(37. 3%)	1, 405	(31.0%)
87	(2.8%)	4, 790	(16.0%)	1, 924	(42.4%)
19	(0.6%)	517	(1. 7%)	183	(4.1%)
3	(0.1%)	209	(0.7%)	60	(1.3%)
3, 147	(100:0%)	29, 979	(100.0%)	4, 534	(100, 0%)
	1, 656 75 1, 307 87 19 3 3, 147	75 (2.4%) 1,307 (41.5%) 87 (2.8%) 19 (0.6%) 3 (0.1%)	1, 656 (52, 6%) 9, 746 75 (2, 4%) 3, 528 1, 307 (41, 5%) 11, 189 87 (2, 8%) 4, 790 19 (0, 6%) 517 3 (0, 1%) 209 3, 147 (100, 0%) 29, 979	1.656 (52.6%) 9.746 (32.5%) 75 (2.4%) 3.528 (11.8%) 1.307 (41.5%) 11.189 (37.3%) 87 (2.8%) 4.790 (16.0%) 19 (0.6%) 517 (1.7%) 3 (0.1%) 209 (0.7%) 3,147 (100.0%) 29.9979 (100.0%)	1,666 (52,65) 9,746 (32,58) 671 75 (2,49) 3,628 (11,88) 291 1,307 (41,55) 11,189 (37,38) 1,405 87 (2,88) 4,790 (16,08) 1,924 19 (0,65) 517 (1,7%) 183 3 (0,1%) 209 (0,78) 60 3,147 (10,0%) 2,979 (10,0%) 4,534

) 家	族との交流状況							(単位	(:人)	
		養護施設児	乳児	院 児	里親	要託児	情短2	施設児	自立制	設児
	彩敷	29, 979 (100.0	(K) 3, 147	(100.0%)	4, 534	(100.0%)	1, 235	(100, 0%)	1, 670	(100.0%
	帰宅	13, 772 (45.9	(A) 588	(18.7%)	336	(7.4%)	684	(55.4%)	832	(49.8%)
交流あり	重 会	6, 935 (23.	%) 1, 704	(54, 1%)	655	(14.4%)	259	(21.0%)	420	(25, 1%
	電話手紙連絡	3, 864 (12.1	244	(7, 8%)	241	(6.3%)	106	(8.6%)	237	(14.2%
	交流なし	5, 396 (18.0	(%) 610	(19.4%)	3, 284	(72.4%)	183	(14.8%)	180	(10.8%
不 詳		12 (0.0	(K) 1	(0.0%)	18	(0.4%)	3	(0.2%)	. 1	(0.1%

	ファミリー ホーム児			立援助 ーム児		
総数		(100:0%)	376	(100.0%)		
帰 宅	164	(19, 8%)	76	(20, 2%)		
面 会	218	(26.3%)	55	(14.6%)		
電話手紙連絡	108	(13.0%)	89	(23.7%)		
交流なし		(40.5%)	155	(41.2%)		
不詳	3	(0.4%)	- 1	(0.3%)		
	帰 宅 面 会 電話手板連絡 交流なし	ポー 総数 829 帰 宅 164 面 会 218 電話手紙連絡 108 交流なし 336	ホーム児 総数 829 (100.0%) 併 宅 164 (19.8%) 面 会 218 (28.3%) 単話手板連絡 108 (13.0%) 交流なし 336 (40.5%)	ボーム児 ホー 銀数 829 (100 0%) 376 帰宅 164 (19 8%) 76 車会 218 (28 3%) 55 電話手板連絡 108 (13 0%) 89 交流なし 336 (40 5%) 155		

(厚生労働省作成資料) 87

[参考資料]

(20) 家族との交流の頻度((19)における「交流あり」の頻度別内訳)

(単位:人)

		総数	月1回以上	年2回~11回	年1回ぐらい	不詳
乳	帰宅	588 (100.0%)	418 (71. 1%)	160 (27. 2%)	9 (1.5%)	1 (0.2%)
乳兒院兒	面会	1, 704 (100.0%)	881 (51. 7%)	732 (43.0%)	90 (5. 3%)	1 (0.1%)
見	電話手紙連絡	244 (100.0%)	105 (43. 0%)	118 (48.4%)	21 (8.6%)	0 (0.0%)
8	帰宅	13, 772 (100.0%)	3, 160 (22, 9%)	9, 906 (71, 9%)	689 (5.0%)	17 (0.1%)
養護施設児	商会	6, 935 (100.0%)	1, 404 (20, 2%)	4, 717 (68.0%)	807 (11.6%)	7 (0.1%)
設元	電話手紙連絡	3, 864 (100.0%)	912 (23.6%)	2, 382 (61, 6%)	562 (14.5%)	8 (0.2%)
黒	帰宅	336 (100, 0%)	113 (33.6%)	190 (56.5%)	33 (9.8%)	0 (0.0%)
里親委託見	面 会	655 (100; 0%)	104 (15, 9%)	391 (59. 7%)	158 (24.1%)	2 (0.3%)
覧	電話手紙連絡	241 (100.0%)	36 (14.9%)	130 (53.9%)	74 (30. 7%)	1 (0.4%)
ホス	帰 宅	164 (100.0%)	46 (28.0%)	104 (63.4%)	14 (8.5%)	0 (0.0%)
――ム児	菌 会	218 (100.0%)	44 (20, 2%)	130 (59, 6%)	44 (20, 2%)	0 (0.0%)
	電話手紙連絡	108 (100.0%)	19 (17.6%)	66 (61, 1%)	22 (20, 4%)	1 (0.9%)

〈厚生労働省作成資料〉

[参考資料]

(3) 措置提由別児童数(平成28年度中新規措置児童)

(単位:人、%)

区分	里舞		乳児	院	児童養護施設		
IA-77	児童教	割合	児童数	割合	児童数	割合	
父母の死亡	131	8.2%	6	0.3%	64	1. 3	
父母の行方不明	56	3.5%	15	0.8%	32	0.7	
父母の離婚	- 11	0.7%	43	2.2%	78	1.6	
父母の不和	8	0.5%	24	1.2%	48	1. 0	
父母の拘禁	51	3. 2%	67	3.5%	185	3, 9	
父母の入院	105	6.6%	125	6.5%	228	4.8	
父母の就労	28	1.8%	42	2.2%	120	2.5	
父母の精神障害	110	6.9%	349	18. 1%	432	9. 0	
父母の放任怠惰	133	B. 4%	193	10.0%	589	12.3	
父母の虐待	296	18.6%	428	22. 2%	1, 769	37. 0	
棄児	22	1.4%	11	0.6%	15	0.3	
父母の養育拒否	289	18. 2%	138	7. 1%	257	5. 4	
破産等の経済的理由	103	6.5%	112	5. 8%	203	4.2	
児童の問題による監護困難	63	4.0%	-		334	7. 0	
その他	186	11.7%	379	19.6%	432	9. 0	
21	1, 592	100.0%	1, 932	100.0%	4, 786	100.0	

※安良福祉課題~

課題:新設すべき里親類型

- 福祉専門職的な性格を有する里親の育成についても検 討が必要である。(社会的養護のあり方に関する専門委員会報告書)
- 新設すべき養育里親の類型としては、ショートステイに特化して登録し、市区町村とフォスタリング機関が連携して利用できるショートスティ里親や一時保護を受ける一時保護里親など類型も必要である。また、親子(母子)への生活を提供して子どもの安全と親の安定を図る里親や、あ るいは医療的ケアの必要な子どもや行動障害のある子ど もなどを対象にし、一定の専門性を有した者が養育に専念して行う里親が考えられる。これらの里親類型は、里親養育への専念を義務化する一方(里親養育の職業化)、相応の委託費が支払われることによって安定した委託が期待できる。(社会的養育ビジョン)

里親類型

- 現在の里親類型(養子縁組・養育・専門・親族里親)
- ショートステイ里親
- 一時保護里親
- 親子里親(親子(母子)を対象にして養育支援を行う里親)
- ・ 福祉専門職的な専従里親(里親養育の職業化)

医療的ケアの必要な子どもや行動障害のある子どもなどを対象 にした高度専門性を有した里親

正当な理由がない限り委託を拒むことができないようなプロの里 親を創設することも必要。

自立支援里親(アフターケア里親)

進学・就職による転居先での支援の提供など、広域での支援を 提供するために、委託解除後の就労・生活支援などから結婚して 自分の子どもを出産する産前産後までを支援する自立支援里親の 創設(あるいは、養育里親などによるアフターケアとして自立を支 援できるしくみの創設)が必要。

課題:パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進

実家庭で養育ができない子どもや、家庭復帰に努力をしても実家庭に戻ることが困難な代替養育を受けている子どもの場合、児童福祉法第3条の2における家庭養育原則に基づき、永続的解決としての特別養子縁組は有力、有効な選択肢として考えるべきである。

こうした実態を踏まえ、社会的養護としての養子縁組の位置付けや養子 縁組と里親の意義の明確化、養子縁組の促進、養子縁組後の支援の促進 などのため、児童相談所でも民間でも養子縁組機関で共通した養子縁組 前委託費の創設など養親の経済的負担の軽減方法について検討が必要 である。(社会的養育ビション)

〇養子縁組の要件や判断基準

子どもの最善の利益のための養子縁組にするために、実親が養育することが困難であるという「要保護性」、養親の「適格性」、養子と養親の「適合性」の判断するための基準、あるいは養親・養子や成立の要件はどうあるべきか。

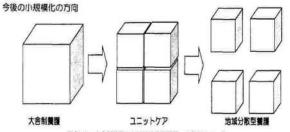
- 〇養子縁組促進のための広報及び広域調整
- 里親制度と同様な広報・普及活動が課題
- 養子縁組里親と養子に出したい実親との調整を速やかに図るためには、都道府県域だけでは困難な場合が少なくないため、広域で調整を図ることができるしくみ(全国組織など)をつくることが課題である。
- ○養子縁組成立前後の子どもや家庭支援のあり方
- 養子縁組里親が法定化され、子どもの福祉ために永続的解決としての特別養子縁組を推進するためには、養子縁組についても 里親養育と同様の支援体制を整え、縁組に至るまでの縁組前の 生活から縁組後の生活まで支援を適切に行うことが必要であり、 養子縁組支援体制の構築が課題である。
- 社会的養育ビジョンでは「子どもが自らの出自を知ることによる 利益と実親の知らされないことによる利益とをどのように調整すべきか、さらに検討が必要である。」と指摘している。子どもの出 自を知る権利の保障についてはどのように考えるべきか。
- 養子が一定の年齢に達した時に、実親との関係を望んだ時の支援のあり方についての検討

③ 家庭的養護推進の課題

- 小規模化・地域分散化の促進
- 高機能化・多機能化の促進

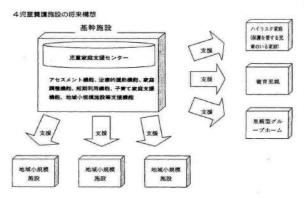
^[参考資料] 平成15年 子どもを未来とするために

子どもを未来とするために 一児童養護施設近未来像Ⅱー



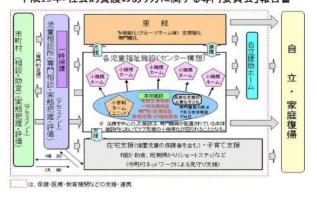
図表 18 大舎制養護から地域分散型養護への移行イメージ

全国児童養護施設協議会



図表 19 児童養護施設の基本型

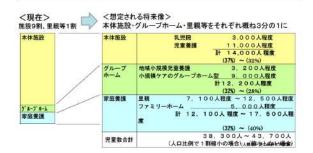
(参考資料) 原生労働省資料 平成15年「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書



[参考資料] 社会的養護の整備量の将来像

厚生労働省資料

〇日本の社会的養理は、現在、、額が乳児院や児童養護協設で、1額が里親やファミリーホームであるが、 これを、今後、十年原をかけて、 (3) 概ね3分の1が、無視なびファミリーホーム (b) 概ね3分の1が、グループホーム (c) 概ね3分の1が、グループホーム (c) 概ね3分の1が、グループホーム という姿に変えていく。



これからの社会的養護(代替養育)の整備のあり方

◎迅速に推進すべき事項

○永続的解決ための代替養育の短期化及び特別養子縁組の推進 ○就学前児童の家庭養護の推進、○施設の地域分散化・小規模化・高機能化・多機能化の推進



課題:家庭的養護の推進

〇小規模かつ地域分散化及び高機能化のあり方

• 都道府県及び法人の財源の確保

国が財源を確保しても、都道府県や法人が財源を確保することが 難しいと考えられるが、どのような対策を講ずればよいのか。

· 人材確保·育成

地域によっては施設職員の確保が困難な状況にある中で、より高い専門性を要求されるケアニーズが非常に高い子どもに対する専門性のある職員の確保や養成については、どのように対応すべきなのか。

○多機能化・機能転換のあり方

一時保護委託の受入体制の整備、養子縁組支援やフォスタリング機関の受託をはじめとする里親支援機能の強化及び市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化などの機能強化が検討されているが、年長児の自立支援機能も不十分であり、施設養護は、どのような多機能化や機能転換を図るべきか?

里親・ファミリーホームを有効活用した小規模化の推進 - 家庭養護の養育形態を導入した小規模化 -

○家庭養護の養育形態 (小舎夫婦制) を導入した小規模 化

養育里親・専門里親・ファミリーホームの里親(職員(児童 指導員・保育士など)として勤務) + α (心理職、医療職 など)

- ・将来、希望者はプロの里親などとして独立して養育する。 (里親の拡充)
- ・里親支援にも役立つ

措置費の支弁のあり方

- 施設に対する措置費の支弁についても、一人ひとりの子どもが必要とするケアの内容は異なっていることからすれば、こうしたケアの内容に関わらず全ての施設に一律に支払う方法から、個々の施設における子どもの状況、子どものケアに関する施設の創意工夫や努力といった取組みを反映したものに見直すべきである。(社会的養護のあり方に関する専門委員会報告書)
- のニーズに応じた個別的ケアを提供できるよう、ケア ぐに応じた措置費・委託費の加算制度をできるだけ早く 子どもの二 創設する。
- 現行の被虐待児受入加算費のように虐待を受けていた子どもかどうかによって加算するのではなく、子どものニーズを適切に把握する方法を検討し、これに基づく加算を行うべきである。つまり、年齢、行動上の問題、心理的問題、医療的ケアの必要性などに基づき、ケアニーズの内容や程度による措置費及び委託費の加算制度を導入する必要がある。(社会的養育ビジョン)
- こうした加算制度を導入する仕組みを創るためには、科学 的根拠に基づいた子どものリスク・ニーズなどを総合的かつ 的確にアセスメントできるツールなどの開発が必要。
- また、児童相談所が総合的かつ的確に子どものアセスメン トなどができる機関になっていなければならないなどの課題 があるため、現状を考慮すると中長期的な検討が必要。

- 特に今回のシンポジウムでは次の4つの論点を中心にして、 家庭養護の推進に向けた具体的なあり方や方法などについて提案していただければと考えている。
- 論点1:包括的な里親支援体制の構築や育成など積極的に 家庭養護を推進するための児童相談所及びフォスタリング 機関のあり方について
- 論点2:養育形態・多機能化・措置費のあり方など里親委託 を推進するための施設のあり方と家庭的養護の推進方策 について
- 論点3:目標達成の実現を図るためには最重要課題である 里親リクルートや里親の養成・育成などをどのような方法で 実施し、効果をあげていけばよいのか。また、どのような新たな里親類型をつくったらよいのか。
- には主が成立というにはなった。 論点4:里親はもとより、里親ソーシャルワーカーなど家庭 養護に関係する専門職の人材確保と養成を各関係機関(児 童相談所、児童福祉施設、フォスタリング機関など)がどの ような計画や方法などで実施すればよいのか。

参考資料(厚生労働省作成資料)

自立支援(アフターケア)の課題

- 代替養育を離れたのち、地域における継続的支援に関して、以下が考慮される必要がある。①一定年齢までの定期的な面談と相談機会の確保、②社会保障、医療サービス等、社会制度の利用の支援、③地域生活開始の初期費用の支給と日常生活能力の形成、④金銭管理の支援と債務問題の回避、⑤暴力被害(性暴力を含む)時の早期介入と支援、⑥法的支援の保障と弁護士費用等の確保、①職場定着の促進と離職時の生活支援。
- ・また、特にパートナーとの家族形成、妊娠と出産(本人・パートナー)時は、生活が大きく変動し、新たな生活の形成と子どもの養育に保健、子育て支援等の他制度へのつなぎと活用が重要である。こうした地域生活における継続的支援を有効に機能させるための、社会資源の整備と配置が必要である。特に、『アフター・ケア事業・施設等の退所後の地域生活支援機能の強化と予算措置、人的配置、②住居の確保と自立援助ホーム等、居住型資源の整備が考慮される必要がある。(社会的機能とジョン)
- 自立支援については、<u>措置解除後から、親になる準備期を経て、終婚、妊娠して子どもを出産する産前産後まで実施する必要</u>がある。

まとめ

- 平成9年の児童福祉法改正の以降、社会的養護の推進のための制度改革は、同じ方向性を向いて、その時点での現状を踏まえ、対応可能な優先的課題の解決を図りながら一歩ずつではあるが着実に進んできたと評することができないだろうか。
- 社会的養育ビジョンで示された基本的な考え方や方向性については、多くの関係者が肯定的な評価をしている。
- その一方で、今回の新しい社会の書音ビジョンの実現に向けた工程で提言された数値目標については、シフトチェンジにより、これまでの進み方とは違ったスピード化が図れた目標設定になっているため、多くの関係者よりその実現の困難性や里親養育の不調増加のリスクなどに関する意見が表明されている。
- 最も重要なことは、一人ひとりの子どもの健やかな発達成長にとっ ての最善の利益を優先して考慮した家庭養護体制などを整備して、 子どものニーズにマッチした養育支援を提供することに他ならない。
- ・こうシー ヘル・マッテレに乗 取接を提供することに他ならない。 その努力が結果として、数値目標の達成に繋がるものであるという 考えが大切であり、こうした考えに基づき、我々は一丸となってど のように次の家庭養護のステップアップを図っていくことが重要な のであろうか。

「新しい社会的養育ビジョン」の概要 会的養育の在り方に関する核対会」 平成29年8月2日とりまとめ公表) 『厚生労働省資料』

平成29年児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への憂育友極から代替養育 までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実現による養育が困難であれば、特別養子 縁組による未続的解決(パーマネンシー保障)や里根による養育を推進することを明確にした。

この改正法の理念を具体化するため、「新しい社会的養育ビジョン」を示す。

改革項目のすべてが緊密に繋がっているものであり、<u>一体的かつ全体として改革を進める</u>ことが必要。

地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められており、子どもの権利 ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての子とも実施を支援するため、<u>身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図る</u> (例: 自立支援や近岸体への落策 (身無倉後日子ホーム等)の充実等)

虚待の危険が高いなどで集中的な在宅支援が必要な家庭には、児童相談所の在宅指導指置下において、市区 町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど<u>在宅での社会的養育としての支援を構築</u>し、親子入所機能創設な どのメニューも充実させて<u>分離しないケアの充実を図る</u>。他方、親子分離が必要な場合の代替養育に ついて、 ケアニーズに応じた措置費・委託費を定める。 代替養育は家庭での養育を原則とし、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合には<u>子どもへの個</u>

別対応<u>を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供</u>し、短期の入所を原則とする。 里親の増加やその質の高い養育を実現するため、児童相談所が行う<u>里報制度に関する包括的業務(フォスタ</u>

リング業務)を強化するとともに、民間団体も担えるようフォスタリング機関事業の創設を行う

代替養育に関し、家庭復帰やそれが不適当な場合には養子縁組を選択するなど、永統的解決を目指したソーシャルワークが児童相談所で行われるよう徹底する。

平成28年改正児童福祉法の原則を実現するため、次に掲げる事項について、目標年限を目指し計画的に進める。 これらの改革は子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要がある。その改革の工程 において、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮を行う。

(1) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築

- 市区町村子ども家庭総合支援製点の全国展開と、人材の専門性の向上により、<u>子どものニーズにあったソーシャルワークをできる体制を頒ねら年以内に確保する。</u> 子どもへの直接的支援事業(派遣型)や親子入所支援の創設などの<u>支援メニューの充実</u>を図る。
- 児童相談所の指導委託指置として行われる在宅措置、適所措置が適切に行える平法を明確にして、支援内容 に応じた公的な費用負担を行う制度をできるだけ早く構築する。

- 「児童相談所議員への各種研修の実施と効果検証・申核市・特別区による児童相談所設置への計画的支援を行う。 通告窓口一元化、調査・保護・措置に係る業務と支援マネージメント業務の機能分離を計画的に進める。 一時保護の機能を2類型に分割(緊急一時保護とアセスメント一時保護)し、閉鎖空間での緊急一時保護は
- 日のロビス 30。 一時保護時の賽育体制を強化し、機<u>和5年以内に子どもの権利が保障された一時保護を実現</u>する。 パーマネンシー保障のための<u>ソーシャルワークを行える十分な人材確保を5年以内に実</u>現する。

(3) 里親への包括的支援体制(フォスタリング機関)の抜本的強化と里規制度改革

(4) 永続的解決 (パーマネンシー保障) としての特別養子縁起の推進

- √ ASSEMBRAC (ハーマ・インジー 技師)」としていた別要ナ業部の単準 未採的解決としての特別<u>重子機能は有力。</u> 有効企業記載として考えるべき。 特別妻子機能に関する法制度改革(年齢要件の引き上げ、手続きを二段階化し児童相談所長に申立権を付与 (親の同議他回の制限)を選やかに進め、新たな制度の下で、児童相談所と民間機関が連携した端面な重接・ 子文技体形態、関撃し、養規の重要を増加させる。 援払5年以内に、現状の約2歳の年間1000人以上の特別妻子報報或左を目接し、その後も増加を図る。 養子支援体制を構築し

- ・振ね5年以内に、限状の約2億の年間1000人以上の勢到養子縁組成立を目接し、その後も増加を図る。
 (5) 乳砂児の家庭養育原用の酸症と、年限を明確にした配相目標・特に政学的の子ともは、家庭養育原用を実現するため、原則として推設への新規措置入所を停止。このため、遅くとも平成22年度までに全国で行われるフォスタリンク機関事業の整備を確実に完了する。遅くるも平成22年度までに全国で行われるフォスタリンク機関事業の整備を確実に完了する。遅、電子を表して、実施をして、また場外の数字前の子ともについては最れる年以内に、早上以外の数字前の子ともについては最れ7年以内を日途に単規委計事が3分以上を実現する(平成27年度まの単級差託事、(2年齢) 17.5%)。
 ケアニーズが非常に高く、建設長に長げる十分なアンが不可欠な場合は、小規模・地域分散化された養育環境を整え、施設等における滞在期間について、原則として乳効型は数か月以内、空重期以降止1年以内とするまた、勢別なアンか必要な学型期以級の子ともであっても、急力を以内を原因とする。
 大部委手を受ける子ともにとって自らの将来見通しが持て、代替養育家更の意思決定プロセが理解できるよう、表現などの上を責む登別、子ともの重向が整理をよる必要がある。
 これまで乳児院付着な経験により始らできた専門的な対応能力を基盤として、さらに専門を含め、根子関係に関するアセスメント、障害等の特別なアアを必要とする子とものア、親子関係改善の必須所書。

- (6) 子ども二一ズに応じた難音の提供と密設の抜木改革 ・ 個別的ケアが提供できるよう、ケアニーズに応じた措置費・委託費の加算制度をできるだけ早く創設する。 ・ 全ての施設は原則として権力10年以内を目途に、小規模化(最大6人)・地域分散化、常時之人以上の職員 配置を実現し、更に高度のケアニーズに対しては、迅速な専門職対応ができる高機能化を行い、生活単位は更 に小規模(最大4人)となる職員配置を行う。
- 豊富な体験による子どもの養育の専門性を基に、地域支援事業やフォスタリング機関事業等を行う多様化を、 乳児院から始め、児童養護施設・児童心理治療施設、児童自立支援施設でも行う。

(7) 自立支援(リーピングケア、アフターケア)

- 平成30年後までに<u>ケア・リーバー(社会的養護経験者)の実態把握</u>を行うとともに、<u>自立支援ガイドラインを作成し、包括的な削速的枠組み</u>(例:自治体によら自立支援計画の策定など)を構築する。 代<u>営董舎の製</u>におけら自立のための書荷、遊路保障、地域生活における<u>影</u>館的な支援を推進する。 自立支援力策を具体化するための検討の場を設ける。

- う人材の専門性の向上など 福祉司等の研修や、要保護児童対策地域協議会の専門職研修等の実施状況確認とその効果判定を行い。 国による研修の質の向上を図る
- による助後の真の円上である。 子どもの権利譲渡のために、早急に<u>児童福祉審議会による権利譲渡の在り方を示し、3年を目途にその体制</u> を全国的に整備する。
- ②本画的比全報30。 平成30年度に一時復獲の専門家による評価チームの構成から始め、機ね5年以内には社会的養護に係わる全 ての機関の評価を行う専門的評価機機を創設するとともに、アドボケイト制度の構築を行う。 虚待閉連続が登積を抵力を見た「長い、情報共有のためのデータベース構築も概ね5年以内に行う。 Child Death Reviewの制度を競ね5年以内に確立する。

(9) 熱連済異計画の見直し、国による支養 ・従来の「社会的養護の課題と何末後」(平成25年7月)に基づいて策定された影連疫展等の計画については、 この「新しい社会的養育とリョン」に基づき、平成30年度未までに見直し、客庭養育の実現と糸榑的解決 (バーマネンシー保障)、施設の技本的改革、児童相談所と一時保護所の改革、中核市・勢切区における児童 相談所設置を提集、市区時ヤラども実施支援を制構築への支援策などを盛り込む。これらを実現するため、回 は必要な予算確保に向けて最大限努力し、実現を図る。

- (5) 里袋等への姿託の推進に向けた取納 ①フォスタリンダ高格の設治的な実施体制の構築 ・前途指定が行うべき型板に関する最高(フォスタリング業務)の実施体制の構築に向けた計画を発定すること。
- 2001年度主でに、各部連向員において、田線のリウルート及びアセスメント、亜穀登録前後及び委託値における亜線に対す 名信頼。 子ともと聖奴家庭のマッチング、子どもの亜親素終中における聖教養育への文弦、 亜穀委託仲豊斯辞録における支援 に基立するの一条の暴乱でよるグリンで震動。の回話的な実施年後を構造すること。

- (A) K(エ、中半、公式する。 (6) バママネン・保障としての特別着子締和等の推進のための実際体制の構築に向けた取組 特別表子締組の化准・実限及び基子締組支援のための体制の携築に向けた計画を推定すること。 子どもにとって未締約に安全した養育資政を提供することが需要であることから、時に、撃犯、侵機者が死亡し又は書育を 値が、他に養育できる情気等がいない子ども、参拝機はすることが需要であることから、参拝、撃犯、侵機者が死亡し又は書育を 値が、他に養育できる情気等がいない子ども、原本の連合である。 対との交流がない子ども、原本等の連由で展子が増まれ、その他の最適からずで販売等給が他が、可能をも開かれた子とな など、非別集子整個の維持性を立る子どもの数を把握すること。その上で、実施の最後には、実現との際係が子ども正とっ 工どのような課と禁むのかという系を含め、十分なアセスメントとマッチン等を行いつっ、対別集子締組によるバーマネ シント型準を提供して複数すること。
- 2分・金融変更要点して監討すること。 加工しても、各部連貫権に対しる特別業子締組の成立件数の集計・公表を行うとともに、特別業子締組制度のより一層の活用の総計を従していく額点から。据社ら至以内に当前1,100人以上の諸組成立支援制し、それらの情報を遂に、制度への理解、進めるための版金の無限や妻子総制に関わる制度のより方の機制、医部機制への支援などを貸している。

7)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 (大阪の予算者が必要なエン・テルス)

- 施設で書館が必要な子ども数の見込み 「代謝業青者必要とする子とも数の見込み」から、(4)の第式1及び算式2で買出された「単級等姿能が必要な子ども 数」をそれぞれ返じて貸出された数額を明らかにした上で、<u>加設で賃貸が必要な子ども数の思込みを</u>集出すること。
- 算出された必要数が現状を下回る場合、パーマネンシー保障が確立し、里根養育経途が実現するまでの間、<u>保護が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう、十分な受け回を確</u>使することに留食し、見込みを棄出すること。
- ②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取削 ・ 代替要育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて<u>施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分数</u> E育坐体の任り方に関す ↑た計画を策定すること
- LILIBITに計画主要生すること。 労業権総法務3条の2の規定に対り、「できる張り良好な家庭が環境」を検定すべきであり、質の高い偏別的なケアを実現 まるとともに、小規模から地域が発化された協致環境を破することが重要である。 こうした考え方のもと、今後計画される施設の影像や改楽、理楽の際には、小規模から地域が散化された施設の設置を優先 に工業の工いよう。
- して進力でいくこと。なお、大きからが関係かつ地域分数化、高機能化及び多機能化・機能接続を進める過程で、人材育成の額点から、<u>水体施設</u>から<u>減水分散化素能</u>を始立させていく方法が、適差的に本体施設のユニット心を推て加立させていく方法が考えられるが、どちの事命にも、機能は短手提定で連続が数化及び手機性化・機能振動を設立させていく方法が考えられるが、どちの事物というである場合である。 湯素的にユニット化する場合でも、一間一般加入の戸庫住住中部又はグループごとに発立した玄関のある台集型の施設内ユニットとするなど、生活単位を抽立させるとともに、 地域社会との負折な関係性の構築を十分に行う

都道府県社会的養育推進計画の策定要領<概要> (2018年7月6月

- 1. 今回の計画策定の位置付付 「社会的業務の課題を同来会」を基に、各額場所用で行われてきた数組については全国的に見直し、子どもの機料保障のため に、できる行け時期に、実が必要が正常整理技法の理念のたと、「新しい社会的業費セジョン」で提げられた数組を選して、 「家庭業実践を規則」を確定し、子どもの免費の砂路を実践していてことが求められている。 その必得にいては、子どもの発展の対象を表現し、すべての子ともが増生に業費される機利を持っていることを十分設ま え、子どもが不利益を被とことがないよう、十分な配慮が必要である。そのような数組が計画的かつまやかに進められるよう。 2019年度末までに策定する者たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

- 2. 基本的考え方 ・特別の見重しの対象は、在宅での支援から特別等子輪相、普通等子輪相、代替業育や自立支援などが開催されている。これらの項目すべては実際につながっており、一体的かつ全体的な現成をしっかりと持って進めていく必要がある。 が運用限や市区向前、特別等子籍和の業績、型限、果実際等の児童福祉施設などの原係者に指生的な正正となる平成が改改正 児童福祉法の理念等が最近されるとともに、何よりも子とも造の最初の別益のために需要に進めていくことが必要である。 本で本で回じまいては、これまでの助域の事情に踏まえつでも、子どもの優和や子どもの養養の別組法との定義においてもまった。 京里衛は京の理事等が高されるとともに、列上りも子ども高の長書の財益のために需要に進むていくことか必要である。 各知道実限と続いては、これまでの地域の実施は資金えつつも、子ともの報刊や子ともの最初の主体との実施をおいても立 理されるできるのであること。及び原におけた日標を十分に金原に重き、計画期間中の具体的な数値目標と連点期限を超立し、 ・の進音管理を見して、表現を受益しても、 国においては、毎年、各種資本限における日報の数据及び、1月程のための指摘1等をとりまとめ、運移のモニタリング及び厚 様を行い、公表するとともに、進港の発証を行って東地の保証を図る。 今後、希慮利用の計画が選択と振びさるよう、基本な面別に必要な対数支援の在り方が課題となってくる。厚生労働者としては、これらの連携への対応について、2019年後別数の予算にあいて、引き続き検討し、安定的な財産の提供に同けて、最大展 受力していく。

-) 一時保護改革に向けた取組 「一般保護ガイドライン」を施まえた既存の一般保護所の見慮し項目及び見直し特邦、一特保護所の必要定員数、一時保護 専用接着や一時保護委託が可能な里្服等、児童福祉施設等における確保を表び一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時 継等、一時保護者を信仰される場合が中まれる。

(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取制 平成20年改正日常総計法により自立のための支援が必要におして総統されるための仕組みが整備とれたこと等を確定えて、 社会的養護自立支援事業及び奴隷者自立生活情効事業の実施に向けた計画(実施予定時期、実施メニュー)及び自立援明ホームの実施など、社会的養殖の子どもの自立支援集の強化のための取組について、実施に向けた計画を建立すること。

- (10) 児童相談所の強化等に向けた歌館 ①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた歌館 ・甲戌四年では聖霊補談所到第3条の遺転は全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう。各都適市県における具体的な計画を確定すること。
- ②都選索集(児童神談所)における人材確保・育成に向けた歌組 児童相談所における各部選索員等(児童相談所)職員の配置など、子ども定益福祉人材の確保・育成のための、具体的な計量と変更すること。

- 4. 項目ごとの策定要領 (1) 認顧用限に向ける社会的書客の体制整備の基本的考え方及び全体等 平成均年改正即重確確と記録を表記「語もし、社会的重賞ビジュン」で掲げられた数組を適じて、「文章業務者を原則しを 施し、子どもの機高の相似の表現に向けて、名称連្
 - 国においては、必要な指標を提示し、毎年、計画の各取組の指標を取りまとめ、進参のモニタリング及び評価を行う。

- (2) 当事者である子どもの権利施護の設備(電見聴取・アドボカシー) 措置された子どもから一時が課された子どもの権利機能の報告から、当然者である子どもからの意見被数や意見を終み取る方 紙、子どもの権力を大きったが、これで、自然の重視が実施に応じた配面を重めること、 併せて社会が逮捕に関する施策を掲げする際にも、当事者である子ども「社会信機機構を含む、」の複数の参画を求め ることとし、第二番による実践により連合がなる発展ができるような歌曲を行うこととする。

- (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都連消集の設制 ①市区時村の相談支援体制等の整備に向けた都連消集の支援・収制 子育に世紀的支援センター及び市区町村子でも栽培的交援機のの普及、市区町村の支援メニュー(ショートスティ、ト ワイライトスティ)の対象、母子左五支援施設の活用について、移車所集の行う支援・取録を報じ込んだ計画を推定すること。 子ども家庭交流に持むる機関の外村育な支援が、同野でお田」の経済消失の行う部別を推定すること。
- ②児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組 ・ 児童家庭支援センターの機能強化の計画および設置に向けた計画(設置時期・設置する地域)を策定すること。

(4)各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み 代替養育を必要とする子ども数を見込むこと。

- 位替養養を発生する子生も数年見込むこと。
 代替養育を必要とする子とも効果の見込みの特計方法の例>
 子どもの人口 保計・会議性)×代替養剤が必要となる前今(増在的需要を含む。)=代替養育を必要とする子ども数 東式・事式の実により異世された数値をそれぞ用りかにした上で、重規學整託が必要な子ども数を思えむこと。 代替養育を必要とする子ども数(年齢に分別)×型数等薬託が必要な子どもの割合※=型等事実託が必要な子ども数 *達また、現実記=半年以上、児童養養適なじ、申以上指置されている泉は効果を主張に接続の注車が 単立。 現状を記しませるといる全ケース(又は一般)のうち、理學等表託が必要な子ども数を表い出して算出 (注) 無数等系計が必要な子とも数については、実施者等を表現制の理念に基づき、提校に設ける委託可能な生経機能と に上らわれず、子どもの状態や希望等に基づき判断すること。

森下宣明氏資料

「新しい社会的養育ビジョン」乳児院関係への主な提言内容

※全乳協による整理

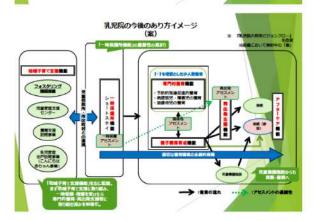
- ①就学前の子どもは原則として施設への新規措置入所を停止。このため平成 32 年度までにフォスタリング機関事業を全国整備。
- ②3歳未満は概ね5年以内に里親委託率75%以上を実現。
- ③ケアニーズが高く施設ケアが不可欠な場合は小規模かつ地域分散化された養養環境 で、滞在期間は原則として乳幼児は数か月以内。
- ①施設は概ね10年以内をめどに小規模化(最大6人、さらに高度のケアニーズに対しては最大4人)かつ地域分散化、常時2人以上の職員配置を実現。
- ⑤乳児院は専門性を高め、乳幼児とその観子関係のアセスメント等、里観・養親支援を 地域で担う存在として多機能化・機能転換し、その機能にあった名称に変更。
- ⑥ケアニーズに応じた措置費等制度の創設。

検討会への意見のポイント ※

- ① 乳児院の選所現由の1位は家庭引取であり約率数を占めている。「家庭へ帰す」ため、子ども、家族、養子関係のアセスたとに多くの時間を費やしている。
- ② 乳児院では、精神疾患や知的障害のある家族の「育てたい」という気持ち、また唐待した親の心の痛みの同復に時間をかけて寄り添っている。また、子どもの病気や障害による発達課題に対比するため、専門職員が連携・協力して義育にあたっている。
- ③ 医療型の乳児院では、病院などから入所してくる疾病や障がいのある乳幼児を一手に引き受けている。 一時保護の増加ら離まえ、緊急性のある乳幼児を受け止める機能は必要。
- ① 乳児院は、人所生活施設としての基盤があってこそ、乳幼児の資育と親支援のパウハウを積み上げられており、里親や地域の子育で支援に活かすことができる。
- ⑤ 里報か乳児院かと社会的養護の方途を比較するのではなく、子どもの最善の利益を保障するための選択肢を増やすことが重要。

新ビジョンにおいて、乳児院が乳幼児の養育機能に加えて担うべきとされた顕像 ※厚生の着名数420版料、平成20年11月 県 | 授多編組化物に関するア

- ① 一時保護された乳幼児とその親子関係に関するアセスメント
- ② 障害等の特別なケアを必要とする子どものケアの在り方のアセスメントとそれに基づく里畏委託 準備
- ③ 家庭復帰に向けた親子関係再構築支援
- ④ 親子関係改善への通所指導
- ③ 里親・養親支援の重要な役割を地域で担う新たな存在
- (6) 養子縁組機関との連携強化やその実施機関
- ⑦ 市区町村の児童家庭支援拠点事業との連携や特定妊婦の支援強化(親子ホームとしての機能付加)
- ⑧ 産前産後を中心とした母子の入所を含む支援



これからの社会的養護について ビジョン及び計画策定要領を踏まえて

公益財団法人 全国里親会 副会長 社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会 理事長 認定NPO法人 児童虐待防止協会 理事長 NPO法人 子どもセンターぬっく 計理事長

児童相談所実務経験、里親体験 を踏まえての率直な印象

- ・理念としての家庭重視については理解
- ・しかし目標達成の数字や時期については率直に疑問 → 3歳未満については概ね5年以内、それ以外の幼児は概ね7年以内に 里親委託率75%以上、学齢児は概ね10年以内に50%以上を実現
- ・自らの体験を踏まえれば、里親養育やその開拓はそう簡単ではなく、事実 失敗事例も少なくない
- ・欧米の里親政策で最も問題になっているのは不調の割合が高く、里親間を 転々とするドリフト現象が頻繁に起こっていること
- ・実親からの分離を体験している星子は、見捨てられ感を有しており、それる 安定した養育で回復させなければならないが、下手をすると見捨てられ 感を、さらに増幅、追体験させることになりかねない(パーマネンシー保 障にならない)
- ・家庭重視から生じる、元の家庭に戻すかそれが困難なときは、養子を含めた里親へ委託するという方向性も、家族改善の機能が弱い日本の現状を踏まれば、再被害に遭う確立が高いし、裁判所による親権の喪失が難しい日本では実現のハードルが高い

里親の確保・育成に係わって

里親の大幅な開拓を考えれば、受け身の里親募集では困難で、より積極 的な展開が必要

- ・子どもとの接点を先行させる取り組み
- 一時保護委託、週末里親、施設ボランティア、一日里親、精神
- ・ターゲットを絞った開拓
- 宗教団体、ファミリーサポート事業登録者、里親との交流者、 不妊治療実施者等
- ・市町村、民間団体、地域・企業、包括的フォスタリング機関等 との連携による開拓作業
- ・開拓のみに関心が行くのではなく、不調ケースを出さないため にも、その検証の仕組みと知見の共有が求められる

フォスタリング機関に係わって

多くの自治体がどのように機関を創設するか現在模索中

- 都道府県全体を統括することは困難で、いくつかのフォスタ リング機関を定め地域分割しているところが多い印象
- ・フォスタリング機関の候補として、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター、里親会、民間フォスタリング機関などがすでに指定されたり、候補として考えられたりしている・地域分割のフォスタリング機関ができあがると、それを越えた里親の組織のあり方が新たな課題になる
- ・各フォスタリング機関等において、里親に関する専門知識や 支援のノウハウを高めていくための取り組みも重要になる
- ・少なくとも、児相、里親当事者、里親支援関係者などが、里子 委託後の成長・回復のステップと、そこで生じる言動の特性 などを正しく理解することが必要

養子里親に係わって

大阪市の児相は以前から養子里親を積極的に実施 してきた

- 養子里親は都道府県単位では、もらいたい人と養子に出したい人のバランスがとれないので、何らかの広域調整をする仕組みが必要
- ・民間養子斡旋団体が、ネットを使って広域に養子斡旋のPRを実施している

スピード、広域性、利便性などにおいて公的機関が 及ばない利点を有しているが課題もある

・今後民間斡旋団体と、公的機関との役割分担や連携などについて検討が必要



フォスタリング機関の拡充の重要性を考える - フォスタリング機関実践の理解 -

特定非営利活動法人キ 渡邊守

2019年2月2日

ガイドラインのめざす成果

ガイドラインのめざす成果

- 「委託可能な里親を開拓し、育成すること」
- その里親と「協働できる環境を作ること」
- ・ 里親委託「不調を防ぐこと」 フォスタリング場際及びその業務に関するガイドライン(厚男者)

つまり現状は

- 委託可能な里親家庭数が十分ではない?
- 里親との信頼関係構築が難しい?
- 里親委託不調のリスクが大きい?

養育里親家庭の不足

- 現在の現日主力業育里観察担任いる機化~60機代であるため、今後リタイアする家庭数を考慮すると、相当数の 「委託可能な「養育業級家庭保証が必要となる。 子育でが一度表した主領を在の意在がリクルーク・クトリップリループのひとつとして譲ましいと来たに思われて いる?一方で、労働力機保や女性の社会連ば世邊の傾向から、そのターゲッケグループの場かが危機される。 景育屋観にいる社会貢献できるウイフタタイルを建む実施は少ななないと思われるが、実好があったりなかったり 不安定なな人を実施して、パートタイムの仕事などを排めるなどの軽減的リスクを負っても良いと考える家庭が 多数あるとは考えてい。

養育の安全性と質の課題

- 児童相談所に要責業模家庭から相談がある場合の多くは既に深刻化しており、支援をすることが非常に難しい。 リクルー・アセスメント・レレーニング、そしてマッチングがそれぞれ分断されているため、要託を検討する際に、 その家庭の強力機力が十分に認識さればい。 不談ケースによる児童と響意展報家庭へのダチージが大きいことと、その間の作業の膨大さから、ケースワーカー 妨害機能に悪性を辿ることは難しいと思われる。 (協働の難しさや要者技術の不過ぎる、そして個人家庭という問ざされた理境から、家庭養護のなにをどのように 得難しているのが11 未開始でいる。

委託不調のダメージ

- 子どもの"家屋" 総製の喪失と生活の場の変更 不顕純節をした要育里観度の恋え見さ(1947) 地域の宣義を主選権限許らの理論(解析が関わる これまでの重観時11、ケースワーカー同1、認知向けの促進・推進活動の検査 黒製リンルーから変更までの得くな必要

バックラッシュのリスク

- 委託率の増加に養育の質の向上が伴わなければ、児童福祉を進度の幾つかの国々が軽額しているような、 委託不譲や開家などの急等を指(可能性が無くなると思われる。 無股が組織時だお扱いであるとの問題解決のプロセンを、児童和設所のケースワーカーや心理難が実育 呈級 家庭と協能で進かなければならないが、施設と比較してその体験の管機が振っていない。 不限ケースを経験した著名の声などが将来的にメディアに取り上げられたり、異常思観家庭内島神などがウローズ アップされたりした場合、乗得呈観報度に対するイメージが低下し結果的に新規の乗筒重視希望者の選择が指揮 になる事態も考えられる。

促進のためのポイント

Oxford University Rees Centreの報告によると

- ロコミが最も効果的なリクルートであるため、今養育している養育里親がポジティブな経験が できるようにソーシャルワークを充実させること 広域ではなく、エリアを絞って新規養育里親獲得の活動をすること
- MAM、CIA/ON、エリアを取って新加速費用単限機関の活動をすること リクルートからアセスシルトレーニング、委託後の支援まで、信頼できる機関が包括的に行い、業務を切り難して行わないこと(帰属先をつくること) 必要に応じて十分なスキル皆得機会が帰属している専門機関から提供されること 状況に応じな効果的で必要ないレーニングの選択肢があること 養育星親が自分の役割を理解できていること ケース会議に参加できるような関わりを持たせること



フォスタリング機関モデル(大阪府と福岡市での事業)



このモデル事業の特徴

このモデル事業の特徴

「美育思想家庭登録も皇帝が現れるのを待つのではなく、積極的に獲得(リクルート)することにより、委託可能な
養育意報家庭塾を増やすことができる。
②アセスシトとトレーニングを同じ組織で一貫しておこなうことで、免債候補者家庭の強み弱みを把握することが
できるに同称に、その弱みに対するサポートについても計画することが可能になる。また、アセスシトとレーニングの
なかで、協質可能な技術者であるかどうかを推設できる。
②登録につなが、養育重教育の国か病みを必能設できる。
②登録につなが、養育重教育を図か済利を必能できる。
《②サルートルンをすることができる。
《リクルートルンをすることができる。
《リクルートルンをすることができる。
『リクルートルンを表しますで、即じ組織による一貫したサポートとトレーニングを提供することができ、児童相談所を
中心にテームによる養育が可能になる。



フォスタリングの実践について

- フォスタリング機関の働き

 ・ 施設が組織の中でケアワーカーを支援するように、地域社会のなかでケアワークを担う養育 星板をリウルートー委託解除後まで組織的に支援する。 ソーシャルワーカーと里側のエンゲージメント(双方の成長に貢献する関係)が必須。

 ・ 児童相談所とは異なり措置権を持たない。そのため指導と支援の二重の役割は持たない。 自治体との契約により実践を担う専門機関。

強みは?

課題

- 明確な評価基準とそれを評価する評価機関が必ず必要。 サービスの質と量のバランスを保てるような事業費が必要。



フォスタリング機関事業の課題

積極的な担い手+知見と実践の連携が不足している?!

- フォスタリング機関のなり手不足

 ・ 社会的 美育を必要とする子どもと若者のための "ケアワーク" は発達させてきたが、"ソーシャルワープ"の選見が深刻。

 ・ 施設等が"ソーシャルワーグ"の担い手になれるポテンシャルがあっても、実際に担い手になるところは"いまのところ" 多くない (不十分)。

 ・ 事実とはじめるにあたってのノウハウが不足している?

実践者(専門職)の不足

- 実践者(専門機)の不足
 実践的ないーシャルワークを学ぶ教育機関や研修機関が十分ではない。
 専門職が能力を発揮する場(フィールド)がこれまで殆どなかった。
 実践的なソーシャルワークの必要性が理解されるまでの社会的成熟が十分ではない?
 サービス提供者の競争所需が輸いていないので、専門総も育ちにくい?
 働きの場として、サービスの質と事業費のバランスに不安がある?

「これからの社会的養護を展望する」 、計画策定要領の公表、そして都道府県計画の見直しに向けて

二葉学園・二葉むさしが丘学園・トリノス統括施設長 武藤寨明 (むとうそめい)

児童養護施設等の今後のあり方

- ・ そどもたうへの個別的かつ丁寧な支援を進めるため、養育の単位を小規模化すると ともに生活の中で地域とのつながりを持つことは不可欠な取り組みである。 (小規 銭化、地域への取り組みの権金) ⇒しかし、推進策が質問であり、より丁寧で実効的な推進が必要 ・別意製施設は養殖機能を失っては児童業種施設の役割を失う危機 ⇒そのためにも職員の育成や支える基盤整備が重要である。

- 児童養護施設から、児童権利強援施設へ、しかも、より施設機能の長所をより積極的に発揮することも今後必要になる。
- 町に売搾することも可能の要になる。 ケアニーズの高い児童の支援の必要性もふくめて、小規模化かつ地域分散化を推進 するのであれば、その拠点となる本圏機能の完実は不可欠 医療、軟育、福祉、両法、企業等との組動連携の重要性 (自己完結型で無く) 常により高い支援レベルの過求と支援の振り返り(点検と客観的評価)の必要性

1. 児童を取り巻く情勢と社会的養護ニーズの増大

- ①家庭養育の基盤の脆弱化(離婚、核家族、ひとり観家庭、黄困家庭等)⇒格差社会の広がり、公的関与(国、県、市町の責任で)が必要②児童虐待の増加(相談件数の増大、虐待の内容の深刻さ等々)
- ⇒児童虐待事案は収まるのか! もっと抜本的対策を講じる必要あり ③不登校、引きこもりの実態と社会的自立が困難な児童の増加 ⇒社会全体で子育てをするシステムが必要
- ⇒「子どもの貧困の拡大」「要支援家庭や要保護家庭の広がり」「児童産行の深刻な実践」に、国や都道所県や区市町村の対応が追いついていない現状にあり、この際、現状対応に見合う法律改正を行い、適切な対応を行うようにすることが今回の大幅な改正建旨である。 ⇒と云いながら現実はどうか?・・・もっと抜本的な改正や大幅な予 算や区市町村を支える制度や予算の投入をするべきである。

5. 小規模化、地域化をめざして

(※児童養護施設の小規模化とは生活単位の小集団化を意味する)

- 小規模グループケアの生活単位を8名~6名を6名に、さらには6名~4名への創度変更を。但し、施設全体の規模は各部道府県毎の計画で。
- 小規模化、地域分散化に伴なう職員の過度な負担軽減策を購じること
- 小規模化に適正化(マッチ)した職員配置基準への改定を
- 人材の確保・育成のための抜本的な対策を講じること
- スーパーバイザーやチームリーダーやコーディネーターの配置
- 今後必要となる「コミュニティーケアワーカー」「自立支援担当職員」
- 本園を基幹とした連携システムの構築(孤立、独善回避策)
- 地域小規模児童養護施設の建物取得促進管(国から促進管を出す)

2. 新しい社会的養育ビジョン 平成29年8月2日

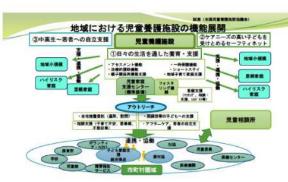
- ①在宅措置や通所措置を公的補助制度で実施
- ②一時保護を里親や施設(小規模な生活集団)で行う。
- ③里親包括的支援体制(フォスタリング機関)の整備(平成32年)
- ④特別養子縁組を5年以内に現状の2倍に、年間1,000人の成立目標
- ⑤就学前の児童は施設入所措置原則停止
- (5年~7年以内に里親委託率75%、学童以降は委託率50%に)
- ⑥施設の抜本改革(ケアニーズに応じた措置費制度と職員配置、10
- 年以内に小規模化、地域分散化、まずは乳児院から改革をする。)
- ⑦自立支援策(実態調査、包括的な枠組み構築、検討の場の設定)
- ⑧担う人材の専門性の確保と向上(研修方法のあり方)

6. 多機能化、高機能化について

- 「地域支援」~地域連携、要対協、要支援ショートステイ、トワイライト 児童家庭支援センター
 「一時保護」~入所児童とは分離し連物や専任職員の確保、開放型一保
- 「里朝支援」~里朝支援専門相談員の配置、里朝支援事業、 フォスタリング機関の創設等
- 「家庭支援」~家庭支援専門相談員の複数配置、家族ケアホーム、家庭復帰プログラム
- 「医療・治療支援」へ心理上だけでなく小児精神科医や治療担当職員 (東京の専門機能強化型施設のような役割や配置を)
 「継続支援」〜アフターケアまで一貫した支援、退所後の長期支援 自立支援担当職員の配置
- ※小規模化も多機能化も予算措置など無い状況では具体化は困難である。 ※要となる連携スキル(チェックリスト)の向上策

3. 新しい社会的養育ビジョンに対する意見

- 家庭養育の拡充は必要であるが、このような極端な目/爆散値を出すことが、子どもや実 概や屋観の状況を充分に誇まえ、丁事かつ子どもや家族に対し扱いは他間を受託を進め ることに繋がらず、むしる一方的で、子どもや実験も規切を志ります。 した対応にならず、しいては子どもの最善の利益を保障することにならない結果となって しまう思えが強い。
- また、社会的養育のいとなみは、子ども一人ひとりのニーズに べきものであり、恣意的に施設への入所期間を一律に区切るこ 的かつ継続的な支援と社会的自立が出来ている児童も多い。
- のかっな概念は、使くなまの日立か加木といる土産も多が。 態度等の浄圧期間を原則して乳切りは数ヶ月、学館1年以内、また最長3年以 地で載の状況。重観の意向とまでデジもの養質の安定と成長等を鑑みて、デジもと で載の状況。 で表してデジもの特質決定とその後の支援をするべきであり、一律に 簡を定めることはデジもの特質決定とその後の支援をするべきであり、一律に 簡を定めることはデジもの特質が表現では繋がらない。
- 数値目標や期限に迫われ当事者不在の養育が現場に強いられるようなことがあってはならず、政策の具体化にあたっては現場の意見も十分に踏まえた検討が必要である。



7. 措置制度、措置費制度のあり方

- 児童福祉法に基づき、児童虐待事案が一定解消されるまでは、国としてすべ ての児童に対し、差別無く平等に生存権、養育、成長を保障するために措置 制度やそれを保障するための措置費制度についての基本的役割や仕組みは 堅持するべきである。
- しかし、その措置費制度の上にケアニーズの非常に高い児童への支援や里親 養育支援加算は付けるべきである。(東京都のサービス推進費を参考にして)
- また、小規模化かつ地域分散化された体系においても、職員加算方式ではな また、小水俣にかった地域力取れされた体系にないでも、転貨加速力力もではく、ケアニーズの高い児童への安定的な支援を保障するためには、職員が常時複数体制でしかも労働基準法を一定遵守するための根拠ある職員配置が 出来るよう職員配置基準を見直すべきである。
- 民間給与改善費は経験豊富な職員の定着にとって重要な制度である。

10. 自立援助ホームの課題

- □変わっていく社会的ニーズをキャッチしどう応えていくか
 ②ひきこもりの児童や青年へのニーズに応えること
 ③とくに、区市町村の不登校や引きこもり対策への介入
 ⇒措置と契約の併用(財源的根拠の明確化の必要性)
 ④そのためには児童支援を中心にしながら家族支援の課題(連携)
 ⑤機能強化策とネットワーク力の強化
 ⇒教育機関、医療機関、福祉機関、民間機関、企業等も含み
 ⑥自立援助ホームの箇所数の増(社会的認知度の高揚)
 ⑦人員配置と働く職員の条件整備の改善(人材対策への取り組み)
 ⇒配置基準の改定と当面はジョブトレーナーの常動配置を
 職員自身の力量強化と心の豊かさ(人間的魅力や豊さの形成を)
 ※自立支援等の具体化は今後PT等で検討する予定(これから!)
- ※自立支援策の具体化は今後PT等で検討する予定 (これから!)

8. 人材確保、育成、定着策

- ①社会的養護に関わる教育カリキュラムと資格制度について
- ⇒保育士等の養成課程での社会的養護に関わる教育時間や内容、単位が脆弱
- ②人材の確保対策について
- ⇒実習指導の強化策を図ること
- ⇒国全体としても社会的差別に対する人財確保対策が披露
- ③人材育成対策に向けて
- ⇒入職後の育成、キャリアパス制度(研修制度の確立と資格付与と給与保障等リンクさせる)
- ⇒職員としての人間的な心の豊かさと感性の助長
- ③人材の定着策について
- ⇒メンタル・ハス対策、労働条件の改善
 ⇒出産、育児等への代替制度などの充実策
 ⇒社会福祉法人等としての総合的人財対策への取り組み

おわりに

- 重要な当事者からの社会発信(人間が成長、自立するには)
- 関わる人達が常に「将来像」を描きながらの活動を
- 活動の発展や進展のためには常に「P-D-C-A実践」が重要
- ・制度づくりに重要な「時代を読む力」と「行動力」
- 耐度 入りた来来、国の宝、病んでいる子ども、未来に失望している子 子どもは未来、国の宝、病んでいる子ども、未来に失望している子 ども連に元気と展望を持たせる役割を担うのが社会的養護の現場、 しかも限りなく長期に関わる事がこの社会的養護を必要等する人 には必要、そこに関わる職員や養育者、支援者の皆さんの心身とも に元気で向き合うことが出来る環境整備や体制整備が何よりも大 事!里朝養護も施設養護も連携協働して子どもたちの養育に責任 を果たして行きたい!

9.自立支援に関する制度課題

- 児童の自立を阻むもの、酷い状態になって入所して来る高年齢児童が多い 現状の打破が必要(早期に家庭で地域で学校等で対応、介入できるシステム)⇒子どもの質固対策の質固さ
- 「18歳成人法」から予測できる自立支援策の制度整備 ⇒新たな法律の枠組みの必要性
- 普からするとさまざまな自立支援策は出来てはいるが、自立援助ホームや 児童養護施設における自立支援体制整備の遅れ、社会的自立支援事業 も限定的で活用しにくい現状。⇒もっと活用し易い制度へ(予算の制限など が障害になっている)
- 自立支援担当職員が社会的養護施設や自立援助ホームにも必要

東京都の社会的養護の退所者調査より(平成22年度と平成27年度2回順直)

- 。退所後の進路
 - 進學=37, 3%⇒43, 1% 就職=54, 8%⇒47, 4%
- 進学について
 - 国公立四大=1%、私四大=30.8%、短大=13.8%、専門学校等=36.4%
- 進学継続で大変だったこと(学校を辞めた理由も同じ内容)
 - ①アルバイト等の両立 ②学費・生活費等の負担 ③学生や教師との人間関係
- ・週所後の困難さ
- ①将来への不安 ②仕事に関すること ③家族親族に関すること ④心身の健康に関し
- 当事者の声を大切にしながら「何が必要かを考えること」
 - 孤独感・孤立感への手立てを!



家庭養護の推進に向けて ~今後のネットワークに期待するもの~



日本財団 高橋惠里子

2019年2月3日 FLECフォーラム

日本財団による取り組み 普及啓発

「ハッピーゆりかごプロジェクト」

「フォスタリングマ ホームページで情報提供







2018年9月 シンポジウム 「すべての子どもに愛ある家庭を」 日本財団主催・読売新聞 共催

2019年は3月30日(土) 養子の日イベント開催予定 瀬奈じゅんさんのトーク 直案告知研修などを予定

日本財団の取り組み フォスタリング機関立ち上げ助成

- -2016年度 2団体 約2700万円
- ·2017年度 3団体 約4400万円
- •2018年度 9団体 約7200万円

対象はNPO法人、乳児院、児童養護施設など

- ・おおむね年間10人の里親候補家庭のリクルートを目標とする。
- ・日本財団にて研修(里親リクルート、アセスメント、支援等)と連絡会議を 実施。人材育成しつつ、フォスタリング機関の質の底上げをしていこうとす

「うえだみなみ乳児院」は乳児院からフォスタリング 機関への機能転換を目指しており、郵便局、 赤ちゃんを短期間あずかる里親さんをターゲットに スーパーなどでのリクルートで2017年6月から開始。

里親家庭の候補21世帯が登録手続き中。

日本財団の取り組み フォスタリング・チェンジ研修

- ●フォスタリング・チェンジ研修
- ・イギリスで開発された、里親さんの養育の質を高めるための研修
- ・12週連続 6-12人の里親さんを対象。家庭での実践、グループワークを含
- ・ 里親さんが子どもを育てる時に実際に使える養育手法を学ぶ
- ・2015年〜2018年で約100人のファシリテーター(児童相談所職員、 里載支援専門相談員など)を養成。福岡、熊本、東京、長野、三重、山 梨などで研修を実施中。

里親さんの感想

- ・子どもの「良くなしところを正す」
- →「良いところを強化する」に変化。
- ・子どもの行動に目くじらを立てなくなった
- ことで子どもが落ち着いた。
- 親としての自信が持てるようになった。



日本財団の取り組み 里親意向調査

●全国では6.3%が「里親になってみたい」「どちらかというと里親になってみたい」と回答(養育里親のみ)。

- 30代~60代の「夫婦のみ」「夫婦と子ども世帯」で考えると約100万世 帯が潜在的な里観意向者であると推定される。
- キーアセットの経験から、問い合わせから里親登録にまで至る割合は2~3%程度。2~3万世帯が里親登録に至る可能性。
- 方で里親について正確に理解している人は少ない
- ・里親について全く知らない20%、名前を聞いたことがある程度が41% 里親には子どもの生活費として要育費が支給される、2ヶ月などの短期間でもできる、などの事実は約9割の人が知らない。
- ●しかし、世界と比べて日本は里親不足が深刻である、経済的に裕福でなても里親になれる、などを知ると、里親になる意向が高まることがわかった。最も効果が高かったのは、里親を必要としている子どもの写真や情報。最終意向層は12.1%(推計)

→里親手当てや短期間の里観制度、里観を必要としている子どもなどについて、情報を伝えていくのがリクルートには効果的

今後必要な取り組み 人材の育成と専門性の確保

子どもに携わるソーシャルワークを実践する人材の増 員と専門性確保

児童相談所、フォスタリング機関、児童養護施設、 乳児院、児童家庭支援センター、子育て世代包括 支援センター、子ども家庭総合支援拠点etc

子どもについてのソーシャルワーク国家資格の創設 精神保健福祉士のような社会福祉士のスペシャル 領域に相当する子ども家庭福祉士(仮)

今後必要な取り組み 包括的な民間フォスタリング機関の推進





今後必要な取り組み フォスタリング機関への義務費の投入

フォスタリング機関に平均して子ども40人の委託を想定

職員配置 1.00 ソーシャルワーカー 2.50 里親リクルーター 1.00 事務 心理職 1.00 1.00 サボートワーカー 滑端師/保健師

コスト試算

人件費(7.8人)	3500万
事務費他諸費	3200万
合計	6700万

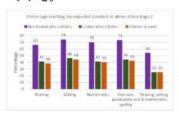
1.00 ・現在は補助金により活動し ているが、都道府県により金 額のばらつきが大きく、経営 0.33 が安定しない。

・将来的には、施設のように子 7.83 ども一人あたり義務費として の公費投入が必要。

常勤数合計

今後必要な取り組み 子どものエビデンスの検証

日本では、これまで社会的養護の子どものアウトカムを検証したエビデンスがない。今後は子どもたちのアウトカムを検証していくべき。



イギリスでは一般家庭や社会 的養護にいる子どもの成績 (読み書き、数学、文法等)や、 情緒と問題行動(emotional abehavior health)等につ いてスコアを取っている。

ネットワークに期待すること

・多様な設立発起人

国、施設、里親、養子縁組関係者などを巻き 込んだこれまでにない家庭養護のネットワーク が設立された。

→今後は都道府県と措置権をもつ児童相談 所を巻き込むことが重要。

→企業などのセクターも。

分科会などにタイムリーなテーマ設定を。制度 改正などへの提言も。

ネットワークに期待すること

•障害児施設の家庭移行・機能強化

国際的には代替的養護(Alternative Care)に含まれる子どもたちだが、現在は議論から置き去りにされている。

「社会的養育ビジョン」

保護者と子どもの分離が必要な事情があり、分離した後の代替養育を公的に保障しサービスを提供する場合は、措置・契約の形態如何に関わらず、社会的養護に含める。具体的には、在宅指導措置(児童福祉法第 27 条第 1 項第 2 号)、里親・施設等への措置(児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号)、中時保護(児童福祉法第 33 条)の児童相談所の行政処分はもとより、自立援助ホームや保護者と施設の契約で入所している障害児施設やショートステイも社会的養護に含める。

ネットワークに期待すること

・社会的養護当事者の参画を

当事者である子どもの声をきくこと

都道府県社会的養育推進計画の策定要領

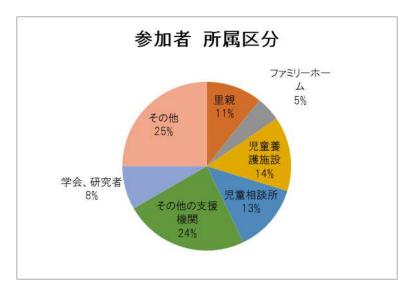
社会的養育推進計画当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)・措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること

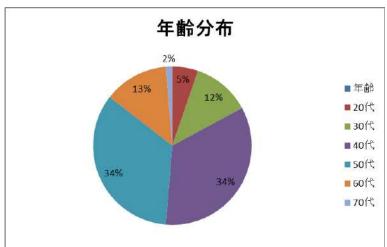
新しい社会的養育ビジョン

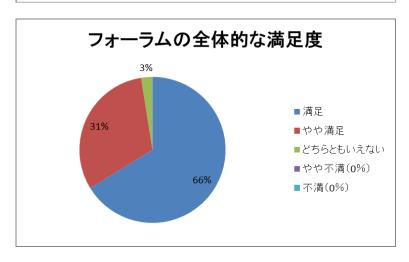
新たな社会的養育という考え方では、そのすべての局面において、子ども・家族 の参加と支援者との協働を原則とする。参加とは、十分な情報を提供されること、 意見を表明し尊重されること、支援者との適切な応答関係と意見交換が保障され ること、決定の過程に参加することを意味する。子どもは年齢にのじた意見表明 権を持ち、・・・意見を適切に表現することが困難な場合にはアドボケイトを利用で

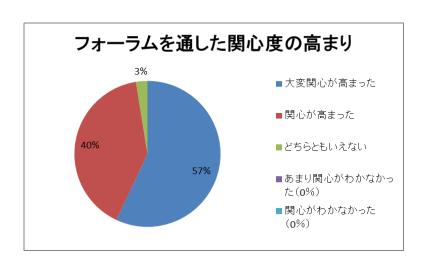
きる制度の設が必要である。

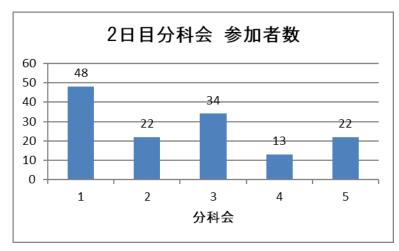
関係者を合わせた全参加人数は240人(一般参加者は154名)。アンケートは80名から得られた。回収率は52%。











分科会1:里親を増やすための方策と家庭養護を推進するためのフォスタリング機関、児童相談所のあり方

分科会2: 家庭養護の推進に向けた施設のあり方

分科会3:社会的養護と障害児施策、子育て支援、母子保健等の他施策との連携

分科会4:要保護児童を対象とした特別養子縁組の展望

分科会5:多様な子どものニーズに対応する家庭養護の質の向上

参加者の声(一部抜粋)

特に興味深かった内容を教えてください。

- 分科会と三日目のシンポジウム。猪飼先生の視点から多くを学びました。横堀先生のまとめがすばらしかった。(60 代 学会、研究者)
- 榊原さんのお話は印象に残りました。多様な立場、ご意見のパネリストをこれだけ集められたことに敬意を表します。たくさんの気づきがありました。(50代、施設ボランティア)
- 常に刺激だらけで充実していました。あえて上げるなら、猪飼先生、永松市長さんのお話がすごく興味深かったです。多くの分野から子供の育ち、将来の日本の視点を頂きました。(40 代 母子生活支援施設)
- 2月2日のシンポジウムにおいて、社会的養育ビジョンに示された数値目標について積極、慎重、両者の意見が聞けた。子供の利益を最優先すれば結果として数値が付いてくる、という考えが納得できた。数字合わせではなく、それでいて高い目標を目指し努力することが子供の利益になると思う。(50代 区役所子育て支援課)
- 各関係機関によるフォスタリング機関としての役割機能と課題について学ぶことができ、有意義でした。本市児相においても、今後フォスタリング機関としての機能をどこに主軸に置くのか委託を想定にした時、どこにどの内容をどのようにして連携すべきか今まさに検討しているので大変参考になりました。(40代 児童相談所)
- すべて。これだけ多くの識者の話を一度に聞くことはできないので、こういう機会が得られたそのものが有難い。(50代 行政関連)
- 養育支援の目標数値について。フォスタリング機関についてキーアセットの渡辺先生の話が興味深かった。(20 代 民間フォスタリング機関)
- フォスタリング機関の在り方について各地での背景に基づいて様々な選択肢があること。当事者としての里親会との連携の方法をよく考えともに決定していく必要がある。(60代 行政関連、児童相談所の設置準備)

子どもの社会的養護について、特にご関心のあるテーマを教えてください。

- 措置解除後の児童の生活、アフターケアについて(40代 社会福祉関連)
- 子どものケアニーズのアセスメント。子供の関係と成長への支援についての共通認識(50 代 児童自立支援施設)
- 支援する人、職員等の専門性の確保。育成。(60 代 元児相 アフターケアセンター)
- フォスタリングに関わる児相スタッフ(里親担当、施設担当、里親)との地域(民生、企業)連携によるフォスタリング機関の創生と普及。(60代 ファミリーホーム)
- 子どもたちの意見表明など権利擁護全般(50代 里親)
- 施設養護出身の子と家庭的養護出身の子とで、措置解除後のフォローの質が異なっていると感じる(20 代 民間フォスタリング機関)
- 長期養育里親家庭で育つ子供への支援。実親と里親の間で揺れる心理。生い立ちへの整理。(40 代 児 童相談所)

シンポジウムについてのご感想で「不満」「やや不満」と答えられた方は、その理由を教えてください。また、次回以降のフォーラム開催に向けて、企画のご提案、改善のご要望、ご意見等がありましたら教えてください。

- シンポジストの数が多すぎた。もう少しじっくり話が聞きたかった。(50 代)
- 都合により2日目だけの参加だったが、分科会の内容が 1 日目の話題を踏まえての発言等があり、資料が 頂きたかった(30 代 児童相談所)
- 盛沢山すぎてシンポジスト発表の時間に無理がありすぎる。もっと丁寧に聞きたかった。資料が欲しかった。(60代学会、研究者)
- 分科会、皆さん熱心だったが時間不足でした。より多くの情報を、との意図があるのかもしれませんが、実践例を丁寧に聞きたかった。適正な登壇者の人数、時間配分を設定してもらえたらもっとよかったです。 (60 代 学会、研究者)
- 資料をいただきたい。限られた時間の中で皆さん濃密な発題をしてくださっていたのでもったいないです(40代) 行政機関)
- スマホで写真を撮る人のシャッター音が耳障りでした。カメラ禁止か、無音なら OK など検討してほしい。資料や発表も配布してほしい。(20代 民間フォスタリング機関)
- シンポジストの時間が一部予定時間を大きくオーバーしており、フロアの質問時間が十分でなかった。(50代 県行政)
- レジュメをまとめたものがあるといいとおもいます。(40代 乳児院 里親交流支援)
- もう少し休憩があると良い。(50代 養子縁組斡旋機関)

その他(設立発起人総会・レセプション)

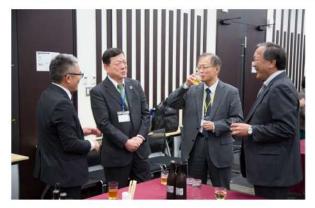






















報告書

第1回 FLEC フォーラム ~社会的養護の健全な発展のために~

発 行 一般社団法人共生社会推進プラットフォーム

住 所 〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-10-7 島村ビル 2 階

TEL: 03-6276-5280 FAX: 03-6276-5206

MAIL: info@isephp.org